

研究所報

No. 18

厚生統計

1992年3月

法政大学

日本統計研究所

はしがき

日本統計研究所では、統計作成者と統計利用者の相互交流の場を提供し、あわせてわが国の統計の改善に寄与するという主旨から、一連の継続事業として、わが国における部門統計の吟味を行ってきた。

昭和57年度は労働省が所管する調査統計と業務統計をとりあげ、昭和58年度は、総務庁統計局が所管する主要な調査統計をとりあげ、さらに昭和59年度は、農林水産省統計情報組織所管の調査統計を、また昭和60年度には、日本銀行調査統計局所管の金融統計をとりあげた。今年度は、このような部門統計サーベイの一環として、厚生省大臣官房統計情報部が所管する諸統計をとりあげることにし、統計作成担当の方々を交え、研究会を行ってきた。本報告書は、そこで検討結果をとりまとめたものである。

研究所の企画の主旨をご理解いただき、報告書の役をお引き受けいただいた小野寺満夫氏（管理企画課）、福島靖正氏（衛生統計課）、成瀬郁夫氏（同）、宮澤福弘氏（社会統計課）それに石井保範氏（人口動態統計課）に心から謝意を申し述べたい。また、討論にご参加いただき統計の改善に向けて各種の刺激を与えられた諸先生方にもその場を借りて厚く御礼申し上げたい。

当研究所では、この種の企画を今後も継続してゆきたいと考えている。ご意見をお寄せいただければ幸いである。

平成4年3月

法政大学 日本統計研究所

目 次

I. 厚生省の統計体系と統計組織	1
II. 衛生統計	22
III. 国民生活基礎調査	60
IV. 人口動態統計	71
V. 保健所の統計活動	93

I 厚生省の統計体系と統計組織

1 厚生統計の沿革

資料Ⅰ－１は、「厚生省統計の沿革」を図示したものである。

厚生統計は、①人口動態統計、②衛生統計及び③社会統計に大別されるが、その始まりは、昭和13（1938）年の厚生省創設とともに内務報告例から厚生省所管分が移管され制定された厚生省報告例である。昭和22（1947）年には総理庁から人口動態統計が移管されたが、厚生統計の本格的な整備は昭和20年代後半から30年代前半にかけて行われ、現行調査体系の骨格が形成された。その後は部分的な改良にとどまっていたが、昭和50年代後半に至り、複雑化、多様化した社会事象を的確に把握し、行政により反映させることを目的として、医療施設面、社会福祉施設面及び世帯面の統計について、調査規模の拡大、内容の充実等大幅な改善が図られた。

（1）人口動態統計

我が国の場合、西暦 645年の大化の改新において、籍に関する制度が定められた。この戸籍の制度は、その後時代の推移とともに、徴貢、徴税、徴兵等の用に供されてきた。近代的な明治政府が誕生するに及び、明治 4（1871）年に戸籍の法が制定され、全国的に戸籍簿が作成されたことにより、全国の性別出生数、死亡数が調査されることになり、人口動態調査の第一歩が踏み出された。その後、幾度かの改定を経て明治31（1898）年に戸籍法が制定されるに至り、翌32（1899）年からは人口動態調査も従来のいわゆる表式による地方分査の方式から出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各 1 件ごとに調査小票を作成し、これを収集して統計を作成するという中央集査方式がはじめて採用され、近代的な人口動態調査方式が確立された。このような登録制度の整備とそこから生まれる人口動態統計の精度の向上とを背景に、明治24～31（1891～1898）年の死亡統計に基づく我が国の第一回生命表が明治35（1902）年に作成されている。

第 2 次大戦後、昭和21（1946）年に人口動態調査令及び死産の届出に関する規定が整備され、さらに翌22（1947）年 9 月に人口動態調査はその所管を総理庁統計局から厚生省に移され、直接的に公衆衛生行政に活用されることとなり、現在に至っている。

（2）衛生統計

衛生統計の収集も明治政府の誕生により整備された。明治 6（1873）年に医療施設の状

況と医師数を調査するための「医制取調」制度が布かれ、翌7（1874）年「医制」が發布されたが、そのなかには現在の衛生統計の原型がみうけられる。その後も時代の推移とともに衛生統計の整備が図られてきたが、明治19（1886）年内務省令による「内務報告例」が制定された。この内務報告例には衛生関係項目として12のものが含まれている。その後内容の充実が図られ、厚生省が創設される昭和13（1938）年までの半世紀の間、衛生関係業務報告のよりどころとなり我が国の衛生統計の根幹としての役割を果たした。厚生省が創設されるに及び訓令としての「厚生省報告例」に引継がれたが衛生統計関係の報告は53表にのぼっていた。第2次大戦後、衛生行政それ自体の整備に伴い、報告例が整備合理化されたが、その後も行政の整備に伴う改定が加えられつつ現在に至っている。

また、伝染病統計の整備をはじめとして、人口動態統計をも含めた広い意味での衛生統計体系を確立しようとの意図から、①世帯面からみた医療調査、②施設面からみた医療調査、③医療経済調査及び④診療内容精密調査の4種の調査が企画立案された。このうち、疾病調査にかかわるものは①と②であり、いずれも標本調査法を用いて昭和23（1948）年に発足したあと、幾多の変遷を経て、28年に指定統計となり、国民健康調査、患者調査として国民の疾病量把握の2大支柱となった。また、同年に指定統計となった医療施設調査も引続き重要な調査として実施されている。なお、国民健康調査は昭和61（1986）年に国民生活基礎調査に統合された。その他、予防治療行政を進めていくための特殊疾病を対象とする結核実態調査、精神衛生実態調査、成人病対策推進の基礎資料を得るための成人病基礎調査などが実施されている。

（3） 社 会 統 計

社会統計も明治19（1886）年の内務報告例に端を発している。内務報告例制定当時は、済貧恤救行表、行路死亡人埋葬表及び棄児並養育費の3種の項目を収集しているにすぎなかった。厚生省報告例に引継がれてからも部分的な改正はあったものの、基本的な改正は行われないまま昭和19（1944）年その多くが廃止されている。第2次大戦後、厚生省報告例の整備が図られ、まず、生活保護関係等の報告事項等も加えられ、再出発をしている。また、社会福祉制度の進展とともに社会統計調査が近代的な調査方法によって開始されている。

生活保護の分野では昭和23（1948）年に被保護者全国一斉調査が実施されたのを皮切りに、医療扶助実態調査、生活保護実態調査が開始された。また、昭和31（1956）年にそれまでに整備されてきた社会福祉施設を対象とした社会福祉施設調査を厚生省報告例から独立させて実施し、その後、昭和60（1985）年に調査内容等の充実を図って現在に至っている。

る。昭和27（1952）年に、社会集団の最小単位である世帯からみた国民の所得階級別の状況、傷病及び治療費に関する状況等について早急に関係資料を整備する必要性から社会医療基礎調査が実施された。翌28（1953）年には、この調査の名称は厚生行政基礎調査（指定統計第60号）と改められ、その後、昭和61（1986）年に行政上の情報ニーズに的確に対処すること及び調査体系の効率化を図ることを目的として、本調査と既存の国民生活実態調査、国民健康調査及び保健衛生基礎調査を統合して国民生活基礎調査（指定統計第116号）が創設された。この調査は厚生省各部局の行う世帯調査のなかで最も基本的なものとして位置付けられており、厚生行政施策全般への基本的かつ総合的な情報提供の機能と他の調査の親標本の役割を果たしている。

その他、政府管掌健康保険、国民健康保険の療養の給付に係る医療の状況を傷病及び診療行為の内容を通じて明らかにする社会医療診療行為別調査、社会保障制度及び租税制度等による所得再分配の実態を把握し、社会保障施策の浸透状況及び影響度について明らかにする所得再分配調査などを実施している。

2 厚生統計の体系

資料Ⅰ－2の厚生統計調査一覧及び資料Ⅰ－3の年次別厚生統計調査一覧は、厚生省が現在実施している統計調査を示したものである。

厚生統計調査は、①統計情報部が所管する調査約20本、②原局の所管となる調査が約40本となっており、年間50～60本程度の調査が実施されている。平成3年度に実施を予定している統計調査を種類別にみると、指定統計4本、承認統計38本及び届出統計は18本であり、指定統計調査は人口動態調査（指定統計第5号）、薬事工業生産動態統計調査（第48号）、医療施設調査（第65号）、患者調査（第66号）及び国民生活基礎調査（第116号）である。厚生行政施策の企画・立案のための基本的、基礎的な統計調査を統計情報部が所管し、各種行政に直接対応する専門的な統計調査を原局が所管するという大枠の役割分担がされている。これを厚生行政施策にどう対応しているかという面からみると、概略、次のように位置付けられる。

① 人口に関する統計すなわち人口の高齢化実態及びその将来の動向等についての基本的な情報を提供する人口動態調査、生命表及び将来推計人口。

これらの統計を専門的な側面から補強する関係にある人口動態社会経済面調査、出産力調査、人口移動調査、高齢人口の移動に関する人口学的調査。

② 家族・世帯の状況に関する統計すなわち家庭基盤、家庭の機能の変化等の動向等についての基本的な情報を提供する国民生活基礎調査。

③ 保健・医療面に対応する統計すなわち疾病構造の変化、傷病量及び健康状態等についての基本的な情報を提供する患者調査、医療施設調査、病院報告及び国民生活基礎調査、人口動態調査。

④ 保健、医療及び福祉の供給体制、マンパワーの整備と拡充に資するストック面の基本的な情報を把握する医療施設調査、病院報告、老人保健施設調査、社会福祉施設調査及び医師・歯科医師・薬剤師調査。

⑤ 健康・福祉に関連するサービス業・サービス活動の基本的実態及び利用状況・需要に関する情報を把握する健康・福祉関連サービス産業統計調査、健康・福祉関連サービス需要実態調査。

⑥ 社会保障・社会福祉一般に関する情報を把握する地域相互扶助状況調査、社会福祉住宅状況基礎調査、社会保障総合調査及び所得再分配調査。

⑦ 都道府県・指定都市の衛生行政及び社会福祉行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の行政資料を得る厚生省報告例、保健所運営報告及び老人保健事業報告。

⑧ 老人保健・福祉行政に資する老人保健施設調査、在宅高齢者福祉サービス利用等実態調査、有料老人ホーム経営実態調査及び老人保健事業報告。

⑨ 生活保護行政に資する被保護者全国一斉調査、被保護者生活実態調査、社会保障生計調査、医療扶助実態調査及び生活保護動態調査。

⑩ 障害者（児）福祉行政に資する身体障害者（児）実態調査、精神薄弱者（児）福祉対策基礎調査。

⑪ 児童福祉行政に資する児童環境調査、全国家庭児童調査、乳幼児身体発育調査、全国母子世帯等調査、養護児童等実態調査。

⑫ 健康増進、疾病対策に資する国民栄養調査、結核・感染症サーベイランス事業、循環器疾患有病状況調査。

⑬ 生活衛生、環境に関連する廃棄物の情報を把握する一般廃棄物処理事業実態調査、廃棄物関連ビジネス事業者実態調査、産業廃棄物排出・処理状況調査。

⑭ 薬事行政に関する情報を把握する薬事工業生産動態調査、薬局実態調査、医薬品産業実態調査、医薬品等価格調査、歯科材料価格調査、医療用具品目指定調査。

⑮ 保健・年金行政に資する医療経済実態調査、健康保険被保険者実態調査、国民健康保険実態調査、公的年金加入状況調査、国民年金被保険者実態調査。

このように、厚生統計調査は複雑で多岐にわたっているが、これは厚生行政がますます

多様化、複雑化し、国民の保健、医療及び福祉という国民生活に直接係わる課題を多く抱えていること、科学的な行政を推進していくうえで統計情報の役割が高まっていることを物語っているといえよう。前述したように、厚生統計は昭和20年代後半から30年代にかけて現行調査体系の骨格が形成され、40年代から50年代にかけては部分的な改良にとどまっていた。昭和59（1984）年から始まった「新調査体系への移行」は複雑化、多様化した社会事象を的確に把握し、厚生行政の課題となっている諸施策のための基礎資料を提供していくために行われたものである（資料Ⅰ－4の新調査体系の概要を参照されたい）。昭和59（1984）年10月の医療施設面調査（患者調査、医療施設静態調査）、60（1985）年10月の社会福祉施設面調査（社会福祉施設調査）、61（1986）年9、10月の世帯面調査（国民生活基礎調査）の実施を皮切りに、平成元（1989）年6、7月の国民生活基礎調査をもって2サイクル目を経過し、軌道に乗ったところである。また、その後の行政需要に対応し、老人保健施設調査、健康・福祉関連サービス統計調査が新たに加わるなど質・量ともに拡大・充実の傾向を示している。

3 厚生統計の組織

現在、厚生省大臣官房統計情報部が所管している統計調査は、前述したように人口動態統計、衛生統計及び社会統計の三つに大別することができるが、これらの統計業務を所管している組織の沿革は次のとおりである。

（1）統計調査部の設立以前

① 人口動態統計

明治4（1871）年に定められた「府藩県一般戸籍の法」に基づく表式調査の方法によって行われたことが始まりであり、これは内務省によって所管されていた。

明治31（1898）年に「戸籍法」が制定され、翌32（1899）年に近代的な調査方式を採用するようになってから、この事務は内閣統計局によって所管され、第2次大戦後の昭和22（1947）年5月に行政機構の改革によって内閣統計局が総理庁統計局と改められるまでの約50年間は一貫してその所管は変わらなかった。昭和22（1947）年9月に人口動態統計は公衆衛生行政と密接な関係を有することに着目され、当時の連合軍総司令部の指示もあって総理庁統計局から厚生省公衆保健局衛生統計課に移管された。

② 衛生統計

衛生統計については、明治10（1877）年に発刊された衛生局年報に結果の報告がされており、明治19（1886）年9月に内務報告例が制定されてその体系化が図られたが、これが現在の衛生統計の主流とされている。その後、昭和13（1938）年に厚生省が創立された時に厚生省報告例に受け継がれたが、衛生統計を所管する機構については必ずしも整備された状況にはなかった。第2次世界大戦後に、衛生統計もようやく本格的な発展をみせ、それまで公衆保健局調査課の一係において所管されるに過ぎなかったものが、昭和22（1947）年8月に同局に衛生統計課が新設されて組織の基礎ができたといえよう。翌23（1948）年7月に衛生統計課は予防局に移され、同年8月には衛生統計部へと組織の拡充が図られ、指導、計析及び製表の3課が設置され、衛生統計と人口動態統計を併せて所管することとなった。これが昭和24（1949）年に誕生する統計調査部の母体になり、現在の統計情報部の前身にあたる。

③ 社 会 統 計

社会統計については、前述したように明治19（1886）年9月に制定された内務報告例に若干の報告表がみえており、昭和13（1938）年に厚生省報告例が分立して受け継がれた。第2次世界大戦後の昭和21（1946）年7月に社会局庶務課の所掌事務として「社会事業に関する調査統計に関する事項」が明記されているが、衛生統計に比べてその整備は遅れた。

（2） 統 計 調 査 部 の 設 立

国民の保健衛生の向上、医療の確保及び生活環境の改善等の国民生活に密着した体制の確立と行政の拡充の要請に対処するために、昭和24（1949）年6月1日に厚生省設置法が施行されることになったが、この設置法の施行により大臣官房に統計調査部が設置され、厚生行政に必要な統計調査全般について所掌することになった。設置法では、「所管行政に関する調査一般に関すること」及び「人口動態統計その他の厚生省の所管行政に必要な統計について、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編さんを行うこと」とされた。1で述べたように、従来は人口動態統計、衛生統計については予防局衛生統計部、社会福祉統計については社会局庶務課と分けて所管されていたものが統計調査部において一括して所掌することに整備され、課制については予防局衛生統計部が足した当時と同様に指導課、計析課及び製表課の3課体制がしかれた。なお、この体制は約12年間にわたって維持された。

ここで、3課の事務分掌についてみると、業務の過程ごとの分掌はいわゆる横割りの配分をとっていることが注目される。すなわち、各課とも統計調査業務をその種類別に所掌することはなく、いかなる種類の統計調査についても企画立案、施行及び普及広報等は指

導課、製表については製表課、解析については計析課がというように業務の過程によって各課に事務が配分されている。その後、昭和36（1961）年6月に、統計調査業務を組織的かつ効率的に処理するために、従来の横割りの組織を縦割りの組織に移行することにし、管理課、人口動態統計課、衛生統計課、社会統計課及び集計課の5課が設置された。

（3） 統計情報部の発足以降

昭和42（1967）年7月に統計調査部に電子計算機が導入されたが、情報化社会における部の役割りを拡充強化するためには電子計算機による情報処理組織の確立と業務の拡充が要請されたことから、昭和49（1974）年4月にほぼ25年間にわたる統計調査部に幕を閉じ、新たに統計情報部として発足することとなった。

組織的には従来の集計課が廃止され、情報処理に関する中心的な機能としての行政施策に必要な情報システムの開発等を所掌するために情報企画課及び電子計算機室の設置をみることとなったが、統計調査を所掌する組織は人口動態統計課、衛生統計課及び社会統計課の業務、組織は従来のまま存続した。その後、行政改革や部の機能強化に対応するための数回にわたる組織改正を経て、現在に至っている。現在の当部の組織の概要は〔資料Ⅰ－5〕に示すとおりである。統計情報部長のもとに、管理企画課、人口動態統計課、衛生統計課及び社会統計課と管理企画課に情報企画室、普及相談室、疾病障害死因分類調査室、電子計算機室及び統計数理企画官、社会統計課に国民生活基礎調査室が設置されており、4課5室1官という構成をとっている。

なお、省内各部局が所管している統計調査一覧を〔資料Ⅰ－3〕に示したので、各調査と実施課の関係についてはとれをもって把握されたい。

4 厚生省の地方統計機構について

（1） 都道府県統計機構

地方統計機構を整備し、質の高い統計を効率的に得る必要性から、「地方統計機構整備要綱」が昭和22（1947）年7月に閣議決定された。この要綱は「国の必要に基づいて行う統計は、国の監督のもとに国の経費をもって行い、統計の真实性と統一性を確保し、事務を迅速に処理するため、統計事務に従事する専任の職員を配置すること」としている。また、指定統計調査のような国の重要な統計調査は、国が専らその用に供することを目的として行うものとして、地方公共団体をして調査を行わしめる場合はすべて機関委任事務と

され、国費支弁となっている。厚生省においては、昭和22（1947）年に衛生統計専任職員276名が先行して配置され、昭和26（1951）年には社会福祉統計専任職員51名が配置された。

衛生統計専任職員は、統計情報部が実施する人口動態調査、衛生統計調査及び省内各都局が行う調査の事務を担当し、調査に関する指導を管下保健所に対して行っている。衛生統計専任職員の配置状況は、当該県の人口規模等により、若干の差があるが各県・指定都市とも衛生統計を所掌する係を衛生主管都局に設置し、衛生統計業務を統一的に処理している。なお、平成3年4月1日現在の職員数は260名である。一方、社会福祉統計専任職員は統計情報部が実施する社会福祉施設調査、生活保護動態調査等の社会福祉統計調査及び厚生省各都局が行う調査の事務を担当し、調査に関する指導を管下福祉事務所、児童相談所及び社会福祉施設等に対して行っている。社会福祉統計専任職員は各都道府県・指定都市に1名配置されており、平成3年4月1日現在の職員数は58名である。

（２） 現地指導官制度

現地指導官制度は、人口動態調査が戸籍事務と密接な関係にあるために設けられているもので、市区町村における人口動態調査事務の円滑な推進を図るためのものである。現地指導官は各法務局及び地方法務局戸籍課長及び支局長を厚生事務官に併任しているもので、具体的な任務は、①都道府県または保健所の衛生統計事務担当者との連絡を取り、市区町村の人口動態調査事務処理状況の把握に務めること。②市区町村の人口動態調査事務担当者に対する講習会、研究会等を開催する場合は出席し、指導するよう務めること。③人口動態調査事務処理が適切に行われていない市区町村については、都道府県または保健所の衛生統計事務担当者に連絡のうえ、その原因を調査し、指導に務めること等である。

なお、平成3年1月1日現在、現地指導官（併任厚生事務官）として、322名が任命されている。

５ 厚生統計の調査系統について

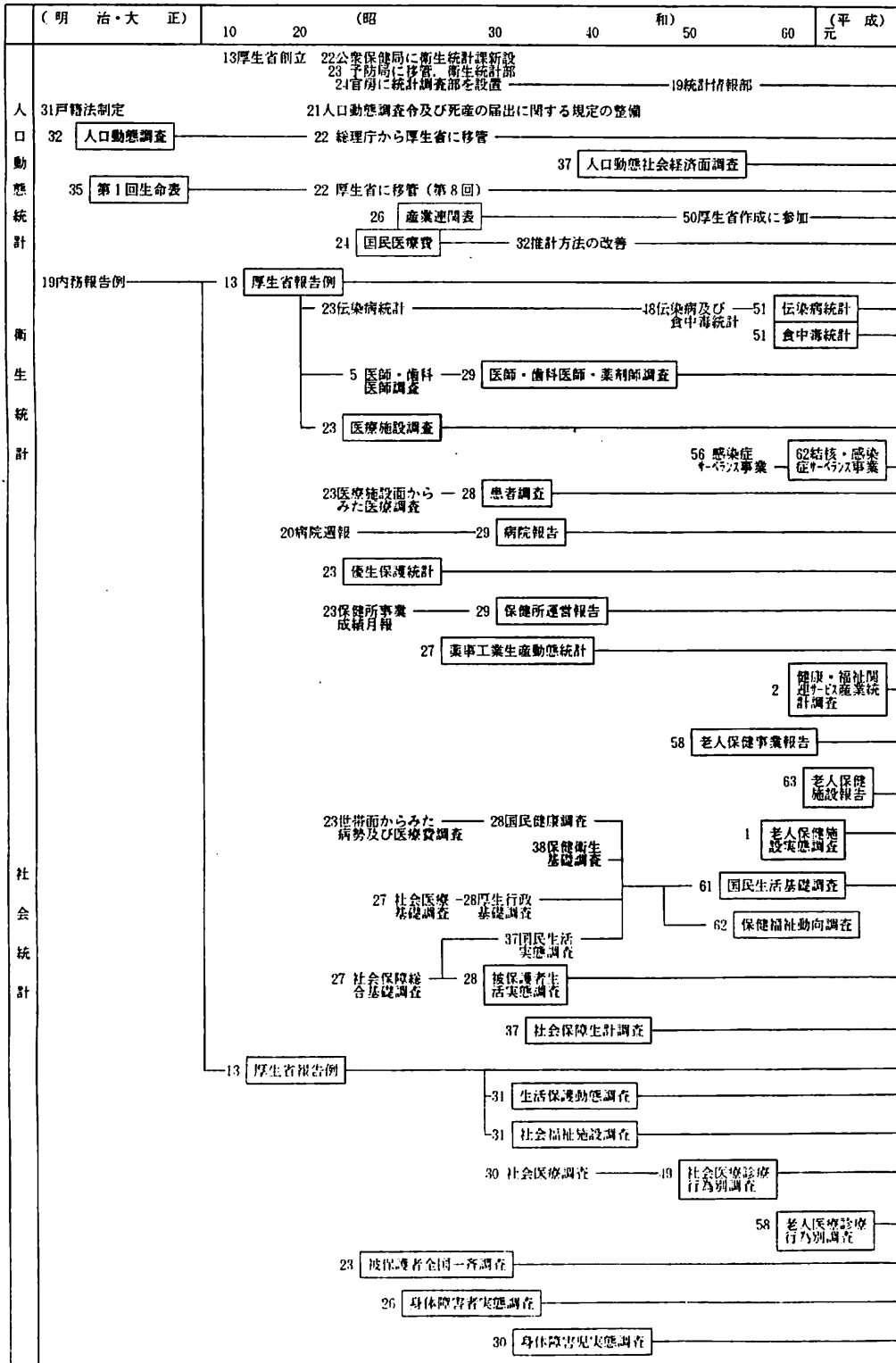
資料Ⅰ－６は、厚生統計の調査系統について図示したものである。

他省庁の調査ルートを見ると、総務庁統計局は都道府県の統計主管課から市区町村へのルートをもって一元的に統計に関する事務を行っており、国勢調査、住宅統計調査等はこれに当たる。農林水産省の農林業センサス、漁業センサス、通商産業省の工業統計調査、

商業統計調査など大規模な指定統計調査についても都道府県統計主管課から市区町村へと実査に関する事務が流れ、調査票等は逆を通して収集されている。但し、農林水産省の場合は前述した調査以外の調査については、地方農政局から統計情報事務所等の出先機関を使って調査を実施しているケースもある。厚生省においては、基本系統として①厚生省－都道府県・指定都市（衛生主管部局）－保健所－〔調査員〕－調査単位とするいわゆる衛生ルートと②厚生省－都道府県・指定都市（民生主管部局）－福祉事務所－〔調査員〕－調査単位とするいわゆる民生ルートで調査が実施されている。これを主な調査別にみると、医療施設調査は厚生省－都道府県・指定都市（衛生主管部局）－保健所－医療施設という①に準じたルートを取り、社会福祉施設調査は、厚生省－都道府県・指定都市（民生主管部局）－福祉事務所－社会福祉施設という②に準じたルートを採用している。国民生活基礎調査は、厚生省－都道府県・指定都市（衛生・民生両主管部局）－保健所・福祉事務所－調査員－世帯と①及び②の両ルートを採用し、調査員による調査を実施している。人口動態調査は、戸籍制度に依拠した第2義統計という性格上、厚生省－都道府県・指定都市（衛生主管部局）－保健所－市区町村－戸籍（出生、死亡、婚姻、離婚）及び死産の届出義務者または届出人という特殊なルートをとっており、社会医療診療行為別調査は、レセプトから情報を収集するために、厚生省－社会保険診療報酬支払基金（政府管掌健康保険）・国民健康保険団体連合会（国民健康保険）という他の調査とはかなり違ったルートとなっている。

厚生統計調査は、保健、医療及び福祉という分野を対象とすることから、その専門性、特殊性に対応するうえで、独自のルートすなわち、都道府県段階では衛生・民生の両部局及び保健所、福祉事務所を調査ルートに位置付けているという特徴をもっている。

資料 I - 1 厚生統計の沿革



資料 I - 2 厚生統計調査一覧

91.5.2 ④

	施設・企業等	世帯	地方自治体・その他
人口・世帯		人口動態社会経済面調査 出生力調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査	人口動態調査
保健・医療	医療施設調査 病院報告 病院経営収支調査 患者調査 医療経済実態調査(医療機関調査)	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査	食中毒統計 伝染病統計 結核・感染症サーベイランス 医師・歯科医師・薬剤師調査 優性保護統計 老人保健事業報告 保健所運営報告 保健婦設置状況調査 生活保護動態調査 被保護者全国一斉調査 医療扶助実態調査 福祉事務所現況調査
福祉	健康・福祉関連サピス調査 看護婦等学校養成所 卒業生及び卒業生 就業状況調査 社会福祉施設調査 社会福祉施設運営状況調査 消費生活協同組合実態調査 老人保健施設調査 老人保健施設経営等実態調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査
業務	薬事工業生産動態調査 医療用品目指定調査 薬局実態調査 歯科技工料調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査
保険・年金	医療経済実態調査(保険者調査) 健康保険被保険者実態調査 健康保険診療状況実態調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査
生活・環境	環境衛生関係営業経営実態調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査	健康・福祉関連サピス調査 国民栄養調査 歯科疾患実態調査 循環器疾患調査 国民生活基礎調査 所得再分配調査 社会保障生計調査 被保護者生活実態調査 全国家庭児童調査 全国母子世帯等調査 精神薄弱児(者)実態調査 身体障害児(者)実態調査 在宅高齢者福祉サービス 利用実態調査

資料 I - 3 年次別厚生統計調査一覧

様式 1

厚生省 4-1

所 管 部 局 及 び 統 計 調 査 名			種 別	年 度								備 考
部局	主 管 課 名	統 計 調 査 の 名 称		60	61	62	63	元	2	3	4	
大 臣 官 房 政 策 課		所得再分配調査	承			○			○			3年サイクル
	"	昭和60年暮らしと福祉に関する状況調査	承	○								1回限り
	"	昭和61年生活福祉動向調査	承		○							"
	"	社会サービス負担能力調査	承				○					"
	"	地域相互扶助状況基礎調査	承					○				"
	"	社会福祉住宅状況基礎調査	承							○		"
	"	社会保障総合調査	承								○	
大 臣 官 房 統 計 部	管 理 企 画 課	昭和60年産業連関表作成基礎調査	承		○							
	"	世帯総合調査予備調査	承	○								1回限り
	"	健康・福祉関連サービス需要実態試験調査	承					○				"
	"	健康・福祉関連サービス産業統計調査	承						○			3年サイクル
	"	健康・福祉関連サービス需要実態調査	承							○		"
	人 口 動 態 統 計 課	人口動態調査	指	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	人口動態社会経済面調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	テーマ・ローション
	衛 生 統 計 課	患者調査	指			○			○			3年サイクル
	"	医療施設調査	指	○	○	◎	○	○	◎	○	○	◎静態年
	"	病院報告	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	老人保健施設報告	承				○	○	┐			
	"	老人保健施設実態調査	承					○	┐			
	"	老人保健施設調査	承						○	○	○	
	"	厚生省報告例（衛生関係）	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	伝染病統計調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	優生保護統計報告	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	食中毒統計調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	保健所運営報告	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	医師・歯科医師・薬剤師調査	届		○		○		○		○	2年サイクル
	"	老人保健事業報告	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	社 会 統 計 課	厚生行政基礎調査	指	○								
	"	国民生活基礎調査	指		◎	○	○	◎	○	○	◎	◎大規模年
	"	保健福祉動向調査	承			○	○		○	○		
	"	社会福祉施設調査	承	◎	○	○	◎	○	○	◎	○	◎精密年
	"	厚生省報告例（社会福祉関係）	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	生活保護動態調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	社会医療診療行為別調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	

所 管 部 局 及 び 統 計 調 査 名			種 別	年 度								備 考
部局	主 管 課 名	統 計 調 査 の 名 称		60	61	62	63	元	2	3	4	
大臣官房老人保健福祉部	老人福祉課	老人実態調査	承	○	○	○	○	○				平成2年度廃止
	"	有料老人ホーム入所者実態調査	承	○				○				
	"	軽費老人ホーム入所者実態調査	承		○							
	"	特別養護老人ホーム入所者実態調査	承			○						
	"	養護老人ホーム入所者実態調査	承				○					
	"	老人保健施設経営等実態調査	承					○		○		
	老人福祉計画課	在宅高齢者福祉サービス利用等実態調査	承						○	○	○	
	老人福祉振興課	有料老人ホーム経営実態調査	承							○	○	
健康政策局	指 導 課	病院経営収支調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	救急医療体制実態調査	承					○				1回限り
	歯科衛生課	歯科疾患実態調査	承			○						6年サイクル
	看 護 課	看護婦等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	看護職員の夜勤体制等調査	承				○					
保健医療局	健康増進栄養課	国民栄養調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	疾 病 対 策 課	循環器疾患基礎調査	承						○			
	"	循環器疾患有病状況調査	承								○	
	"	結核・感染症サーベイランス事業	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	結核対策推進事業調査	承								○	1回限り
生活衛生局	指 導 課	環境衛生関係営業経営実態調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	テ・マ・ロー・テーション
	水 道 環 境 部	一般廃棄物処理事業実態調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	廃棄物関連ビジネス事業者実態調査	承								○	
	"	産業廃棄物排出・処理状況調査	承								○	
薬務局	企 画 課	薬局実態調査	承						○			5年サイクル
	経 済 課	薬事工業生産動態調査	指	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	医薬品産業実態調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	医薬品等価格調査	承	○		○		○		○		2年サイクル
	"	歯科材料価格調査	承	○		○		○		○		"
	"	歯科用薬剤価格調査	承	○		○		○		○		"
	"	流通改善影響等実態調査	承								○	
	医療機器開発課	医療機器産業実態調査	承						○	○	○	
	新 医 薬 品 課	G C P 実施施設実態調査							・	・		
	安 全 課	医療用器具目指定調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	"	抗生物質感受性状況調査	承						・	・	○	

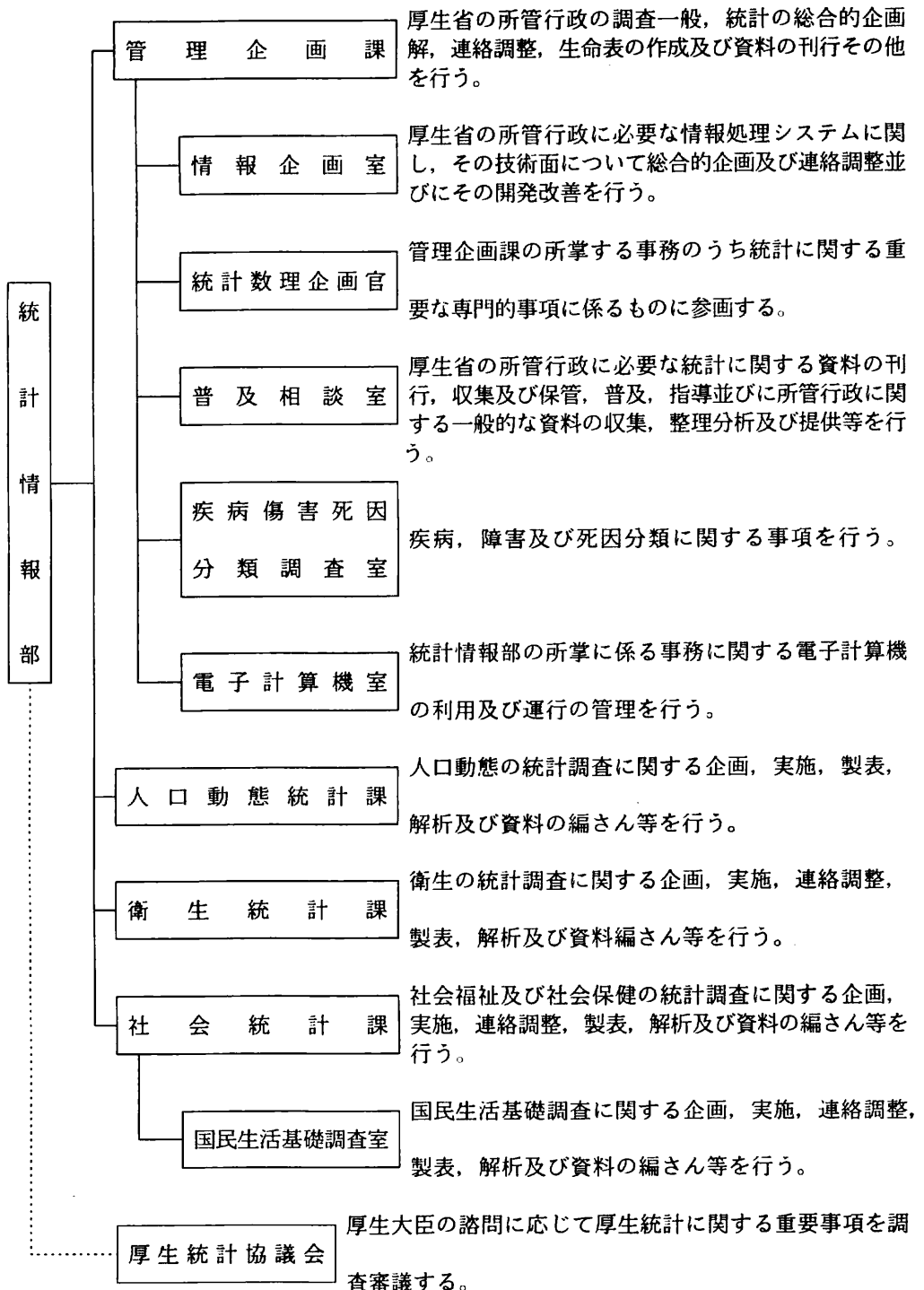
所 管 部 局 及 び 統 計 調 査 名			種 別	年 度								備 考
部局	主 管 課 名	統 計 調 査 の 名 称		60	61	62	63	元	2	3	4	
社 会 局	庶 務 課	福祉事務所実態精密調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	保 護 課	被保護者生活実態調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	社会保障生計調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	被保護者全国一斉調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	医療扶助実態調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	更 生 課	身体障害者実態調査	承			○				○		5年サイクル
	生 活 課	消費生活協同組合実態調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	公益質屋実態調査	届		○		○		○		○	2年サイクル
児 童 家 庭 局	施 設 課	社会福祉施設運営実態調査	承	○	○	○	○	○		○	○	
	企 画 課	養護児童等実態調査	承			○					○	5年サイクル
	〃	全国母子世帯等調査	承				○					5年サイクル
	〃	全国家庭児童調査	承					○				5年サイクル
	〃	昭和60年度乳幼児栄養調査	承	○								
	〃	子供と家庭に関する実態調査	承				○					1回限り
	〃	児童環境調査	承		○					○		5年サイクル
	〃	乳幼児身体発育調査	承						○			10年サイクル
	障 害 福 祉 課	身体障害児実態調査	承			○				○		5年サイクル
	〃	精神薄弱者（児）福祉対策基礎調査	承						○			
	母 子 衛 生 課	小児慢性特定疾患対策調査	承							○		
保 険 局	〃	アトピー性疾患実態調査	承								○	
	医 療 課	医療経済実態調査（医療機関調査）	承			○		○		○		2年サイクル
	〃	特定治療等材料価格調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	歯科技工料調査	承	○		○		○	○	○	○	
	〃	衛生検査所検査料金調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	医薬分業実施機関実態調査	承						○		○	2年サイクル
	〃	医療経済実態調査（医薬分業・非分業地域における疾病別投薬パターン分析調査）							○	○	○	業務報告
	調 査 課	医療経済実態調査（保険者調査）	承			○		○		○		2年サイクル
	〃	健康保険被保険者実態調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	健康保険診療状況実態調査	承	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	国民健康保険医療給付実態調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	国民健康保険実態調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	〃	国民健康保険診療状況実態調査	届	○	○	○	○	○	○	○	○	

所 管 部 局 及 び 統 計 調 査 名			種 別	年 度								備 考
部局	主 管 課 名	統 計 調 査 の 名 称		60	61	62	63	元	2	3	4	
年 金 局	数 理 課	日独年金通算に係る実態調査	承						○			1回限り
	"	年金制度基礎調査	承	○	○				○	○	○	
	"	年金数理基礎調査		○	○	○	○	○	○	○	○	業務報告
	"	昭和61年度国民年金被保険者基礎調査	承			○						不定期
	"	年金受給前後の生活実態調査	承							○		
社 会 保 険 庁	企 画 課	公的年金加入状況等調査	承		○			○			○	
	"	国民年金被保険者実態調査	承			○			○			
	"	厚生年金被保険者・被扶養者・配偶者 実態調査	承	○	○	○						
	"	健康保険厚生年金保険未適用5人未満法人 事業所実態調査	承				○					
	"	健康保険日雇特例被保険者実態調査	承	○								
	"	健康保険厚生年金保険未適用事業所 実態調査	承	○								
	"	政管健保及び船員保険の医療給付者の 受給状況調査	届						○	○	○	
人 口 問 題 研 究 所			承			○					○	5年サイクル
"			承				○					1回限り
"			承	○				○				不定期
"			承		○					○		5年サイクル
"			承		○							1回限り
"			承						○			"
				4	4	5	4	4	5	4	4	
				31	27	35	27	34	32	38	35	
				17	19	17	19	17	20	18	20	
				52	50	57	50	55	57	60	59	

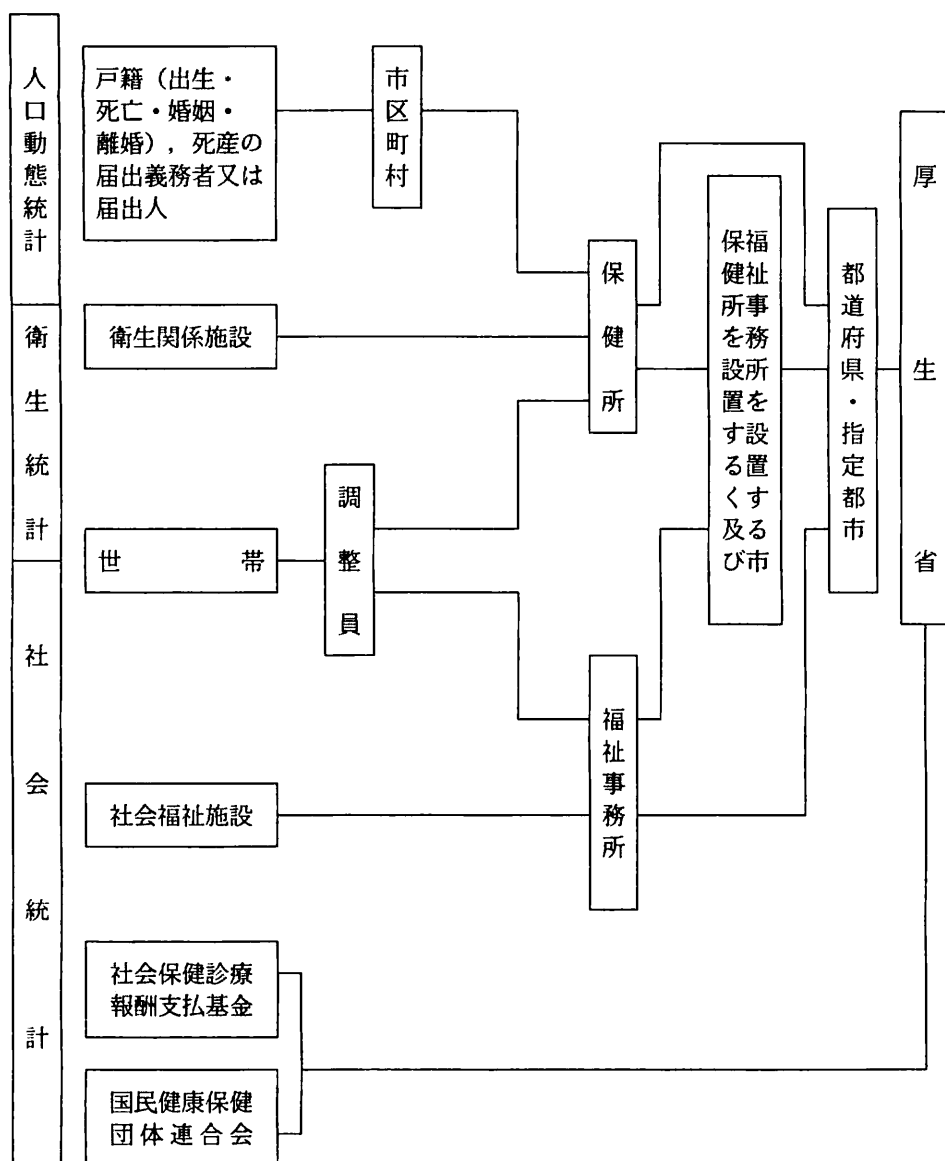
資料 I - 4 新調査体系の概要

現行調査体系	新調査体系	実施概要	新調査体系のねらい
人口動態統計			
人口動態調査 → 現行通り			
社会経済面調査 → 現行通り			
医療施設面調査			
医療施設調査 →	医療施設総合調査	現行医療施設静態調査（3年周期）の調査項目を拡充して実施する。 医療施設の動態を毎年調査する。	医療の需給状況を地域別に詳細に把握し、地域格差是正及び地域医療計画の推進、改善に資する。
	静態調査		
	動態調査		
患者調査 →	受療状況調査	現行の調査項目を拡充し、地域ブロック別・県別推計が可能な客体数で、3年の周期で実施する。 患者の受療に関する基本的事項を毎年調査する（ただし、受療状況精密調査実施年は、これに包含する）。 調査対象の拡大を検討する。 現行報告内容の見直し、改善を図る。	
	精密調査		全国の受療の動向を把握する。
	動向調査		
社会医療調査 → 社会医療調査			
病院報告 → 病院報告			
社会福祉施設面調査			
社会福祉施設調査 →	社会福祉施設総合調査	現行の調査を拡充し、3年の周期で実施する。 社会福祉施設の基本的事項を毎年調査する（ただし、社会福祉施設精密調査実施年は、これに包含する）。	地域福祉の核となる社会福祉施設の機能の充実及び地域化・社会化の推進に資する。 社会福祉施設の動向を把握する。
	精密調査		
	基本調査		
世帯面調査			
厚生行政基礎調査	世帯総合調査	現行の世帯調査を統合し、基本的項目について地域ブロック別・県別推計が可能な客体数で、3年の周期で実施する。 世帯に関する基本的事項を毎年調査する（ただし、世帯精密調査実施年は、これに包含する）。	国民生活の実態を世帯面から総合的、かつ地域別に把握して年金制度の改革及び保健・医療と福祉行政との連携に資するとともに、長期展望に立った行政施策策定に必要な世帯構造等の将来予測のための基礎的資料とする。 世帯に関する基本情報及び緊急あるいは特別の世帯情報把握の需要に対応する。
国民生活実態調査			
国民健康調査			
保健衛生基礎調査			
	精密調査		
	基礎調査		
業務統計			
保健所運営報告 → 保健所運営報告	}	報告周期と調査項目を見直し、改善を図る。	疾病構造の変化等社会変動に即応した行政情報を把握する。
優生保護統計 → 優生保護統計			
伝染病統計 → 伝染病統計			
食中毒統計 → 食中毒統計			
報告例（衛生関係）→ 報告例（衛生関係）		報告周期と調査項目を見直し、改善を図る。	人口構造、社会福祉ニーズの変化等社会変動に即応した行政情報を把握する。
老人保健事業報告 → 現行通り			
生活保護動態統計 → 現行通り			
報告例（社会福祉関係）→ 報告例（社会福祉関係）			
医療関係者調査			
医師・歯科医師・薬剤師調査 → 現行通り			

資料 I - 5 統計情報部の組織



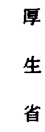
資料Ⅰ－６ 厚生統計の調査系統図



調査票・報告表の提出経路

当部で作成している統計は、次の方法によって集められた資料をもとにして作られている。その一つは、国民生活基礎調査、患者調査等行政上の必要性から行われるもので、全国を対象としてその全地域又は一部地域について、調査員が記入したり各家庭や施設に記入を依頼したりして調査票を作成するもので「調査統計」という。あらかじめ国から業務について委託を受けた都道府県知事等が、まとめて厚生大臣に提出することになっている。

厚生省



資料 I - 8 組 織 の 変 遷

昭和 4 年	5 年	7 年	11 年	12 年	13 年
大臣官房				(10. 1) 計画局	大臣官房 計画局
神社局					神社局
地方局					地方局
(8. 1) 外局 社会局 庶務課 労働部 労働課 労政課 監督課 社会部 保護課 福利課 職業課 保険部 規画課 監査課 経理課 医家課			(4. 25) 社会局 庶務課 労働部 労働課 労政課 監督課 社会部 保護課 福利課 職業課 保険部 規画課 監理課 組合課 医家課	(11. 1) 社会局 庶務課 労働部 労働課 労政課 監督課 社会部 保護課 福利課 職業課 保険部 規画課 監理課 組合課 医家課 軍事扶助課 傷兵保護課 労務調整課	(1. 11) x 厚生省設置
實保局					實保局
土木局					土木局
外局 復興局	外局 (4. 1) 復興事務局	(3. 31) x			
衛生局 医務課 保健課 防疫課 予防課 外局 道神宮使庁				衛生局 医務課 保健課 防疫課 企画課 予防課 外局 道神宮使庁	(1. 11) x 厚生省設置

Ⅱ 衛 生 統 計

衛生統計関係の調査で特に衛生統計課で所管している調査・報告は、現在、12本である。衛生統計の調査は、調査の種類によって調査実施ルートがはっきりしている。まず医療関係の調査・報告の場合、病院、また伝染病関係のそれについては、法律に基づき保健所に届ける義務がある。このように、病院→保健所→都道府県所管部局→厚生省という系統で調査票が上げられてくる。

医療関係は、指定統計は別として、①医療施設、施設の従事者、施設にかかる患者、患者数の毎月の推移、というように施設全体をみようというものである。また、63年にできた中間施設である老人保健施設も、同じような形で調査が行われている。②伝染病統計、食中毒、優生保護など、法律で届け出る義務があるもの、③都道府県がデータを把握しているものを、厚生省報告例により、収集する。④保健事業報告、保健所の活動報告……というような形で、衛生統計調査は成り立っている。全体的にみた場合、医療施設を中心にしたものの方が大きい。

例えば自分が病院を経営していると仮定した場合、3年に1度の医療静態施設調査が必ずくる。その他に、患者調査（サンプリングにより当たることがある）、医療経済実態調査、毎月の月報としての病院報告（全数調査）、他に局の関係のものがあるが、それは毎年ではない。

原局が行っているものも含めた厚生省所管の調査統計の総リストは総務庁の調査総覧がある程度で、省内には全リストをまとめたものは無いと思われる。

<医療施設調査>

この調査は、Ⅰですでに説明されているように、国の指定統計として指定されている。

ところでこの調査は、当初は動態調査とか静態調査というのではなく医療施設調査の1本で、昭和28年に統計法に基づきスタートし、昭和48年までは、年末現在で年1回の調査として実施されてきた。従って現在の調査のように、動態調査という形で調査から調査の間の変動については把握されていなかった。言い替えれば、施設数の把握については、1年前のデータでしか分からなかった。ところが動態調査では、当然、病院、診療所の新設、廃止、開始があるのでその穴埋めができる。例えば、平成3年の4月1日現在の医療施設

数については動態調査で把握できることになる。この医療施設調査には、病院及び診療所の分布と整備の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料とするという大きな目的がある。このような目的から、当然、病院、診療所などの実態把握を行えるような調査事項になっている。ただし、現在の医療施設調査は、2本立てになっている。ひとつは静態調査で、10月1日現在の状態を把握する。もうひとつは動態調査で、新規開設、休止、廃止、住所、開設者の変更等の場合に、医療法に基づき届出が毎月報告される。

次に、医療施設調査の沿革については、この調査は昭和23年に実施された施設面からみた医療調査を親調査としている。昭和28年に統計法に基づき指定統計として実施されることになったが、昭和28年当時は毎年年末現在で行われていた。昭和48年に調査規則を一部改正し、それまで毎年医療施設調査として年末に実施されてきた調査が、上述のように静態調査と動態調査に分かれた。この改正の結果、静態調査は、昭和50年以降、3年毎に実施されてきた。動態調査については、それを補填するため、医療法に基づき開設・廃止・変更等の届出及び使用禁止の命令等の処分のあった施設が保健所に届けでて、保健所がそれを1ヶ月間まとめたものを厚生省に報告している。

動態調査の開始時期は、実際は昭和48年11月分から毎月の報告を徴集しているが、それに先立つ1月から10月分については、たまたま11月がスタートの月である関係上、一括して報告を受けている。その後、昭和59年に、後述の患者調査と同時に実施する調査ということで、調査日を10月1日現在に変更して調査をするようになり、現在に至っている。

調査事項については、静態調査は上述のように、昭和50年度を初年度とする3年毎の10月1日現在、一方、動態調査は新規開設・中止・廃止開設者等の変更の届出に基づき、毎月厚生省に報告される。

動態調査は医療法に基づき開設者が届出し、都道府県知事が届出の受理及び処分を行ったときに動態調査の調査票を作成し毎月1日から月末までの分をとりまとめて厚生省に送付する。静態調査については調査票を国から都道府県・保健所経由で医療施設に配布することになっている。静態調査は全数調査を実施しており、その意味では、総務庁の事業所統計の全数調査と同じである。また、事業所統計の医療施設数と静態調査での把握数を比較してみると、一般的に病院は1万である。また、事業所統計のほうは少しデータは古いですが、病院は約1万、一般診療所が約8万、歯科診療所が約4万8千である。

医療施設調査はあくまでも人間を対象にする病院施設ということで、獣医施設は入っていない。

一般的に都道府県の設置する保健所は直接は都道府県のほうに調査票が流れ、政令指定都市の保健所は政令指定都市経由で都道府県に流れる。なお、現在、保健所の数は全国で852である。市町村の数は約3,000であるので、およそ1保健所で3,4市町村を抱えている計算になる。

動態調査はあくまでも施設名、住所、開設者、病床数、診療科目（病院のみ）などの一般的なものを把握している。一方、静態調査では、病院機能、例えば診療機器、従事者数といった点について細かく調査する。

調査票の配布は、保健所の職員が持って行く場合もあるし、遠いところなどには郵送法によるケースもある。保健所サイドから流れてくるので、具体的な配布の方法については保健所に委せている。

この調査結果が、医療関係調査のサンプリング・フレームとして用いられ後続調査のファイルになる。

調査結果は、「医療施設調査・病院報告」として報告書が公表されている。この他にも速報を出している。医療施設調査は、3年に一度、10月1日現在で把握する静態調査と、毎月施設の変更の報告を徴集する動態調査を実施している。平成3年は動態調査として調査を実施している。平成2年に静態調査があり、その結果は平成3年12月に公表されている。

<医師・歯科医師・薬剤師調査>

この調査は、医師、歯科医師、薬剤師の分布及び就業の実態を把握し医療行政の基礎資料とすることを目的にしている。この調査のうち医師・歯科医師調査のほうは昭和23年にスタートした。また薬剤師調査は昭和29年から、薬事法の改正に伴い、調査が開始された。国家試験関連でいろいろな調査があるが、特に医師・歯科医師・薬剤師の調査を厚生省統計情報部が担当している。医師、歯科医師、薬剤師の方々には、それぞれの身分法に基づき2年に1回12月31日現在で届け出る義務がある。昭和23年から昭和56年までは毎年年末現在で調査をしていたが、昭和57年以降は2年に1回実施することになった。平成2年が調査の年にあたり、次回は平成4年にこの調査を行う予定である。平成2年12月31日現在届出数は、医師が約21万、歯科医師が約7万、薬剤師が15万人ということである。この数は100パーセントというわけにはいかないが、医師・歯科医師・薬剤師の場合についてはある程度浸透している。多くの医師を抱える大病院などでは、一人ひとりに調査票を配布

するのは容易ではなく、従って病院に配布を依頼するというケースはある。

未提出者については、保健所を通じて督促を行なう。それぞれの病院や診療所は医療法に基づいて、届出の中に全部医師のリストも付けており、それについては新しくなる度に常に内容の変更届出の提出が義務付けられている。

調査の系統は、医師等から保健所に届出をもらい、都道府県→厚生省というルートでデータが入ってくることになっている。この届出調査票については、国が調査票を保健所に配布し、保健所が、病院に配布する等の方法で調査をやっている。

看護婦とか放射線技師については、この種の調査はないが、それぞれの身分法で就業者について2年に1回、12月31日現在で届出の義務がある。単純な就業場所・都道府県別のものについては、厚生省報告例で把握されている。保健婦、助産婦、歯科衛生士についても、その就業者数は把握されている。

<老人保健施設報告、老人保健施設実態調査>

まず、老人保健施設報告については、昭和61年12月の老人保健法の一部改正に伴い、老人保健施設制度が創設され、63年4月から報告事項として、入所定員数、入所者数、従事者数などを簡単に把握している。また、もう一つの老人保健施設実態調査では、前述した医療施設調査と同じ形で、老人保健施設の中身を毎年10月1日現在で調査している。これは平成元年からスタートしたもので、今年で3回目になる。結果報告は、平成2年調査を12月に公表した。この調査によれば、調査時点で370余りの老人保健施設が開設されている。特別養護老人ホームというのは福祉施設に分類される。老人保健施設というのは医療と福祉との中間的なもので、病院で入院・加療するほどではないが、在宅には戻せない、まだ若干のリハビリ、治療が必要だというような人に対しての中間的なサービスを与えるための施設としてつくられている。従って、養護老人ホームや特別養護老人ホームは含まない。

老人保健施設は、入所による利用を原則とし、短期間、原則的には3ヵ月をめどとして、そこでリハビリを行い在宅へ戻すという考え方で作られている。ただ、入所期間が長くなったり、在宅へ戻れずに特別養護老人ホーム、養護老人ホームなどの福祉施設のほうに直接入ってしまうようなことも現実にはあり、いろいろと議論も起こっている。この中には医療設備もある。ただ、そこでできる医療の中身が非常に限られており、どちらかというとりハビリテーションが中心である。特にリハビリの中でも病院で行う機能訓練よりも、

障害をもっている生活できるといった社会復帰的、生活に密着したリハビリを中心にレクリエーションなどもやっている。施設そのものが発足したのは、実際は昭和61年に法律ができたので昭和62年である。その運営が本格的に開始されたのは昭和63年4月からである。毎年約200くらいずつ増えてきている。

<患者調査>

この調査は、厚生省の重要な統計調査であり、指定統計の第66号として指定されている。この調査は、医療施設を利用する患者の実態を把握し、医療行政の基礎資料に資することを目的とする。その主な調査事項は、性、年齢、傷病、入院－外来の別、支払い方法などである。医療施設調査と同様、昭和23年11月に1週間にわたって第1回調査が実施された。医療施設面から見た医療調査を親調査として、その後、年1回標本調査を行なっている。医療施設と同様、昭和28年にそれまでの調査を踏まえ、患者調査が発足した。昭和58年まではほぼ同じ形で実施されてきたが、昭和59年から調査を拡充させ、地域別表章が可能になるような調査に切り替えた。新調査は、昭和59年を初年度として、その後、3年毎に医療施設調査と同時期に実施するということで現在に至っている。ちなみに、調査の客体は、病院については約5,000施設、一般診療所は6,000施設、歯科診療所は1,000施設である。病院は全国で総数約1万であり、抽出率約2分の1、診療所は総数約8万であり、抽出率約100分の7.5、また歯科診療所は総数約5万で約100分の2の抽出率である。

標本の抽出は、診療所は診療科別、有床・無床別に層化して行なうが、病院については機構別、設置者別に層化して、それに従って行っている。また、地域によっても異なることがある。つまり、都道府県を例にとれば、ある都道府県が非常に病院が多い場合には抽出率を下げ、少ない場合には上げるということをし、全体としての誤差率をコントロールして、できるだけ斉一的にするという考え方に基いた抽出を行っている。復元をして最終的に、疾病、性、年齢、病院、一般診療所別などに、患者の推計数を算出している。調査では当日その医療施設にかかった患者の全部が対象となる。

調査結果は、患者調査という形で報告書を公表している。平成2年が調査年に当たり、その結果は、3年12月に『患者調査の概況』という形で発表された。

調査時期は10月の中旬の三日間のうち、医療施設毎に定めた1日ということで決められている。昭和59年以前は、気候的に安定している時期ということで7月の第3水曜日に調査をしていたが、昭和59年以降は現在のような10月に行なうようにした。これは、医療施

設調査の静態調査と一緒に実施するためにこのように変更した。これまでのいろいろな調査の経験で、7月、10月は大差がないという結論に達したので、思い切って10月に一緒にした。

従来は何月何日という設定で決めて実施していた。かつて、たまたま天候不順というケースがあり、数値がガタッと変わるということで、昭和59年からは、3日間の調査時期のうち国の指定する1日に、振り分けて実施するということに変えた。

調査票に記入する際に、合併症のように複数の病気が一緒にあるとき患者調査では、主傷病名（その日に受療した傷病）を書く、それから同時に、副傷病ということで、もうひとつ別のものを書くことになる。基本的には、医師の判断ということになる。

疾病の名称は施設の管理者が記入し、国際疾病分類（ICD）に従って情報部でコーディングを行なう。作業は原則的には機械で自動的にやっている。しかし中には判断の難しいものもあり、それらについては手作業でやることもある。大病院などでは調査票の記入がたいへんな事務量になることがあるが、患者調査の趣旨を保健所からよく説明してもらって、だいたいご了解を頂いているという状況である。それに、毎年ということではなく3年に1度の実施であり、またサンプリングということで6年に1度しか当たらないこともある。

病院の中には、カルテを自動化しているところもいくつかある。磁気媒体で記録することがかなり進んでいる。コンピュータ化は、基本的には医療事務から入ってきたが、だんだん高度化され、カルテ自体を記入する、あるいは薬のオーダーも、そこで対応できるようにするという形のシステムに変わってきている。しかし現状では、そういう高度なシステムがうまく動いている施設はまだ少ない。いわゆる保険請求事務のようなものに関しては、パッケージ化されたものがあり、診療所レベルでもそれを利用しているところもかなりある。しかし、診察行為のところまで含めたトータル・システムとしてのコンピュータ化は、まだなかなか進んでいない。いくつかの病院では、既に取り組んでいるところがあり、カルテ自体の記載もコード化した原則に従って、それぞれの診療所のブースの机の上に端末があり、そこで入力しているところもあるが、その数はまだ非常に少ない。

ところで薬の保険点数に関しては、統計情報部の中の社会統計課に、社会医療診療行為別調査がある。他にも、保険局が情報を持っている。それぞれの保険の担当のところでも、集計して統計として出している。社会医療行為別調査では、診療行為でどれだけ薬を使ったかということを調べている。薬価点数については薬価調査があるが、これは統計情報部

の所管ではなく業務局の調査になる。

患者調査は毎年1回していたが、昭和59年から3年に1回になった。これは傷病構造が毎年それほど変動がないので、3年に1回程度にして、そのかわり客体を増やし、昭和58年までは病院で10分の1だった抽出率を、3年に1回にするかわりに10分の3にした。それにより、今まで全国推計だったものを都道府県単位でみていこうということになった。つまり、細かく都道府県毎の表章を可能にした、都道府県単位でみられるということである。間の2年が抜け、3年間隔の時系ということにはなるが、それよりも都道府県毎の表章を行なうことのほうが、より重要であると考えてそのようにした。

調査結果は次のような形で利用される。例えば、医療法の方で地域医療計画というのがあるが、都道府県単位で標準のベッド数を決める場合の元になる。その場合に、性・年齢別の受療率が利用できる。もちろん、その際には、病床の利用率も必要となるので、医療施設調査のデータも一緒に使用している。推計する際には、医療施設調査のデータを使うということで、調査時期は同一にしている。

<伝染病統計>

この調査は、法定伝染病、指定伝染病、届出伝染病等にかかった患者数を調べるもので、対象となるものは、医師から保健所に届出があったものとする。これは、古く明治から制度があり、ずっと続いている。実際は、明治13年の伝染病予防規則が定められ、これにより伝染病週報がスタートした。もともと内務報告例（いまの厚生省報告例）でいろいろなデータをとっていたものが、その後、幾たびかの改正がなされた。最新の改正では昭和59年1月に行政改革の閣議決定に基づいて整理され、従来の4表から、現在は3表に整理されている。

法定伝染病は、コレラ、赤痢、腸チフスなどを指し、また指定伝染病としては、急性灰白髄炎、ラッサ熱がある。さらにその他に届出伝染病としてインフルエンザ、狂犬病、つがが虫病などがある。こういう患者を医師が診断した場合、直ちに保健所に届け出ることが義務づけられており、最終的には国に報告される。

伝染病とか食中毒の場合には、医療施設は保健所長に届け出る義務があり、当然届出がある。法律に則って行い、それを調査票にかえて、国が集計する。

<厚生省報告例>

厚生省報告例は、「各都道府県・指定都市における衛生行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政の運営のための基礎資料として利用される」もので、その中にいろいろな報告等が含まれる。報告は全体で59表（月報が5表、四半期報が7表、年報が37表、隔年報が10表）である。

報告例は、厚生省の訓令になっており、都道府県が保有するデータを国に提出してもらうものである。月報を例にとれば、精神障害者の申請、入院措置等がある。また、四半期報には、衛生検査、食品等の収去試験等があり、年報には栄養士・調理師の免許交付、給食施設の数、そこに働く栄養士の数等が入る。例えば栄養士の免許交付の数字を全部厚生省に報告してもらう。また、火葬場、墓地なども当然入ってくる。その他、映画館、旅館、公衆浴場、理容、美容、クリニックなどの施設の数などが随時上がってくる。

報告徴集周期の長短は、あくまでも霞が関サイドのものであり、基準に則ってやっている。行政の必要に応じて月報、四半期報、年報というように分けているものと、法律に則って医療関係者の数についてなどは、2年に1度行うものもある。総務庁の合理化法に基づいて、毎月とる必要がないものなど、現在かなり整理されてきている。その中には、月報から四半期報にいたり、四半期報から年報にいったという形で整理されたものもある。現在では、59表のうち37表が年報、10表が隔年報であり、大部分が年報に近くなってきている。ただ、各都道府県は届出単位でやっており、毎月整理はされていると思われる。しかし国に上がってくるのは、年に1回ということになる。この原データには、都道府県で衛生部の医務課（県により医務業務課、総務課……）が記入することになる。一部、市長村からデータを頂くということであり、当然いろいろなデータがあるが、その中でどうしても市町村にしかないデータがある。それを都道府県に吸い上げ、最終的には都道府県が当該県として一つにまとめる。このため、市町村単位とする数字は出てこない。市町村から上がってくるものとしては、市町村長が申請者に交付した埋葬又は火葬、ライ予防法による生活援護などが挙げられる。

一つの課で、この59表を全部埋められることは無理である。中身が一般的な保健といったものと……、環境衛生といったものがあるわけで、それについては環境衛生課で担当することになる。しかし、衛生部から外れるものは無い。報告例の中には、医療施設が原データを提供しなければならないものはない。

報告例の内容をみても、原則的に都道府県の活動ということで、具体的にいえば、

保健所で行われる活動，あるいは都道府県が持つ衛生研究所で行われる活動が該当する。保健所でやった活動をそれぞれの保健所でまとめて，それを県の主管課に報告し，主管課がまとめて，最後に都道府県の衛生部の中の衛生統計の主管課でとりまとめをして，厚生省のほうに報告してくるということになる。

具体的には，保健所を中心として，都道府県として行うものが対象となる。従って，県レベルでは保健所ベースでの数字はある。しかし，政令指定都市を除き，都道府県1本という形で国に報告されてくる。各都道府県では，保健所単位，または市町村単位でまとめたものを県の衛生行政年報というような形でまとめていることが多い。それは当然，国に上がってくるデータとイコールであるが，国の場合はあくまでも都道府県単位で集計する。県は県として，そのデータを使い，自分のところの衛生年報を作成する。

(厚生省報告例)

資料Ⅱ 厚生省報告例様式

第 1 精神障害者申請・通報・届出状況

0 2 0 1 0

都道府県名

平成 2 年 月 分

	申請通報 届出件数 (1)	調査により診療 の必要がないと 認めた者 (2)	診 察 を 受 け た 者	
			法 第 29 条 該 当 症 状 の 者 (3)	法 第 29 条 該 当 症 状 で な か っ た 者 (4)
一 般 か ら の 申 請 (01)				
警 察 官 か ら の 通 報 (02)				
検 察 官 か ら の 通 報 (03)				
保 護 観 察 所 の 長 か ら の 通 報 (04)				
矯正施設の長からの通報 (05)				
精神病院の管理者からの届出 (06)				
計 (07)				

B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、精神保健法第23条から第26条の2までの規定により、申請、通報又は届出がなされた精神障害者又はその疑いがある者について行った調査、診療の状況を申請、通報又は届出の経路別に計上すること。
- 2 表頭の「調査により診療の必要がないと認めた者(2)」には、その月中までに申請、通報又は届出がなされた者のうち、その月中に処理したものを計上し、「診療を受けた者」には、その月中までに申請、通報又は届出がなされた者のうち、その月中に診療の結果が判明した者を計上すること。
- 3 同一人について表例の2以上の区分に該当する申請、通報又は届出がなされた者については、該当する区分の最下段にのみ計上すること。

(厚生省報告例)

第 1 の 2 精神障害者措置入院・仮退院状況

0 2 0 1 2

都道府県名

平成 2 年 月 分

	前 月 末 患 者 数 (1)	本 月 中 新 規 患 者 数 (2)	本 月 中 解 除 患 者 数 (3)	本 月 末 患 者 数 (4)
措 置 患 者 01				
仮 退 院 患 者 (「措置患者」の再掲) 02				

提出期限 翌月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、精神保健法第29条第1項の規定により、措置入院した患者及び法第40条の規定により仮退院の許可をした患者数を計上すること。
- 2 「前月末患者数(1)」の表例「措置患者01」には、前月末の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者02」には、「措置患者01」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。
- 3 「本月中新規患者数(2)」には、その月中に新たに措置入院した患者数を計上すること。
- 4 「本月中解除患者数(3)」には、その月中に措置入院を解除された患者数を計上すること。
- 5 「本月末患者数(4)」の表例「措置患者01」には、その月末現在の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者02」には、「措置患者01」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。

(厚生省報告例)

第 1 の 3 医療保護入院・応急入院・仮入院届出状況

0 2 0 1 3

都道府県名

平成 2 年 月 分

医 療 保 護 入 院			応 急 入 院 届 出 数 (4)	仮 入 院 届 出 数 (5)
保護義務者の同意による 入院届出数 (1)	扶養義務者の同意による 入院届出数 (2)	退 院 届 出 数 (3)		

B列5番 182×257 (2年分)

- (注) この表には、精神保健法第33条、第33条の2、第33条の4及び第34条の2の規定により精神病院の管理者から届け出られた医療保護入院、退院、応急入院及び仮入院のその月中の届出数を計上すること。

第 1 の 4 精神医療審査会の審査状況

0 2 0 1 4

(定期の報告等)

都道府県名

平成 2 年第 四半期中

	審 査 件 数 (1)	審 査 結 果 件 数			審 査 中 (5)
		現在の入院形態が 適 当 (2)	他の入院形態への 移 行 が 適 当 (3)	入院継続不要 (4)	
医療保護入院時の届出 (01)					
入院中の 医療保護入院 (02)					
定期報告 措置入院 (03)					
計 (04)					

(退院等の請求)

	審 査 件 数 (1)	審 査 結 果 件 数		審 査 中 (4)
		入院又は処遇は適当 (2)	入院又は処遇は不適当 (3)	
退 院 の 請 求 (05)				
処 遇 改 善 の 請 求 (06)				
計 (07)				

B列4番 257×364 (2年分)

(注) 1 この表には、精神保健法第38条の3第2項の規定に基づいて審査されたもの(定期の報告等)及び法第38条の5第2項の規定に基づいて審査されたもの(退院等の請求)について、その期中の審査件数・審査結果件数及び審査中の件数を計上すること。

2 (定期の報告等)は次の式が成立すること。

「本期報告の(1)」+「前期報告の(5)」=「本期報告の(2)+(3)+(4)+(5)」

3 (退院等の請求)は次の式が成立すること。

「本期報告の(1)」+「前期報告の(4)」=「本期報告の(2)+(3)+(4)」

(厚生省報告例)

第2 精神障害者通院医療

都道府県名

0 2 0 2 0

平成 2 年 月 分

	被 用 者 保 険		国 民 健 康 保 険	老 人 保 健 法	生 活 保 護 法	そ の 他	計
	本 人 (1)	家 族 (2)					
申 請 数							
合 格 数							
承 認 数							

提出期限 翌月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、精神保健法第32条第1項の規定による通院医療費の公費負担の申請、合格及び承認についての人員を計上すること。
2 表側「申請数」には、地方精神保健審議会の審査を受けた者のうち、「合・否」の決定がなされた者の数を計上すること。
3 表側「被用者保険」の「本人(1)」「家族(2)」又は「国民健康保険(3)」の被保険者であって、老人保健法による医療受給者は「老人保健法(4)」にのみ計上すること。

(厚生省報告例)

第4 栄養士免許交付

都道府県名

0 2 0 4 0

平成 2 年 中

指 定 養 成 施 設 卒 業 (1)	試 験 合 格 (2)	計 (3)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、栄養士法第2条及び第4条の規定により、都道府県知事が本年中に新たに与えた免許の数を、同法施行令第2条の規定により作成した栄養士名簿に基づいて計上すること。
2 「指定養成施設卒業(1)」には、法第2条の規定に該当する者を計上すること。
3 「試験合格(2)」には、旧法第2条第1項第2号の規定に該当する者を計上すること。

(厚生省報告例)

第5 調理師免許交付

都道府県名

0 2 0 5 0

平成 2 年 中

指 定 養 成 施 設 卒 業 者 (1)	講 習 課 程 修 了 者 (2)	都 道 府 県 知 事 試 験 合 格 者 (3)	附 則 第 3 項 による 講 習 認 定 (4)	計 (5)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、調理師法第3条第1項の規定により、都道府県知事が本年中に新たに与えた免許の数を、法第5条第2項に規定する調理師名簿に基づいて計上すること。
2 「指定養成施設卒業(1)」には、法第3条第1項第1号に該当する者を計上すること。
3 「講習課程修了者(2)」には、旧法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
4 「都道府県知事試験合格者(3)」には、法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
5 「附則第3項による講習認定(4)」には、昭和56年法第89号附則第3項に該当する者を計上すること。

第 6 給 食 施 設

0 2 0 6 0

都道府県名

平成 2

年末現在

			管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもない施設数 (8)
			施設数 (1)	管理栄養士数 (2)	施設数 (3)	管理栄養士数 (4)	栄養士数 (5)	施設数 (6)	栄養士数 (7)	
集 団	学 校 (01)									
	病 院 (02)									
	老 人 保 健 施 設 (03)									
	児 童 福 祉 施 設 (04)									
	社 会 福 祉 施 設 (05)									
	矯 正 施 設 (06)									
	寄 宿 舎 (07)									
	事 業 所 (08)									
	一 般 給 食 セ ン タ ー (09)									
	そ の 他 (10)									
	計 (11)									
給 食 施 設	学 校	該 当 施 設 (12)								
		指 定 施 設 (13)								
	病 院	該 当 施 設 (14)								
		指 定 施 設 (15)								
	老人保 健施設	該 当 施 設 (16)								
		指 定 施 設 (17)								
	児童福 祉施設	該 当 施 設 (18)								
		指 定 施 設 (19)								
	社会福 祉施設	該 当 施 設 (20)								
		指 定 施 設 (21)								
	矯 正 施 設	該 当 施 設 (22)								
		指 定 施 設 (23)								
	寄 宿 舎	該 当 施 設 (24)								
		指 定 施 設 (25)								
	事業所	該 当 施 設 (26)								
		指 定 施 設 (27)								
	一般給 食セン ター	該 当 施 設 (28)								
		指 定 施 設 (29)								
	その他	該 当 施 設 (30)								
		指 定 施 設 (31)								
	計	該 当 施 設 (32)								
		指 定 施 設 (33)								
そ の 他 の 給 食 施 設	学 校 (34)									
	病 院 (35)									
	老 人 保 健 施 設 (36)									
	児 童 福 祉 施 設 (37)									
	社 会 福 祉 施 設 (38)									
	矯 正 施 設 (39)									
	寄 宿 舎 (40)									
	事 業 所 (41)									
	一 般 給 食 セ ン タ ー (42)									
	そ の 他 (43)									
	計 (44)									

B 列 4 番 257×364 (2 年分)

(注) この表には、栄養改善法第9条の2に規定する集団給食施設及び昭和33年衛発第1157号公衆衛生局長通知によるその他の給食施設について、管理栄養士・栄養士の配置別に区分し、年末現在の施設数及び管理栄養士数・栄養士数を施設の種類別に計上すること。ただし、法第9条の2第3項に基づく指定要件に該当する「該当施設」と「指定施設」については、集団給食施設の再掲として施設数のみ計上すること。

集団給食施設又はその他の給食施設であって、同一施設が表側の複数の施設に給食を供給している場合は、給食設備(調理場等)を有する区分にのみ計上すること。

なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

(厚生省報告例)

第7 未収容らい患者

都道府県名

0 2 | 0 7 0

平成 2 年中

前 年 末 の 患 者	本 年 中 増		本 年 中 減			本 年 末 の 患 者	本 年 末 の 一 時 救 護 患 者 (7) の 再 掲
	新 発 見	そ の 他	入 所	死 亡	そ の 他		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、らい予防法第4条第1項の規定により、医師かららい患者(患者の疑いのある者を含む。以下同じ。)として届け出られた者又は第5条第1項の規定に基づいて指定医師によってらい患者であると診断された者(すでに医師によってらい患者として届け出られた者を除く。以下同じ。)のうち、未収容らい患者のその年中の移動状況及び年末現在の一時救護状況についての患者数を計上すること。
- 2 「本年4増」の「新発見(2)」には、法第4条第1項の規定により医師が届け出た患者及び法第5条第1項の規定により指定医師がらい患者と診断した者について計上すること。
- 3 「本年4増」の「その他(3)」には、新発見に該当しない次の患者について計上すること。
- (1) らい療養所から当該都道府県内に移動してきた患者であって、外出の許可期間経過後正当な理由がなく帰所しない者又は無断外出、逃亡等により退所処分が付された旨通知された者。ただし、軽快退所した者は計上しないこと。
- (2) 他の都道府県から移動してきた未収容らい患者であって、その旨通知された者
- 4 「本年4減」の「その他(6)」には、当該都道府県外に移動した未収容らい患者及び法第4条第2項の規定により治療した旨医師から届け出られた者(らい患者の疑いがある者として医師から届け出られた者が、らい患者でない診断された場合を含む。)の数を計上すること。
- 5 「本年4増」の「一時救護患者(7)」には、本年4増でらい療養所に収容されていない患者数(一時救護を受けている者を含む。)を計上すること。
- 6 「本年4減」の「一時救護患者(8)」には、法第19条の規定により一時救護を行っている患者数を、「本年4増」の「一時救護患者(7)」に準じて計上すること。

(厚生省報告例)

第8 らい予防法による生活援護

都道府県名

0 2 | 0 8 0

平成 2 年中

生 活 援 助		教 育 援 助 人 員	住 宅 援 助 人 員	出 産 援 助 人 員	生 業 援 助 人 員	葬 祭 援 助 人 員
世 帯	人 員	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
(1)	(2)					

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) この表には、らい予防法第21条第1項の規定により、その年中にらい療養所入所患者の親族(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対して行った援護について、種類別の援護人員及び生活援護をした世帯数を援護決定調査に基づいて、月ごとの実人員及び実世帯数の合計数を計上すること。

(厚生省報告例)

第9 法定・指定伝染病患者等の隔離状況

都道府県名

指定都市

0 2 | 0 9 0

平成 2 年中

	赤 痢 (疫菌を含む。)	腸 チ フ ス	パ ラ チ フ ス	し ょ う 紅 熱	ジ フ テ リ ア	流 行 性 脳 脊 髄 炎	日 本 脳 炎	急 性 灰 白 髄 炎	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
患 者 数 助										
患 者 隔 離 日 数 助										

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、伝染病予防法第1条第1項及び第2項に規定する伝染病患者等、法第7条の規定により隔離された本年中の患者数及び患者隔離日数を計上すること。この場合、隔離の際、2人以上の疾病に罹患していた場合には、表頭各区分のうちもっとも若い番号の区分にのみ計上するとともに、隔離中において新たに罹患した疾病については、患者数には別に計上しないが、隔離日数については当該患者が隔離された実日数により計上すること。
- 2 「赤痢(1)」から「急性灰白髄炎(8)」までは、法第1条第1項及び第2項並びに第2条第2項に規定する赤痢、腸チフス、パラチフス、しろう紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄炎、日本脳炎、急性灰白髄炎の患者及び疑似患者並びにその病原体保有者であって、同法施行令第4条第1項の規定により都道府県知事が特別の必要があると認めたもの又はその主要症状が消退し、消滅時から起算して所定の期間を経過しないもので隔離した患者についてそれぞれ計上すること。
- 3 「その他(9)」には、「(1)」から「(8)」まで以外の法定・指定伝染病患者、法第2条第1項に規定するコング及びベストの疑似患者並びに同法施行令第4条第1項に規定する都道府県知事の認定による者等で隔離された患者について計上すること。

(厚生省報告例)

第10 梅毒血清反応検査

都道府県名
指定都市

0 2 1 0 0

平成 2 年中

	検査時の書	妊娠時の書	売いん常習の疑いの書しい書	保護厚生施設入所者	平生・生徒・児童	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
男	被検査者数 01						
	陽性者数 02						
女	被検査者数 03						
	陽性者数 04						
保健所における被検査者数(再掲)	05						

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、性病予防法第16条の規定により設置された病院(市町村立病院及び代用病院を含む。)又は診療所(市町村立診療所及び代用診療所を含む。)並びに保健所(以下「被調査機関」という。)において取り扱った梅毒血清反応検査について、被検査者数及び陽性者数を表頭に掲げる対象別に区分して計上すること。
- 2 当該被調査機関で実施したのものについては、検査結果の判明した日の属する年に計上すること。
- 3 他に依頼したものについては、検査結果の報告を受領した日の属する年に計上すること。
- 4 他の被調査機関から依頼されたものについては、この表に計上しないこと。(依頼した被調査機関で計上すること。)

(厚生省報告例)

第11 性病病院・診療所治療患者

都道府県名
指定都市

0 2 1 1 0

平成 2 年中

		入 院	外 来	入 院	外 来	入 院	外 来	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
患者数	全部免除症							
	一部免除症							
	その他							
本年中新患者数								

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、性病予防法第16条の規定により設置された病院及び診療所(市町村立及び代用を含む。)において、法第15条第1項及び第2項に規定する命令により治療を受けた患者並びに公費負担により治療を受けた患者数を、当該施設から報告を求めて計上すること。
- 2 1人の患者が複数の性病の治療を受けている場合は、それぞれの区分に計上すること。ただし、同一患者で複数「その他」に該当する2種の性病の治療を受けている場合は「1」と計上すること。
- 3 同一患者で同日中に外来及び入院した場合は、入院に計上すること。
- 4 表頭「本年中新患者数」には、治療を受けた患者について、当該施設において新患者として診療科を作成した者の実数を計上すること。

(厚生省報告例)

第12 性病予防法による健康診断

都道府県名
指定都市

0 2 1 2 0

平成 2 年中

		指示違反等に 関する届出数	受診者数	性病にかかっている者				保健所における 受診者数 (Bの再掲)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
法第7条に 基づく届出 のあつた者	指示に違反した者	男 01						
		女 02						
	治療を中断した者	男 03						
		女 04						
売いん常習の疑いの書しい者	感染源と認められる者	男 05						
		女 06						
計		男 07						
		女 08						

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、性病予防法第7条に規定する届出が行われた者若しくは売いん常習の疑いの書しい者で、健康診断命令書により健康診断を受けた者又はそれらの者で監視を受けて公費負担により健康診断を受けた者を計上すること。
- 2 次の事項についても計上すること。
- (1) 他の被調査機関から健康診断を依頼されたもの。
- (2) 被調査機関以外の施設に検査を依頼したもの。ただし、他の被調査機関に依頼した健康診断は計上しないこと。
- 3 同一人について、2以上の区分に該当する性病にかかっている場合は、それぞれの区分に計上すること。ただし、同一人で複数「その他(6)」に該当する性病が2つあって「1」と計上すること。

都道府県市名
指定都市

平成 2 年 第 四半期中

0	2		1	3	0	
---	---	--	---	---	---	--

[illegible]

提出期限 各期終了の月の翌月末 B 判 4 番 257×364 (2 年分)

- (註) 1 この表には、都道府県、指定都市及び政令市(指定市を除く。以下同じ)の周生世産施設(地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。)が、その期中に受け付けた検体数及び件数を、検査機関別及び依頼機関別に計上すること。
- 2 1991年度中に当該検査施設を新設する場合は、検査市町村報告と求め、都道府県別にのみ計上すること。
- 3 「検査日」は検査結果が得られた日と見做す(依頼機関が検査結果を提出している場合も、更に確認したときとみなす)に計上すること。

都道府県市名

平 成 2 年 第 四 半 期 中

0	2			1	4	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

		件 数
細菌検査	分離・測定	細菌 系別 検査 100 その 他 の 細菌 100
	血清検査	血清 検査 500
		化学療法剤に対する耐性検査 100
ウイルス・リファクター等検査	分離・測定	インフルエンザ 50 その 他 の ウィルス 100
	血清検査	リケンチア その他 100 インフルエンザ 50
	血清検査	その 他 の ウィルス 100 リケンチア その他 100
病原微生物の動物試験	豚	100
	寄生	100
	そ 族・蹄 足 動物	100
	真 菌・そ の 他	100
結 核	肺 結核	
薬 理 学	化学療法剤に対する耐性検査	100
性病	淋 菌 検査	100
	リ ン 病 検査	100
疫 学	その 他 200	
食中毒	病原微生物検査	100
	理化学的検査	200

			件	数
臨 床	血	血 尿 一 般 検 査 29		
		血 尿 一 般 検 査 30		
		生 化 学 検 査 30		
		先天性代謝異常検査 30		
	尿	そ の 他 31		
検		尿 試 験		
		便 試 験		
生		病理組織学的検査 33		
		そ の 他 33		
食品検査		病原微生物検査 32		
		理 化 学 的 検 査 33		
水	水道原水	そ の 他 33		
		細菌学的検査 33		
		理化学的検査 33		
	飲 水	生物学的検査 33		
		細菌学的検査 33		
質	用 井戸水	理化学的検査 33		
		細菌学的検査 33		
	水	細菌学的検査 33		
		理化学的検査 33		
	その他	細菌学的検査 33		
検	利 用 水	理化学的検査 33		
		細菌学的検査 33		
		生物学的検査 33		
	下 水	細菌学的検査 33		
		理化学的検査 33		

			件	数
環境生物関係検査	し	細菌学的検査	価	
	原	理化学的検査	価	
	そ	生物学の検査	価	
公害関係検査	大	SO ₂ ・NO・NO _x ・OX・CO 等 浮遊粒子状物質(細じんを含む)、調 降下ばいじん、銅 その他の他		
	河	理化学的検査	価	
	川	その他		
	騒音・振動			
	そ	その他		
	一般室内環境			
	防汚水・プール水			
放射線	所	水・時		
	空	気	中	
	食	品		
	そ	の		
	農薬(部)	農薬検査		
	農薬用品	検査		
薬品	既	薬品		
	そ	の		
栄				
そ				

提出期限 各期終了の月の翌月末 B判4番 257×364(2年分)

- (注) 1 この表には、都道府県、指定都市及び政令市(指定都市を除く。以下同じ。)の衛生検査施設(地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。)が、その期中に行った衛生検査の件数を計上すること。
2 なお、政令市で当該検査施設を有する場合は、政令市から報告を求め、都道府県別にまとめて計上すること。
3 その期中に検査の結果が判明したものにのみ計上すること。
4 表頭に掲げる区分ごとに検査件数を計上すること。すなわち、同一施設について表頭に掲げる2種類以上の検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
例えば、水道水の原料について細菌学的検査と化学的検査の2種類の検査を行った場合は、「細菌学的検査」と及び「理化学的検査」のそれぞれに「1」を計上すること。
5 同一施設について、同一区分に属する検査で2種類以上の検査方法による検査を行っても「1」と計上すること。
例えば、尿について、同一施設を使用して、たばこ・尿・ウロビリンゲン(尿中のビリルビン)の検査を行っても「尿病」に「1」を計上すること。

(厚生省報告例)

第 15 建築物環境衛生

都道府県名

0 2 1 5 0

平成 2 年分

		特 定 建 築 物 届 出 施 設 数		立 入 検 査 回 数	処 分 件 数 (年中)		被 指 導 施 設 数
		新 規 届 出 (年中)	施 設 数 (年末現在)		改 修 命 令	使 用 停 止 ・ 使 用 開 始	
特 定 建 築 物	興 行 場 00						
	百 貨 店 00						
	店 舗 00						
	事 務 所 00						
	学 校 00						
	旅 館 00						
	その他の特定建築物 00						
	再掲 もつばら事務所の用途 に供される特定建築物						
そ の 他 の 建 築 物 00							
計 (再掲を除く。) 00							

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の施設数並びに立入検査回数、処分件数及び保健所が指導を行った施設の施設数を計上すること。

2 なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

3 立入検査もかねて指導を行った場合は、「立入検査回数(4)」及び「指導施設数(8)」のそれぞれに「1」と計上すること。

4 表欄「使用停止・使用再開(5)」には、法第12条の第2項に基づいて、特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止又は制限した処分件数を計上すること。

5 表欄「その他の特定建築物(7)」には、集会場、図書館、美術館又は競技場を計上すること。

6 「もつばら客務所の用途に供される特定建築物(8)」には、建築物の全部が事務所の用途に供される建築物で、都道府県知事又は政令市の市長が都道府県労働基準局長に通知した事務所に再掲で計上すること。

(厚生省報告例)

第 15 の 2 建築物環境衛生に係る登録営業所

都道府県名

0 2 1 5 2

平成 2 年分

	登録営業所数 (年末現在)	登録件数 (年中)	登録廃止件数 (年中)	登録取消件数 (年中)	登録有効期間満了件数 (年中)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
建築物清掃業 00					
建築物空気環境測定業 00					
建築物飲料水水质検査業 00					
建築物飲料水貯水槽清掃業 00					
建築物ぬすみ・こん生等防除業 00					
建築物環境衛生一般管理業 00					
計 00					

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について、登録営業所数、登録件数、登録廃止件数、登録取消件数及び登録有効期間満了件数を計上すること。

2 表欄には、法第12条の第1項による事業の鑑別区分して計上すること。

3 なお、同一営業所で2種以上の登録をしている場合は、登録の鑑別により、それぞれ「1」と計上すること。

4 「登録有効期間満了件数(6)」には、法第12条の第5項に定める登録の有効期間をその年中に満了した営業所数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 16 墓地、火葬場及び納骨堂

都道府県名

指定都市

0 2 1 6 0

平成 2 年現在

墓 地	火 葬 場	納 骨 堂
(1)	(2)	(3)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、都道府県知事又は指定都市の市長から許可を受けて現に経営する墓地、火葬場及び納骨堂の年末現在の数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 17 埋 葬 及 び 火 葬

都道府県名
指定都市

0 2 1 7 0

平成 2 年 中

	埋 葬 (1)	火 葬 (2)	計 (3)
死 体 即			
死 胎 即			

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定により、市町村長（指定都市の市長を除く。）が交付した死体・死胎埋葬許可証及び死体・死胎火葬許可証の枚数を計上すること。

なお、改葬許可証については計上しないこと。

(厚生省報告例)

第 18 興 行 場

都道府県名
指定都市

0 2 1 8 0

平成 2 年 分

常 設 の 興 行 場 数 (年末現在)			営 業 許 可 件 数 (年中)		営 業 廃 止 件 数 (年中)	処 分 件 数 (年中)	
映 画 館 (1)	ス ポ ー ツ 施 設 (2)	そ の 他 (3)	常 設 興 行 場 (4)	仮 設 興 行 場 (5)		営 業 許 可 取 消 (7)	営 業 停 止 (8)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) 1 この表には、興行場法第2条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が許可している常設の興行場の本年末現在数並びに本年における興行場の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。

なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「映画館(1)」「スポーツ施設(2)」「その他(3)」の区分は当該施設における許可内容により計上すること。

例えば、許可内容に2種以上の興行種目が記載されている場合は、その興行種目中に映画館とスポーツ施設が含まれているときは「映画館(1)」に、映画館が含まれずスポーツ施設が含まれているときは「スポーツ施設(2)」に、映画館とスポーツ施設が含まれていないときは、「その他(3)」に計上すること。

3 「営業許可取消(7)」及び「営業停止(8)」には、法第6条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 19 ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業

都道府県名
指定都市

0 2 1 9 0

平成 2 年 分

ホ テ ル 営 業 (年末現在)		旅 館 営 業 (年末現在)		簡 易 宿 所 営 業 施 設 数 (年末現在)	下 宿 営 業 施 設 数 (年末現在)	営 業 許 可 件 数 (年中)	営 業 廃 止 件 数 (年中)	処 分 件 数 (年中)	
施 設 数 (1)	客 室 数 (2)	施 設 数 (3)	客 室 数 (4)	(5)	(6)	(7)	(8)	営 業 許 可 取 消 (9)	営 業 停 止 (10)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) 1 この表には、旅館業法第3条第1項又は第9条の2の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が許可している旅館業の本年末現在の施設数及び客室数（簡易宿所営業及び下宿営業については施設数のみ。）並びに本年における旅館業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。

なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「下宿営業施設数(6)」には、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が当該施設において行う下宿営業は計上しないこと。

3 「営業許可取消(9)」及び「営業停止(10)」には、法第8条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 20 公 衆 浴 場

都道府県名
指定都市

0 2 2 0 0

平成 2 年 分

公 衆 浴 場 (年末現在)							営業許可 件 数	営業廃止 件 数	処 分 件 数 (年 中)	
公 営		私 営					(年 中)	(年 中)	営業許可 取 消	営業廃止
普通浴場	そ の 他	普通浴場	個室付浴場	ヘルス センター	サウナ風呂	そ の 他				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	00	00

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、公衆浴場法第2条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が許可している公衆浴場の年末現在の施設数並びに本年中における営業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。
- なお、政令市(指定都市を除く。)のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 公営の「普通浴場(1)」及び私営の「普通浴場(3)」には、公衆浴場の入浴料金が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制をうけ、かつ、当該施設の配置について公衆浴場法第2条に基づく都道府県の条例による規制の対象にされているものを計上すること。公営の「その他(2)」には、「普通浴場(1)」に該当しないものを計上すること。
- 3 私営のうち、都道府県知事が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づいて公衆浴場入浴料金の統制額を指定する際に、特殊のものと認めて普通と異なる額を指定したものを「個室付浴場(4)」「ヘルスセンター(5)」及び「サウナ風呂(6)」に分けて計上すること。
- 例えば、「個室付浴場(4)」には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項第1号に規定する営業をするものを計上し、「ヘルスセンター(5)」には、入浴施設のほかに休憩施設、娯楽施設、食堂又は喫茶室を設ける等娯楽又は休養を享受させる営業を主とするものを計上し、「サウナ風呂(6)」には、熱気を直接使用する入浴設備を主として利用させるものを計上すること。「その他(7)」には、前記「(4)」から「(6)」までに該当しないものを計上すること。
- 4 「営業許可取消00」及び「営業廃止00」には、法第7条の規定により営業許可の取消し及び営業の廃止を命じた本年中の件数をそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 21 理 容

都道府県名

0 2 2 1 0

平成 2 年 分

理 容 節 (年 中)			理 容 所			
免 許 件 数	処 分 件 数		施 設 数 (年 末 現 在)	従 業 理 容 師 数 (年 末 現 在)	使 用 確 認 件 数 (年 中)	閉 鎖 命 令 件 数 (年 中)
	免 許 取 消	業 務 停 止				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、理容師法の規定による理容師の免許件数及び処分件数並びに理容所の施設数、従業理容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。
- なお、この表のうち、「理容師」中の「(4)」及び「理容所」中の「(6)」から「(7)」までには、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「免許件数(1)」には、法第2条の規定により、都道府県知事が本年中に与えた免許件数を法第5条第1項に規定する理容師名簿に基づいて計上すること。
- 3 「免許取消(2)」には、法第10条第1項及び第3項の規定により、都道府県知事が本年中に行った免許取消の処分件数を計上すること。
- 4 「業務停止(3)」には、法第10条第2項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が本年中に行った業務停止の処分件数を計上すること。
- 5 「使用確認件数(6)」には、法第11条の2の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が理容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年中の件数を計上すること。
- 6 「閉鎖命令件数(7)」には、法第14条の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が理容所の閉鎖を命じた本年中の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 21 の 2 美 容

都道府県名

0 2 2 1 2

平成 2 年 分

美 容 師 (年 中)			美 容 所			
免 許 件 数 (1)	処 分 件 数		施 設 数 (年 末 現 在) (4)	従 業 美 容 師 数 (年 末 現 在) (5)	使 用 確 認 件 数 (年 中) (6)	閉 鎖 命 令 件 数 (年 中) (7)
	免 許 取 消 (2)	業 務 停 止 (3)				

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) 1 この表には、美容師法の規定による美容師の免許件数及び処分件数並びに美容所の施設数、従業美容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。

なお、この表のうち、「美容師」中の「(1)」及び「美容所」中の「(4)」から「(7)」までには、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「免許件数(1)」には、法第3条第1項の規定により、都道府県知事が本年中に与えた免許件数を法第5条第1項に規定する美容師名簿に基づいて計上すること。

3 「免許取消(2)」には、法第10条第1項及び第3項の規定により、都道府県知事が本年中に行った免許取消しの処分件数を計上すること。

4 「業務停止(3)」には、法第10条第2項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が本年中にを行った業務停止の処分件数を計上すること。

5 「使用確認件数(6)」には、法第12条の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が美容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年中の件数を計上すること。

6 「閉鎖命令件数(7)」には、法第15条の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が美容所の閉鎖を命じた本年中の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 21 の 3 ク リ ー ニ ン グ

都道府県名

0 2 2 1 3

平成 2 年 分

ク リ ー ニ ン グ 師 (年 中)		ク リ ー ニ ン グ 所						
免 許 件 数 (1)	免許取消件数 (2)	施 設 数 (年 末 現 在) (3)	特定洗たく物を取り扱う施設数 (4)(a)の再掲	取 次 所 数 (5)(a)の再掲	従業クリーニング師数 (年 末 現 在) (6)	使 用 確 認 件 数 (年 中) (7)	処 分 件 数 (年中)	
							指 置 命 令 (8)	閉 鎖 ・ 停 止 命 令 (9)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

(注) 1 この表には、クリーニング業法の規定によるクリーニング師の免許件数及び免許取消件数並びにクリーニング所の施設数、従業クリーニング師数、使用確認件数及び処分件数を計上すること。

なお、この表のうち「クリーニング所」中の「(3)」から「(9)」までには、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「免許件数(1)」には、法第6条の規定により、都道府県知事が本年中に与えた免許件数を、法第8条第1項に規定するクリーニング師名簿に基づいて計上すること。

3 「施設数(年末現在)(3)」には、法第5条の2の規定により都道府県知事又は政令市の市長が使用確認をしているクリーニング所の年末現在数を計上すること。

4 「特定洗たく物を取り扱う施設数(4)(a)の再掲」には、「施設数(年末現在)(3)」に計上したクリーニング所のうち、法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱うクリーニング所(洗たく物の受取及び引渡のみを行うものは除く。)について、年末現在数を再掲し、計上すること。

5 「取次所数(5)(a)の再掲」には、「施設数(年末現在)(3)」に計上したクリーニング所のうち、受取及び引渡のみを行うクリーニング所について、年末現在数を再掲し、計上すること。

6 「使用確認件数(年中)(7)」には、法第5条の2の規定により、都道府県知事又は政令市の市長がクリーニング所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年中の件数を計上すること。

7 「指置命令(8)」及び「閉鎖・停止命令(9)」には、都道府県知事又は政令市の市長が、法第10条の2の規定により必要な措置をとることを命じた本年中の件数及び法第11条の規定により営業の停止又は閉鎖を命じた本年中の件数を計上すること。

第 22 許可を要する食品関係営業施設

都道府県名
指定都市名

0 2 2 2 0

平成 2 年 分

	営業施設数 (年末現在) (1)	営業許可施設数(年中)		廃業施設数 (年中) (4)	処 分 件 数 (年 中)							各処分件数(年中)	
		継 続	新 規		営業許可 取消命令 (5)	営業禁止 命令 (6)	営業停止 命令 (7)	改善命令 (8)	物品廃棄 命令 (9)	その他 (10)	無 許 可 営 業 (11)	その 他 許 可 業 (12)	
飲食店営業													
一般食堂・レストラン等01													
仕出し屋・弁当屋02													
旅館03													
その他の04													
菓子(パンを含む。)製造業05													
乳処 理 業06													
特別牛乳さく取処理業07													
乳製 品 製 造 業08													
製 乳 業09													
魚介類販売業10													
魚介類せり売り営業11													
魚肉わり製品製造業12													
食品の冷凍または冷蔵業13													
かん詰またはびん詰食品製造業 (上記および下記以外)14													
喫 茶 店 営 業15													
あ ん 類 製 造 業16													
アイスクリーム類製造業17													
乳 類 販 売 業18													
食 肉 処 理 業19													
食 肉 販 売 業20													
食 肉 製 品 製 造 業21													
乳酸菌飲料製造業22													
食用油脂製造業23													
マーガリン又は ショートニング製造業24													
み そ 製 造 業25													
醬 油 製 造 業26													
ソ ー ス 類 製 造 業27													
酒 類 製 造 業28													
豆 腐 製 造 業29													
納 豆 製 造 業30													
め ん 類 製 造 業31													
そうざい製造業32													
添加物(注第1条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。)製造業33													
食品の放射線照射業34													
清涼飲料水製造業35													
氷 雪 製 造 業36													
氷 雪 販 売 業37													
計	38												

提出期限 翌年2月末 B列4番 257×364(2年分)

(注) 1 この表には、食品衛生法第21条第1項に規定する許可を必要とする食品関係営業施設について、都道府県知事又は政令市の市長が営業許可をしている年末現在の施設数及び処分件数等について計上すること。

なお、政令市(指定都市を除く。)のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

2 「継続(ロ)」には、法第21条第3項に規定する有効期間の満了に際し、引き続き同一営業について許可をしたその年中の施設数を計上すること。

3 「新規(ロ)」には、法第21条第1項の規定により、その年中に新たに営業の許可をした施設数を計上すること。

4 「廃業施設数(ロ)」には、その年中に同法施行規則第21条の規定により営業の届出のあった施設数及び廃業の届出はないが法第21条第3項に規定する有効期間満了前に継続営業許可の申請がないため当初の許可の効力が消滅し、廃業として処理した施設数を計上すること。

5 「処分件数」の「その他(ロ)」には、「営業許可取消命令(ロ)」から「物品廃棄命令(ロ)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 22 の 2 許可を要しない食品関係営業施設

都道府県名
指定都市

0 2 2 2 2

平成 2 年 分

		営業施設数 (年末現在) (1)	処 分 件 数 (年 中)				告 発 件 数 (年 中) (8)
			営業禁止命令 (2)	営業停止命令 (3)	物品廃棄命令 (4)	そ の 他 (5)	
給食施設	学 校 01						
	病 院 ・ 診 療 所 02						
	事 業 所 03						
	そ の 他 04						
乳 さ く 取 業 05							
食 品 製 造 業 06							
野 菜 果 物 販 売 業 07							
そ う ざ い 販 売 業 08							
菓 子 (パンを含む。)販 売 業 09							
食 品 販 売 業(上 記 以 外。) 10							
添加物(法第7条第1項の規定により規格 が定められたものを除く。)の製造業 11							
添 加 物 の 販 売 業 12							
水 質 採 取 業 13							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販 売業 14							
計 15							

提出期限 翌年2月末 B列4番 257×364 (2年分)

- (注) 1 この表には、営業を行うに際し、食品衛生法第21条第1項に規定する営業の許可は必要としないが、同法施行令第3条に規定する監視又は指導の対象となっている食品関係営業施設についての施設数及び都道府県知事又は政令市の市長が法第22条及び法第23条の規定により行った処分等について計上すること。
なお、政令市(指定都市を除く。)のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「処分件数」の「その他(5)」には、「営業禁止命令(2)」から「物品廃棄命令(4)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 23 食 品 衛 生 管 理 者

都道府県名
指定都市

0 2 2 3 0

平成 2 年末現在

	医 師 歯科医師	薬 劑 師	獣 医 師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者				指定養成施設を修了した者	指定講習会を修了した者	計
				医学・歯学・薬学・獣医学	畜産学	水産学	農芸化学			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
全粉乳（その容量が1,400グラム以下であるかんに収められるものに限る。） 加糖粉乳又は調製粉乳の製造業又は加工業	01									
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベーコンその他これらに類するものをいう。） の製造業又は加工業	02									
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業又は加工業	03									
食品の放射線照射業	04									
食用油類（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）の製造業又は加工業	05									
マーガリン又はショートニングの製造業又は加工業	06									
添加物（法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）の製造業又は加工業	07									
計	08									

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257（2年分）

- (注) 1 この表には、食品衛生法第19条の17第1項に規定する食品衛生管理者について、年末現在数を計上すること。
 なお、政令市（指定都市を除く。）のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 食品衛生管理者としての資格要件を2以上併せ有する場合は、資格該当区分のうち、番号の最も若い区分にのみ「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 23 の 2 製菓衛生師免許交付状況

都道府県名

0 2 2 3 2

平成 2 年 分

本 年 中 免 許 交 付 者 数	本 年 末 現 在 免 許 交 付 者 数
(1)	(2)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257（2年分）

- (注) この表には、製菓衛生師法第3条の規定により、都道府県知事が行った製菓衛生師免許の交付者数を、法第7条第1項の規定により作成した製菓衛生師名簿に基づいて計上すること。

第25 食品等の収去試験

都道府県名
指定都市

0 | 2 | | | 2 | 5 | 0 | |

平成 2 年 第 四半期中

	試験した 収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由(延数)							暫定的規制値 の定められて いるものの試 験した収去検 体数(実数)
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定 添加物	残留 農薬	抗菌性物質	その他	
魚介類 01										
冷凍食品 02										
凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品 03										
凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品 04										
生食用冷凍鮮魚介類 05										
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く) 06										
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 07										
乳製品 08										
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む) 09										
アイスクリーム類・氷菓 10										
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 11										
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く) 12										
菓子類 13										
清涼飲料水 14										
酒類 15										
水 16										
かん詰・びん詰食品 17										
その他の食品 18										
添加物 19										
化学的合成品及びその製剤 20										
その他の添加物 21										
器具及び容器包装 22										
おもちゃ 23										
計 24										

提出期限 各期終了の月の翌月末 B列4番 257×364 (2年分)

- (注) 1 この表には、収去した食品(乳を除く。)等について、食品衛生法第18条第1項及び第2項に規定する検査施設(保健所を除く。)において行った試験検査の件数を計上すること。
なお、政令市(指定都市を除く。)のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 当該検査施設において試験の結果が判明したものについて、その結果が判明した日の属する期に計上すること。
- 3 表項「不良理由(延数)」には、検査結果が不良であった検体について、その理由別に「大腸菌群(4)」から「その他(9)」までに計上すること。
例えば、同一検体について、2以上の不良理由がある場合は、該当欄にそれぞれ「1」と計上すること。
- 4 表項「暫定的規制値の定められているものの試験した収去検体数(実数)00」には、食品中に残留するPCB、魚介類に含まれる水銀について、当該検査施設において検査を行ったものについて計上すること。ただし、同一検体について、PCBと水銀の検査を併せて行った場合も「1」と計上すること。
なお、同一検体について、表項「00」欄の検査と表項「(1)」～「(9)」欄の検査とを併せて行った場合は、「00」欄及び「(1)」～「(9)」の該当欄にそれぞれ計上すること。

(厚生省報告例)

第 26 乳 の 収 去 試 験

都道府県名
指定都市

0 2 2 6 0

平成 2 年第 四半期中

	試験した 収去検体 数(実数)	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査								乳及び乳製品の成 分規格の定めのない 事項に関する検査	
		不適検体 数(実数)	不 適 理 由 (延 数)							試験した 収去検体 数(実数)	検査件数 (延数)
			無 脂 乳 固 形 分	乳 脂 肪	比 重	酸 度	細 菌 数	大腸菌群	抗菌性物質		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
生 乳 類											
牛 乳 類											
部 分 脱 脂 乳 類											
加 工 乳											
乳脂肪分3%以上 00											
乳脂肪分3%未満 00											
そ の 他 の 乳 類											

提出期限 各期終了の月の翌月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、収去した乳について、衛生検査施設(保健所を除く。)で行った試験検査の結果を計上すること。
 なお、政令市(指定都市を除く。)のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 表側「その他の乳類」には、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳及び脱脂乳を計上すること。
 3 表側「乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査」には、収去検体のうち、省令によって成分規格の定めのない事項(例えば、農薬、重金属等)に関する検査を行った場合に計上すること。

(厚生省報告例)

第 27 乳 処 理 量

都道府県名
指定都市

0 2 2 7 0

平成 2 年 分

	無 殺 菌 乳 (キロリットル) (1)	殺 菌 乳 (キロリットル)			計 (6)
		62° C ~ 65° C (2)	75° C 以上 (3)	調 間 (4)	
特 別 牛 乳 類					
牛 乳 類					
部 分 脱 脂 乳 類					
加 工 乳					
乳脂肪分3%以上 00					
乳脂肪分3%未満 00					
そ の 他 の 乳 類					

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、都道府県知事又は政令市の市長が、食品衛生法第17条第1項の規定により、乳処理業を営む者に報告させた乳について、乳の種類により処理方法別に、その処理量を計上すること。
 なお、政令市(指定都市を除く。)のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 本年中に報告のあった乳の処理量を「キロリットル」単位で、小数点以下は四捨五入し整数で計上すること。
 3 表側「その他の乳類」には、殺菌山羊乳及び脱脂乳を計上すること。

第 28 と 畜 場

都道府県名

0 2 2 8 0

平成 2 年 分

		施設数 (年末現在) (1)	許可件数 (2)	廃止件数 (3)	許可取消件数 (4)	使用制限件数 (5)
国・都道府県	一 般 00					
	簡 易 00					
市・町村	一 般 00					
	簡 易 00					
会 社	一 般 00					
	簡 易 00					
組合・その他	一 般 00					
	簡 易 00					
計	一 般 00					
	簡 易 00					

提出期限 翌年2月末 B列4番 257×364 (2年分)

- (注) 1 この表には、と畜場法第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた一般と畜場及び簡易と畜場の12月31日現在の施設数並びにその年中における許可件数、廃止件数、許可取消件数及び使用制限・廃止件数を設置者別に計上すること。
 なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「市・町村」には、市町村が設置者であるものについて計上すること。
 なお、市町村が地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合を設け、これが設置したものもここに計上すること。
- 3 「会社」には、会社組織をもつ団体が設置者であるものについて計上すること。
- 4 「組合・その他」には、「国・都道府県」から「会社」まで以外の者が設置者であるものについて計上すること。

第 30 畜場外と殺頭数

都道府県名

平成 2 年第 四半期中

0	2			3	0	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

		牛 (1)	と く (2)	馬 (3)	豚 (4)	めん羊 (5)	山羊 (6)
切迫と殺	不應の災害による負傷 頭						
	不應の災害で救うことのできない状態 頭						
	離産 頭						
	産じょく 産ひ 頭						
	急性膀胱症 頭						
政令第三条 によつて殺	1号によるもの 頭						
	2号によるもの 頭						
自家用と殺 頭							
計 頭							

提出期限 各期終了の月の翌月末 B列5番 182×257(2年分)

- (注) 1 この表には、と畜場法の規定により、と畜場外においてと殺した家畜の頭数を、その種類別に計上すること。
なお、政令市のある都道府県にあっては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
2 「切迫と殺」の各区分には、法第9条第1項第2号又は第3号に規定すると殺について、その期中に検査を行った頭数を計上すること。
3 「政令市三条にると殺」の各区分には、法第9条第1項第5号に基づいてと殺、検査を行ったもので、その期中に報告を受付した頭数を計上すること。
4 「自家用と殺」には、法第9条第1項第1号の規定により、その期中に自家用と殺の届出を受付した頭数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 32 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因

郵道府県名

平成 2 年 月 中

0	2			3	2	0		
---	---	--	--	---	---	---	--	--

[illegible]

馬出期順 卷月本 刊列6番 257×366 (2年分)

- [illegible]

(厚生省報告例)

第 33 化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設

都道府県名

0 2 3 3 0

平成 2 年末現在

化 製 場							魚介類鳥類等製造貯蔵施設	
施設実数 (1)	皮 革 (2)	油 脂 (3)	に かわ (4)	肥 料 (5)	飼 料 (6)	そ の 他 (7)	製 造 施設 (8)	貯 蔵 施設 (9)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、化製場等に関する法律第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた化製場及び法律8条で準用する第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた魚介類鳥類等製造貯蔵施設の年末現在数を計上すること。
 なお、政令市のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 「化製場」のうち、「皮革(2)」から「その他(7)」までの各区分には、それぞれ該当する製品を製造する化製場の数を計上すること。したがって、例えば、化製場が皮革及びにかわを製造しているときには、「皮革(2)」及び「にかわ(4)」にそれぞれ「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 34 死 亡 獣 畜 取 扱 場

都道府県名

0 2 9 4 0

平成 2 年末現在

解 体			埋 却	焼 却
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
取 扱 場				

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、化製場等に関する法律第3条第1項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けた死亡獣畜取扱場の年末現在数を計上すること。
 なお、政令市のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 葬儀「取扱場」には、死亡獣畜を解体し、埋却若しくは焼却するために設けられた施設又は区域で、死亡獣畜取扱場の許可を受けたものの年末現在数を解体、埋却又は焼却の処理の個数に計上すること。したがって、1つの取扱場で解体及び埋却を行っている場合は、「解体(1)」及び「埋却(3)」にそれぞれ「1」と計上すること。

(厚生省報告例)

第 35 畜 舎 及 び 家 き ん 舎

都道府県名

0 2 3 5 0

平成 2 年末現在

牛 (1)	馬 (2)	豚 (3)	めん羊・やぎ (4)	犬 (5)	鶏・あひる (6)	そ の 他 (7)

B列5番 182×257 (2年分)

- (注) この表には、化製場等に関する法律第9条第1項及び第4項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長の許可を受けている畜舎及び家きん舎の年末現在の施設数を、動物の個数に計上すること。
 なお、政令市のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。

(厚生省報告例)

第 36 化 製 場 等

都道府県名

0 2 3 6 0

平成 2 年中

	許 可 件 数 (年 中) (1)	廃 止 件 数 (年 中) (2)	処 分 件 数 (年 中)		
			設備改善命令 (3)	許可取消 (4)	使用制限 (5)
化 製 場 01					
魚 介 類 鳥 類 等 製造貯蔵施設 02					
死 亡 獣 畜 取 扱 場 03					
畜 舎 及 び 家 き ん 舎 04					

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、化製場等に関する法律に基づいて都道府県知事又は政令市の市長が行った施設の許可件数、廃止件数、行政処分の件数を計上すること。
 なお、政令市のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
 2 「許可件数(1)」には、法律3条第1項(法律8条による準用の場合を含む。)又は第9条第1項及び第4項の規定による許可件数を計上すること。
 3 「廃止件数(2)」には、旧同法施行規則第3条、第4条又は第7条の規定による廃止件数を計上すること。
 4 「設備改善命令(3)」には、法律8条及び第9条第5項の規定において準用する場合を含む。)の規定により行った構造設備を都道府県の条例で定める基準に適合させるための命令及び指導、汚物処理、臭気発生防止、臭気抑制、臭気処理、その他衛生上必要な措置をとるべきことを命じた件数を計上すること。
 5 法律7条第1項(法律8条及び第9条第5項の規定において準用する場合を含む。)の規定により行った許可取消、使用制限及び使用禁止の件数を「許可取消(4)」及び「使用制限使用禁止(5)」に区分して計上すること。

(厚生省報告例)

第 36 の 2 狂 犬 病 予 防

都道府県名

0 2 3 6 2

平成 2 年 第 四半期中

登 録 頭 数 (1)	予 防 注 射 済 票 交 付 数			計 画 犬 の 拘 留 お よ び 返 還 頭 数	
	保健所の注射実施 (2)	その他の注射実施 (3)	計 (4)	拘 留 (5)	返 還 (6)

提出期限 各期終了の月の翌月末 B 列 5 番 1 6 2 × 2 5 7 (2 年 分)

- (注) 1 この表には、狂犬病予防法の規定により、その期中に取り扱った犬の登録並びに予防注射済票交付数及び徘徊犬の拘留及び返還頭数を計上すること。
なお、政令市のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
2 「登録頭数(1)」には、法第 4 条第 2 項の規定により、都道府県知事又は政令市の市長が、その期中に原則に登録した犬の頭数を計上すること。
3 「保健所の注射実施(2)」には、保健所が直接注射を実施したものについて計上すること。
4 「その他の注射実施(3)」には、開業獣医師等が予防注射を実施したものについて計上すること。
5 「拘留(5)」には、法第 6 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定により、その期中に狂犬病予防員が拘留した犬の頭数を計上すること。
6 「返還(6)」には、狂犬病予防員が拘留した犬のうち、法第 6 条第 7 項に規定する通知により、所有者の求めに応じてその期中に返還した犬の頭数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 36 の 3 環 境 衛 生 及 び 食 品 衛 生 関 係 職 員

(第 2 表)

都道府県名
指定都市

0 2 3 6 3

平成 2 年 末現在

	氏 名 (11)	職 名 (12)	科 室 (13)	職 名 (14)	職 名 (15)	大学・高等専門学校等で所定の課程を修めて卒業した者				高等専門学校・旧中等学校等で所定の課程を修めて卒業した者	養成施設で所定の課程を修めた者	その他	計
						農 学	畜 産 学	水 産 学	その他				
環 境 衛 生 関 係 職 員	環境衛生監視員 01												
	環境衛生指導員 02												
	水道法第 39 条職員 03												
	食品衛生監視員 04												
	と畜検査員 05												
	狂犬病予防員 06												
	家庭用品衛生監視員 07												
環 境 衛 生 関 係 職 員	計 08												
	環境衛生監視員 09												
	環境衛生指導員 10												
	水道法第 39 条職員 11												
	食品衛生監視員 12												
	と畜検査員 13												
	狂犬病予防員 14												
環 境 衛 生 関 係 職 員	家庭用品衛生監視員 15												
	計 16												
	食品衛生監視員のうち主に食品衛生監視業務に従事している者 01												
	と畜検査員のうち主にと畜検査業務に従事している者 02												
	狂犬病予防員のうち主に狂犬病予防業務に従事している者 03												
	家庭用品衛生監視員のうち主に家庭用品衛生監視業務に従事している者 04												
	計 05												

B 列 4 番 257 × 364 (2 年 分)

- (注) 1 この表には、環境衛生及び食品衛生関係法令の規定により、都道府県知事又は政令市(指定都市を除く。)の市長から任命又は指定された環境衛生及び食品衛生関係職員について、12月31日現在数を計上すること。
なお、政令市のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
2 同一人で当該職員としての資格要件を 2 以上併せて有する場合は、現に従事している職名と最も関係の深い免許、資格又は学歴に分類して計上すること。

(厚生省報告例)

第 37 医 療 監 視

都道府県名

0 2 3 7 0

平成 2 年 中

	医療監視 延件数	処 分 件 数						告 発 件 数	新規開設に 伴う使用 許可件数	構造設備の 変更に伴う 使用許可件数
		改 命 令	使用制限 又は禁止	管 理 者 更 変	許 可 の 取 消	閉 鎖 命 令				
(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(7)	(8)	(9)
病 院 00										
診療所 一 般 科 00										
助 産 所 00										
計 00										

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、医療法の規定により、医療監視員が行った医療監視延件数、処分件数及び告発件数並びに新規開設又は構造設備の変更に伴う使用許可件数について、本年中の状況を事例の区分により計上すること。
なお、政令市のある都道府県においては、政令市から報告を求め、都道府県分に含めて計上すること。
- 2 「医療監視延件数(1)」には、法第25条第1項に規定する立入検査を行った延件数を計上すること。
例えば、同一の病院に3回出向いた場合は「3」と計上すること。
- 3 「新規開設に伴う使用許可件数(8)」 「構造設備の変更に伴う使用許可件数(9)」には、新たに施設を開設したものの又は既存の施設で構造設備を変更したもののについて、法第27条に規定する検査の後、使用許可証を交付した件数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 37 の 2 医 療 法 人

都道府県名

0 2 3 7 2

平成 2 年 末現在

財 団 (1)	社 団		計 (4)
	持 分 の 定 め の あ る も の (2)	持 分 の 定 め の な い も の (3)	

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、医療法第46条に規定する設立登記を終了した医療法人の数を、同法施行令第5条の2に規定する医療法人台帳に基づいて計上すること。
ただし、2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人(厚生大臣所管分)については計上しないこと。
- 2 「財団(1)」には、財団たる医療法人の数を年末現在で計上すること。
- 3 「社団」には、社団たる医療法人であって、定款に「持分の定めのあるもの(2)」(例えば、定款に解散時における残余財産の帰属区分の方法として「出資額に応じて分配する」等の記載のあるもの)と「持分の定めのないもの(3)」に分けて計上すること。

(厚生省報告例)

第 42 歯 科 技 工 所

都道府県名

0 2 4 2 0

平成 2 年 末現在

	歯 科 技 工 士 数 別					計 (6)
	1 人 (1)	2 人 (2)	3 人 (3)	4 人 (4)	5 人以上 (5)	
歯 科 技 工 所						

B列5番 182×257 (2年分)

- (注) この表には、歯科技工法第2条第3項に規定する歯科技工所の年末現在数を、法第21条の規定による届出に基づいて、業務に従事する歯科技工士数別に区分して計上すること。

(厚生省報告例)

第 43 旧制による保健婦、助産婦、看護婦及び看護士並びに新制による准看護婦及び准看護士の免許交付

都道府県名

平成 2 年中

0 2 4 3 0

旧 制				新 制	
保 健 婦 (1)	助 産 婦 (2)	看護婦 (3)	看護士 (4)	准看護婦 (5)	准看護士 (6)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表には、保健婦助産看護婦法の規定により、都道府県知事が本年中に新たに与えた免許の数を計上すること。
 2 「旧制」の「保健婦(1)」には、法第54条第2項及び法第56条の2の規定により、都道府県知事が旧保健婦規則によって与えた免許の数を保健婦籍から計上すること。
 3 「旧制」の「助産婦(2)」「看護婦(3)」「看護士(4)」の各区分には、上記2に準じて計上すること。
 なお、看護婦には、保健婦助産看護婦法の一部を改正する法律附則第11項の規定により免許を与えた者も含めて計上すること。
 4 「新制」の「准看護婦(5)」には、法第8条の規定により、都道府県知事が准看護婦試験に合格した者に与えた免許の数を、法第12条の准看護婦籍から計上すること。
 5 「新制」の「准看護士(6)」は、上記4に準じて計上すること。

(厚生省報告例)

第 47 薬 局

都道府県名

平成 2 年末現在

0 2 4 7 0

開設者が自ら管理している薬局 (1)	開設者が自ら管理していない薬局 (2)	計 (3)	無 薬 局 町 村 (4)

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) この表には、薬事法第5条第1項の規定により許可を受けている薬局(法第5条第2項の規定により更新を受けたものを含む。)の年末現在数を、同法施行規則第8条に規定する許可台帳に基づいて計上するとともに、薬局の開設されていない町村の数を年末現在により計上すること。
 なお、薬局数を計上する際、法人が開設している薬局は「開設者が自ら管理していない薬局(2)」に計上すること。

図4 257 × 304 (2年分)

(厚生省報告例)

部道府県名

片羽4番 2578364 (2集分)

- 53 -

就業医療関係者等（隔年報）

（厚生省報告例）

第 39 就業あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師

0 2 3 9 0										都道府県名	
										平成	2 年末現在
		あん摩マツサージ指圧師 (1)			はり師 (2)		きゆう師 (3)		柔道整復師 (4)		
晴 眼 者 (0)											
盲 者 (0)											

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257（2年分）

- （注） 1 この表には、業務に従事する施術者の年末現在数を、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第44号）第24条、第24条の2及び第24条の3並びに柔道整復師法施行規則（昭和45年厚生省令第41号）第11条の規定による施術所の開設届等の事項から晴盲別に区分（柔道整復師を除く。）して計上すること。
- 2 12月31日付で施術所の開設又は出張業務若しくは滞在業務の開始を届け出た者は計上し、廃止を届け出た者は計上しないこと。
- 3 表頭の2以上の業務を行っている者については、該当区分にそれぞれ「1」とすること。

（厚生省報告例）

第 39 の 2 あん摩、マツサージ及び指圧、
はり、きゆう並びに柔道整復の施術所

0 2 3 9 2										都道府県名	
										平成	2 年末現在
あん摩、マツサージ及び 指圧を行う施術所 (1)		はり及びきゆうを行う 施 術 所 (2)		あん摩、マツサージ及び 指圧、はり並びにきゆう を行う施術所 (3)		そ の 他 の 施 術 所 (4)		柔道整復の施術所 (5)			

B列5番 182×257（2年分）

- （注） 1 この表には、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第44号）第24条及び柔道整復師法施行規則（昭和45年厚生省令第41号）第11条による施術所の開設届の事項から、施術所の年末現在数を、業務の種類別に区分して計上すること。
- 2 同一施術所において、「柔道整復(5)」と「あん摩マツサージ指圧(1)」から「その他(4)」までのいずれかの業務を併せて行っている場合のみ、それぞれに「1」と計上すること。
- 3 12月31日付で施術所の開設を届け出たものは計上し、廃止を届け出たものは計上しないこと。

（厚生省報告例）

第 40 就業歯科衛生士

0 2 4 0 0										都道府県名	
										平成	2 年末現在
保 健 所 (1)		病 院 (2)		診 療 所 (3)		学 校 (4)		そ の 他 (5)		計 (6)	

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257（2年分）

- （注） この表は、12月31日現在の就業歯科衛生士の数を、歯科衛生士法第7条第3項の規定による届出に基づき、表頭の区分別に計上するものであること。

(厚生省報告例)

第 41 就 業 歯 科 技 工 士

都道府県名

0 2 4 1 0

平成 2 年末現在

	技 工 所 (1)	病 院 ・ 診 療 所 (2)	そ の 他 (3)	計 (4)
男 00				
女 00				

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表は、12月31日現在の就業歯科技工士の数を、歯科技工法（以下「法」という。）第7条第3項の規定による届出に基づき計上するものであること。
 2 「技工所(1)」には、法第2条第3項に規定する歯科技工所に勤務する者の数を計上すること。
 3 「病院・診療所(2)」には、病院又は診療所に勤務して、当該病院又は診療所において治療中の患者のための歯科技工を行っている者の数を計上すること。
 なお、病院又は診療所に勤務する者であっても、当該病院又は診療所において治療中の患者以外の者のためにも歯科技工を行っている者は「技工所(1)」に計上すること。
 4 「その他(3)」には、「技工所(1)」「病院・診療所(2)」以外の場所で歯科技工を行っている者の数を計上すること。

(厚生省報告例)

第 41 の 2 就 業 歯 科 衛 生 士 ・ 歯 科 技 工 士 の 年 齢 階 級 別 状 況

都道府県名

0 2 4 1 2

平成 2 年末現在

	歯 科 衛 生 士 (1)	歯 科 技 工 士	
		男 (1)	女 (2)
21 歳 以 下 00		24 歳 以 下 00	
22 00			
23 00		25 ～ 29 00	
24 00		30 ～ 34 00	
25 00			
26 ～ 29 00		35 ～ 39 00	
30 ～ 34 00		40 ～ 44 00	
35 ～ 39 00			
40 ～ 44 00		45 ～ 49 00	
45 ～ 49 00			
50 歳 以 上 00		50 歳 以 上 00	
計 00		計 00	

提出期限 翌年2月末 B列4番 257×364 (2年分)

- (注) 1 この表は、12月31日現在の就業歯科衛生士、歯科技工士の数を、歯科衛生士法第7条第3項、歯科技工法第7条第3項の規定による届出に基づき、性・年齢階級別（歯科衛生士は年齢階級別のみ）に区分して計上するものであること。
 2 歯科衛生士の表例「計00」の計上数は第40の「計(6)」の計上数と、歯科技工士の表例「計00」の性別計上数は第41の表頭「計(4)」の性別計上数と、それぞれ等しくなること。

(厚生省報告例)

第44 就業保健婦の年齢階級別状況

0 2 4 4 0

都道府県名

平成 2 年末現在

	就業場所										助産婦・看護婦との兼務の状況		
	保健婦 学校及び養成 所 (1)	保健所 所 内 務 (2)	市町村 駐在 (3)	市町村 (4)	病 院 (5)	診療所 (6)	老人保 健施設 (7)	事業所 (8)	その他 (9)	計 (10)	助産婦と 兼務 (11)	看護婦と 兼務 (12)	助産婦・看護婦 と兼務 (13)
25歳未満 (01)													
25 ～ 29 (02)													
30 ～ 34 (03)													
35 ～ 39 (04)													
40 ～ 44 (05)													
45 ～ 49 (06)													
50 ～ 54 (07)													
55 ～ 59 (08)													
60歳以上 (09)													
計 (10)													

B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表は、保健婦助産婦看護法(以下「法」という。)第2条に規定する保健婦のうち、12月31日現在の就業保健婦の数を、法第33条の規定による届出に基づき計上するものであること。
2 「就業場所」には、保健婦業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
3 「助産婦・看護婦との兼務の状況」には、届出票の「2以上の業務に従事する場合」の区分により計上すること。
4 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

(厚生省報告例)

第45 就業助産婦の年齢階級別状況

0 2 4 5 0

都道府県名

平成 2 年末現在

	就業場所										保健婦・看護婦との兼務の状況		
	助産婦 学校及び 養成所 (1)	保健所 (2)	病 院 (3)	診療所 (4)	開設者 (出張のみ による者) (5)	従事者 (6)	出張のみ による者 (7)	その他 (8)	計 (9)		保健婦兼 務と兼務 (10)	看護婦兼 務と兼務 (11)	保健婦・看護 婦兼務と兼務 (12)
25歳未満 01													
25 ～ 29 02													
30 ～ 34 03													
35 ～ 39 04													
40 ～ 44 05													
45 ～ 49 06													
50 ～ 54 07													
55 ～ 59 08													
60歳以上 09													
計 10													

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表は、保健婦助産婦看護法(以下「法」という。)第3条に規定する助産婦のうち、12月31日現在の就業助産婦の数を、法第33条の規定による届出に基づき計上するものであること。
2 「就業場所」には、助産婦業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
3 「保健婦・看護婦との兼務の状況」には、届出票の「2以上の業務に従事する場合」の区分により計上すること。
4 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

第46 就業看護婦(士)の年齢階級別状況

都道府県名

0 2 4 6 0

平成

2

年末現在

		就業場所								保健婦・助産婦との業務の状況		
		看護婦 学校及び 養成所	保健所	病院	診療所	老人保健 施設	学 校	派 出 看護婦 (士)	そ の 他	計	保健婦業務と 助産婦業務と	保健婦・助産 婦業務と業務
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	00	00
看護婦	25歳未満(01)											
	25 ～ 29(02)											
	30 ～ 34(03)											
	35 ～ 39(04)											
	40 ～ 44(05)											
	45 ～ 49(06)											
	50 ～ 54(07)											
	55 ～ 59(08)											
	60歳以上(09)											
	計 (10)											
看護士	25歳未満(11)										B列4番 257×364 (2年分)	
	25 ～ 29(12)											
	30 ～ 34(13)											
	35 ～ 39(14)											
	40 ～ 44(15)											
	45 ～ 49(16)											
	50 ～ 54(17)											
	55 ～ 59(18)											
	60歳以上(19)											
	計 (20)											

B列4番 257×364 (2年分)

- (注) 1 この表は、保健婦助産婦看護婦法(以下「法」という)第5条に規定する看護婦(法第53条第1項に規定する者を含む。以下同じ)及び法第60条に規定する看護士のうち、12月31日現在で就業している者の数を、法第33条の規定による届出に基づいて計上するものであること。
- 2 「就業場所」には、看護婦(士)業務従事者届(以下「届出票」という)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
- 3 「保健婦・助産婦との業務の状況」には、看護婦のみ、届出票の「2以上の業務に従事する場合」の区分により計上すること。
- 4 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

第46の2 就業准看護婦(士)の年齢階級別状況

都道府県名

0 2 4 6 2

平成 2 年末現在

		就業場所							
		保健所	病院	診療所	老人保健施設	学校	派出看護婦(士)	その他	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
准看護婦	20歳未満(01)								
	20～24(02)								
	25～29(03)								
	30～34(04)								
	35～39(05)								
	40～44(06)								
	45～49(07)								
	50～54(08)								
	55～59(09)								
	60歳以上(10)								
	計(11)								
准看護士	20歳未満(12)								
	20～24(13)								
	25～29(14)								
	30～34(15)								
	35～39(16)								
	40～44(17)								
	45～49(18)								
	50～54(19)								
	55～59(20)								
	60歳以上(21)								
	計(22)								

B列4番 257×364(2年分)

- (注) 1 この表は、保健師助産師看護婦法(以下「法」という)第6条に規定する准看護婦及び法第60条に規定する准看護士のうち、12月31日現在で就業している者の数を、法第33条の規定による届出に基づいて計上するものであること。
- 2 「就業場所」には、准看護婦(士)業務従事者届(以下「届出票」という)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。
- 3 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

(厚生省報告例)

第 46 の 3 就業保健婦、助産婦、看護婦(士)の免許取得資格の種別

都道府県名

0 2 4 6 3

平成 2 年末現在

	国 家 試 験 合 格 者 (1)	乙 種 看 護 婦 試 験 合 格 者 (2)	旧規則による学 校・養成所等の 卒業生 (3)	都道府県知事の 行う試験合格者 (4)	外国の学校卒業 者又は外国の免 許取得者 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
保 健 婦 (0)							
助 産 婦 (0)							
看 護 婦 (0)							
看 護 士 (0)							

提出期限 翌年2月末 B列5番 182×257 (2年分)

- (注) 1 この表は、保健婦助産婦看護婦法第33条の規定による届出の「免許取得資格の種別」の区分により計上すること。
 2 表頭「計(7)」の計上数は、保健婦については、第44の表頭「計(0)」の計上数と、助産婦については、第45の表頭「計(0)」の計上数と、看護婦、看護士については、第46の表頭「計(9)」の各計上数とそれぞれ等しくなること。

Ⅲ 国民生活基礎調査

<調査の沿革>

昭和60年まで統計情報部では、以下の4本の世帯面調査を毎年実施してきた。

- ① 厚生行政基礎調査：指定統計，昭和28年から毎年6月に全国で約9万世帯を対象に実施。
- ② 国民生活実態調査：主に所得の調査を目的に，昭和37年から毎年9月に9千世帯程度を対象に実施。
- ③ 国民健康調査：指定統計，国民の健康状態を世帯面調査で把握することを目的に，毎年9月に全国で1万7千世帯程度を対象に世帯の一人ひとりについて調査票を配って書いてもらうという方法で実施。
- ④ 保健衛生基礎調査：国民健康調査をお願いした世帯と一緒に票を配り，主に25歳以上あるいは30歳以上の成人を対象に，厚生省の行政，保健医療についてのさまざまな要望，意識を把握することを目的に実施。

この4本の調査は，昭和61年に現在の国民生活基礎調査という新たな指定統計調査として統合，一本化された。この調査は，大規模調査を3年毎に，また間の2年については小規模調査という形で調査を実施している。第1回目の大規模調査は，昭和61年で，その後平成元年の合計2回実施した。一方，小規模調査も昭和62年，63年と平成2年と平成3年の4回実施をしている。来年が3回目の大規模調査の実施年にあたる。

<調査の構成>

新しい国民生活基礎調査は，4つの調査票から構成される。

- ① 従前の厚生行政基礎調査の流れを受けての世帯票：世帯並びに世帯員の基本的な属性を把握していくもの。
- ② 従前の国民生活実態調査の流れを受けた所得票：文字通り世帯の所得の状況を把握するもので，毎年実施（サンプルサイズは大規模調査実施年は大きく，それ以外の年は小さい）。
- ③ 健康票：従来の国民健康調査の流れを受けた，国民一人ひとりの健康状況を把握する調査。毎年実施せず，3年毎の大規模調査年のみ実施。
- ④ 貯蓄票：新規に導入された調査票。今後の厚生行政を考える際，いろいろな費用負担を検討する際にも十分な議論，検討ができないという省内の声もあり，世帯の所得だけではなく，どの程度の貯蓄を世帯が持っているかを掴む必要があることから，3

年毎の大規模調査年にのみ実施。

<調査の背景・趣旨>

昭和61年に従来の4本の調査を1本にまとめた背景なり理由はいくつかある。大別すると、第1には、厚生行政の課題から来る情報ニーズ、第2は、調査体系の効率化、第3は、国民負担の軽減という観点から、当時、統計調査の改善、合理化について、いろいろな方面から指摘があった。特に最後の点については、臨調、統計審議会などからも、そうした方向で既存統計の見直しの実施について各省庁への要望が勧告されていた。その後、3～4年の検討期間を経て、また昭和60年にはテスト・サーベイも行い、その結果を踏まえて昭和61年に4本の調査の統合を行った。

なお、従前の保健衛生基礎調査は、意識調査であるという点から指定統計に組み込むのは不適当という総務庁の指摘もあり、国民生活基礎調査に付帯する承認統計として、大規模な調査を行わない中間の2年だけについて別個の調査として、保健福祉動向調査という名称で実施をしている。これについては、そのときどきの省内のいろいろな行政ニーズを踏まえて年々テーマを替えながら実施をしている。

<調査の規模>

まず、毎年調査を行う世帯票については、6月に都道府県の衛生部ルートで実施している。最終的には保健所が末端調査機関となり、調査員を指導・監督しつつ世帯調査を行う。大規模調査年には、全国で5,200地区、約26万世帯を対象に調査を実施している。健康票はその地区内のすべての世帯員（約78万～79万人）を対象とする大きなサイズで3年に一度実施する。中間年については、その5分の1の1,040地区で世帯票だけの調査を行い、健康票は行わないということで実施している。

なお、調査員については特に指定はしていないが、実態は家庭の主婦、町内会の役員がかなり多い。登録調査員を使っている県も結構たくさんある。所得調査は、最終的には福祉事務所が調査員を選ぶ関係で、民生委員、ケースワーカーの方が多い。

所得、貯蓄を調査するものは、都道府県の民生主管部局、末端調査機関は福祉事務所になるが、ここを経由して調査員の方が世帯に出向き、大規模調査では全国2,000単位区（この単位区については後述）約5万世帯を対象に3年に1度、残りの2年については約1万3,000世帯を対象に所得面だけの調査を実施してきている。

<調査の厚生省内での位置>

国民生活基礎調査の厚生省内での位置づけについては以下の通りである。厚生省には経済統計というものがそれほど世帯面ではない。この調査を親調査として厚生省の各部局がそれぞれの行政ニーズから行うような専門的な調査について、この国民生活基礎調査の大きな枠のなかで更に後続調査を実施していくという格好になっている。これについては、後ほど全体の抽出体系の部分でもう一度述べる。

<サンプリング>

国民生活基礎調査のサンプリングは国勢調査区をフレームとして、その中の後置番号の1番（いわゆる一般住宅地域）と8番（概ね50人以上の寄宿舍、寮などのある区域）の2つの地区から、大規模調査年では5,200地区を抽出し、中間の2年については1,040地区が抽出される。基本的には連続して同じ世帯が調査対象とならないように調整を行う。大規模調査年については、都道府県指定都市別の表章をすることが調査統合の際の一つの眼目になっていたので、県別観察ができるための標本設計ということで、各県、概ね100地区、各指定都市、概ね60地区を基準に、全国では約5,200の地区を抽出して世帯票について調査する。所得票については、その中の一部の地区だけを調査する。中間年については県別の集計を予定しておらず、全国推計だけを十分な精度で行うための地区数として1,040地区を世帯票だけについて調査し、所得票については500単位区について行う。

国勢調査区は概ね50世帯から成っているが、地区内の特性がそれほど違ってないといえれば、その50世帯毎の国勢調査区全部を調べるのではなく、それを2つなり3つに分割して抽出する集落の数を増やしたほうが推計精度が上がる。あるいは、国勢調査の時には約50世帯毎になっていても、数年後に調査を実施する時点ではその地域にマンションが建ったり、いろいろな住宅の移動等によって地区毎の世帯数が同じ数でないということがある。その場合、調査員の間でも50世帯やれば良い者と100世帯近くやるような者が出てくる。そこで、なるべく調査員の負担を均等化するため、一つの国勢調査区を概ね30世帯毎に道路、橋などで区切って細かく分割をするようにしている。その分割されたものが単位区である。

国勢調査区を設定してから当方の調査を実施するまでに5年や6年経ってしまうということがある。前回の昭和60年の国勢調査区の設定は、その1年前に50世帯毎に設定している。平成元年の国民生活基礎調査はその調査区データから抽出したが、それまで調査区というのは固定されている。その間に世帯の移動などがあり、当時は50世帯前後であった地区についても5年経ったために100世帯あるいは200世帯にもなってしまったというケー

スがある。そこで100世帯あるところはおおむね30を目途として、30くらいの塊として分ける。50あれば25と25、60であれば30、30に分ける。三つに分かれた場合に、調査対象の抽出率が3分の1であれば、三つのうちの一つが選ばれる。30なら30世帯をそのまま持ってくる。その結果、一つの調査区がすべて等しい数の世帯数という前提が崩れてしまう可能性がでてくることもある。そのために国勢調査区をおおむね30世帯という単位で割って推計精度を上げようというのが、単位区を設定する理由である。

その一つを単位区と呼び、後続の調査は基本的には単位区毎に客体を抽出する。昭和47年以降この方法で調査を行っている。平成元年の場合は、資料にも示されているように、国民生活基礎調査の所得票と貯蓄票の調査について全国で2,000単位区について実施し、同時に一部の単位区については、地域相互扶助調査（ボランティアについての意識調査）、別の単位区では老人の実態について更に詳細に調べるための調査を400単位区で実施している。国民生活基礎調査の所得関係の調査を実施しない地区では、公的年金加入状況等調査を社会保険庁がこれだけの地区数で実施している。さらに現在問題になってる家庭における児童の養育状況についての調査を児童家庭局が、これだけのサンプルサイズで実施している。あるいは、年次調査の国民栄養調査、さらには人口問題研究所の家族ライフコースと世帯構造変化といった調査がそれぞれ後続調査として、私どもの5,200地区のなかの一部の地区について実施されている。

<調査の方法>

実際の調査は、毎年4月下旬から5月上旬にかけて、一つの国勢調査区を二つなり三つなりの30世帯毎の単位区に分割するという作業を準備調査としてやってもらい、6月初旬に世帯票についての調査を調査員が面接聞き取り調査を実施する。そして、3年に1度は世帯員一人ひとりに健康票を配り、自計式で健康状況の把握を目的とした調査を実施している。1カ月後に所得に関する調査を、調査員による聞き取りで実施している。また、3年毎に貯蓄についての調査を世帯の代表者による自計式で実施している。6月と7月に1ヵ月の間隔を置いたのは、主には一度に4つの調査票を持っていてお願いすることによる家庭での反発なり負担感を軽減するという意味合いからである。

<集計方式>

調査結果は、おおざっぱに言えば、世帯人員を補助変量とする比推定で推計値を求める。具体的には、調査地区内の世帯人員で全国の日本人人口を割った数を拡大乗数とし、この値を調査でとらえた、例えば寝たきり者数、高齢者世帯数に乗じて、全国の推計値を求め

るという方法を用いる。なお、大規模調査では県別表章を行うので、この年だけについては、全国の日本人人口の代わりに、当該都道府県、あるいは指定都市の人口を分子とした拡大乗数を求める。

<結果の公表>

結果の公表時期については、大規模調査は13～14カ月後を目途としている。また、中間年調査については、だいたい9ヵ月、できれば8ヵ月ぐらいで結果の公表を行うことを、とりあえず一つの目安として仕事を進めている。

<結果の利用>

この調査は、個別の行政課題、個別の局にタイアップしたような設計を、もともと基本的な性格として持っていないので、例えば何々行政というようには言いにくい部分がある。大きく分けて、当時（昭和60年）議論されていた年金制度の仕組み、将来の制度改定などに、世帯情報を含めたデータの要望が強く、公的年金のいろいろな施策の検討という方面に比較的多く使われている。

また、地域医療計画が当時議論されていたが、その中で国民の傷病、健康づくり対策に、健康票のデータは万遍なく世帯から大きなサイズでとらえられるので、都道府県別表章もして、自分の県の全国での位置づけといったことの把握に非常に有用となる。

これ以外には、行政として母子対策、高齢者対策、介護者・寝たきり者に対する支援体制を、どのように考えていくべきかを議論する際に、大規模調査で毎回、要介護者、寝たきり者の調査をしているので、それらのデータが非常に有効に活用されている。

<他省庁の調査の関係>

世帯面調査では、総務庁の所管調査が主になる。総務庁の家計調査、全国消費実態調査などは、世帯面から家計、支出を把握しているが、国民生活基礎調査では対象が多少異なる。当方では全世帯を調査対象にしているが、家計調査を例にとれば、農林漁業世帯、単身世帯が除外されている。全国消費実態調査についても、基本的に二人以上の世帯員の普通世帯を中心に調査を行っているといった性格の違いがあり、にわかに家計支出額、収入について並べて比較することが妥当かどうか分からない。

毎年結果を出した段階で、とりあえず同年のデータを参考にする意味でこれらの調査を眺めることはあるが、国民生活基礎調査の方が、収入面で多少低めにでる傾向がある。これは、結局、国民生活基礎調査が、万円単位で把握しており、最終的には年間の所得を世

帯単位で表章する形にしている関係で、比較的刻みがよい記入の仕方をされているものと推察される。例えば15万、20万ということで、相対的に低い値が出ているものと思われる。一方、支出については、1か月間の家計上の支出額を一括計上する形で調査しているので、これについても記入がしやすい区切りのよい数で申告者が回答しているものと考えられる。これも家計調査、全国消費実態調査に比べると、5万円なり4万円程度、月間の支出額としては低めな集計結果になっている。

国民生活基礎調査は厳密な意味で全国の世帯の平均支出額なり平均所得額を中心に調べているという性格ではなく、おおむねこういった所得階層だと、どのぐらいの仕事の状況、世帯の状況、健康の状況だというように、主には一つの関連分析の指標としてとらえている。その意味で、厳密に比較するのは難しい部分があるが、多少少な目に出ているのではないかという感触を持っている。

<結果の概要>

(世帯調査)

平成2年6月に実施した世帯調査についての調査結果では、世帯数が初めて4,000万の大台を突破して、40,273,000世帯になったことである。これは若者の単身世帯の急増によるものと考えられる。また、平均世帯人員は一貫して減少しており、平成2年6月現在で3.05人ということで、戦後の最低記録をまた改めて塗り替えた。世帯人数別の分布を見ると、4人以上のいわゆる大人数の世帯が着実に減っている一方で、一人暮らし、あるいは二人暮らしの世帯が、その割合を伸ばしてきている。単独世帯は、昭和40年以降、徐々に増えており、平成元年から2年にかけて、割合で1ポイントほど増加している。その一方で、核家族世帯、あるいは三世帯世帯が年々減っており、平成2年については、単独世帯が増えた分だけそれぞれ0.3ポイント、0.7ポイントこちらが減っている。

厚生省では男が65歳以上、女が60歳以上の世帯を高齢者世帯としているが、平成2年度には420万世帯弱になっており、着実に増えている。割合も10.4%に達しており、10軒に1軒は高齢者世帯ということになる。

さらに、65歳以上のお年寄りのいる世帯については、平成元年に比べて4万2千世帯ほど増え、割合が全体の3割近くに達しようとしている。この世帯について、老後生活の大きな柱となるべき公的年金、恩給の受給状況を見ると、端的に言って、65歳以上の者のいる世帯では、96.7%が公的年金を何らかの形で受給している。なお、4%弱の世帯では、65歳以上の方が一人以上いるのに、年金をまったく受給していない。また、65歳以上の単独世帯は1,613,000で、全世帯に占める割合が15%であり、6世帯に1世帯は65歳以上の

お年寄りが一人だけで暮らしていることになっている。

65歳以上の高齢者の子供との同居形態については、全国で推計約14,450,000人の65歳以上の方がいるが、このうち、子供との同居者は6割弱である。同居率が年々着実に低下してきており、ここでも世帯の分離が進んでいることを眺めることができる。

子供のいる世帯は15,573,000世帯で、戦後初めて子供のいる世帯が16,000,000を割り込んだ。全世帯に占める割合も、前年より3ポイントほど低下し、ついに4割の線を切ってしまったということで、逆に言えば、子供のいない世帯が全体の6割を超えてしまったということになる。この原因は、昭和46年から49年にかけての第二次ベビーブームに生まれた子供たちが次第に18歳に達してきていることから、私どもの子供の定義から外れる年齢になっているということがある。問題はその穴を埋めるべき子供の数があとから生まれてきていないという点にある。少産傾向、出生率低下がここにも影響を及ぼしてきている。

（所得調査）

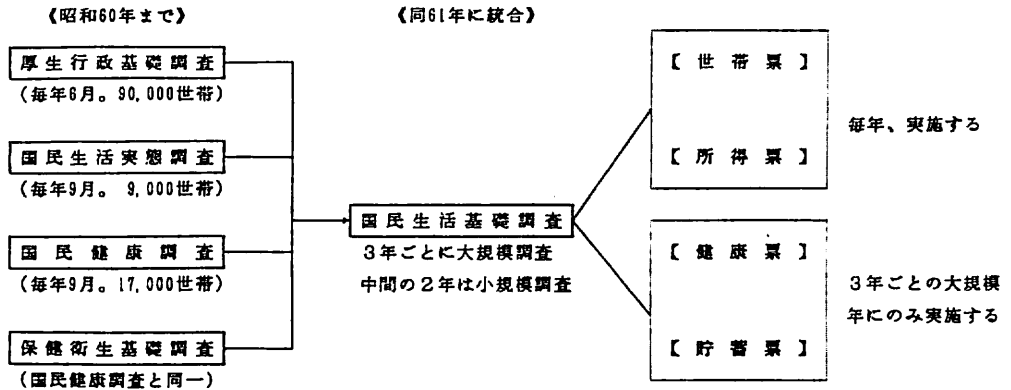
所得については、前年1年間の所得を世帯から申告してもらう。したがって、平成2年の調査では、元年分の所得を調べたことになる。その意味で、統計表の表の部分の年次の表章は「平成元年中にあった所得」というようにお考えいただきたい。最新の調査年次では5,667,000円が1世帯当たりの平均所得金額で、対前年増加率は3.9%であった。これは、その前の年の調査と比べ、増加率自身はかなり落ち込んでおり、景気に多少ブレーキがかかってきていることを反映しているのではないかと、との新聞社の報道もあった。総務庁の調査と比べ、多少、低めの数字であると思われる。

厚生省はあまり経済統計的な調査は実施していないと述べたが、官房の政策課で3年に1度実施している所得再配分調査がその数少ない例である。国民生活基礎調査の所得調査では、「雇用所得」から始まって「その他の所得」というように、12,13種類に分かれるが、所得再配分調査では、さらに細かく33分類に区分し、所得の再配分効果の把握を目的にして実施している。

資料Ⅲ－１ 国民生活基礎調査について

平成3年9月4日

1 調査の沿革



2 調査統合の背景・趣旨

(1) 行政課題上の情報ニーズ

- ア 加速する人口の高齢化への対応策検討 → 国民各層の生活状況について、正確かつ詳細な統計情報提供
- イ 家庭機能変化（核家族化、家族規模の縮小、家庭観の多様化）への施策検討 → 家庭が抱える保健・医療・福祉の諸問題やニーズ、その費用負担能力の総合的把握
- ウ 年金制度の改革策検討 → 公的年金の加入・受給状況と所得・就業状況・世帯構造との関連分析
- エ その他社会保障施策検討 → 要介護者（寝たきり者）の状況把握、生活保護世帯・母子世帯・高齢者（単独）世帯とそれ以外の世帯との比較

(2) 調査体系の効率化

ア タイムラグとデータリンケージ

3か月の実施時期のずれのため、後続調査における世帯脱落が避けられない。また、後続調査はそれぞれ別個の地区で行われるため、データリンケージが不可能。

イ サンプルサイズ

標本数が十分でないため、都道府県別観察ができないことのほか、厚生省として関心の高い低頻度出現世帯（高齢者世帯・母子世帯・寝たきり者世帯）の十分な状況把握が困難。

(3) 統計行革

昭和58年3月の応請最終答申で「統計調査の改善・合理化」の指摘。一方、同59年4月に統計審議会が、社会経済情勢の変化に即した統計体系の整備について建議を行い、各省庁とも既存統計の見直し、改善を求められていた。

3 調査の構成・系統

		大規模調査年 (3年に1回)	中間年	中間年
衛生部系統 (6月実施)	世帯票	5,200地区 約26万世帯	1,040地区 約5万世帯	1,040地区 約5万世帯
	健康票	上記世帯の者 約78万人	(行わない)	(行わない)
民生部系統 (7月実施)	所得票	2,000単位区 約5万世帯	500単位区 13,000世帯	500単位区 13,000世帯
	貯蓄票	上記世帯と同一世帯	(行わない)	(行わない)

注：衛生部系統 厚生省－都道府県衛生主管部局－（保健所設置市・特別区）－保健所－調査員

民生部系統 厚生省－都道府県民生主管部局－（福祉事務所設置市区町村）－福祉事務所－調査員

4 厚生省の世帯調査における位置付け

国民生活基礎調査は、厚生省各部署の行う世帯調査の中で最も基本的なものとして位置付けられており、行政施策全般への基本的かつ総合的な情報提供の役割と、他の調査の視標本としての役割（後述5の(3)参照）をもっている。

5 調査方法

(1) 標本抽出

国民生活基礎調査は、国勢調査区を抽出フレームとして、後置番号1（一般調査区）及び8（寄宿舍・寮等のある区域）の地区から層化無作為抽出した地区内のすべての世帯・世帯員について、調査を行う。

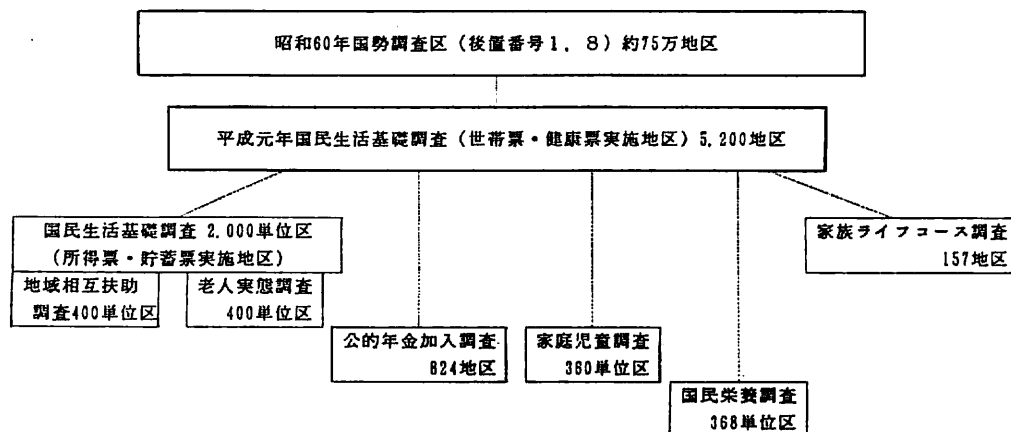
(2) 標本数

ア 大規模調査年＝世帯（員）の基本的事項を調査する世帯票及び世帯員の健康状況を調査する健康票については、都道府県・指定都市別観察や、前述の低頻度出現世帯の観察を可能とするため、全国で5,200地区（各県100地区、各市60地区を基準）とし、世帯の経済状態を調査する所得票及び貯蓄票については、全国推計が可能な同2,000単位区（各県に比例配分）とする。

イ 中間年＝地方公共団体の事務量、被調査者側の負担軽減を勘案し、厚生行政施策上毎年把握することが必要な基本的情報のみを把握するため、世帯票調査を全国で1,040地区（各県に比例配分）、所得票調査を同500単位区（単位区については後述の※参照）において実施する。

(3) 厚生省の世帯調査の抽出体系

厚生省各部署の行う世帯調査の多くは、国民生活基礎調査の調査地区の中から必要地区数を全国に比例的に配分して行う。例えば、平成元年の場合は、次のような抽出であった。



※ 単位区とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区をおおむね30世帯ごとに地理的に分割したものである。

(4) 実査

国民生活基礎調査の実地調査は、次のとおり行っている。

ア 4月下旬から5月初旬にかけて、準備調査（調査地区の確認、単位区の設定、世帯名簿の作成）を行う。

イ 6月初旬、世帯票に係る調査を調査員による面接他計方式により、健康票に係る調査（3年ごとの大規模年のみ）を世帯員の自計方式により行う。

ウ 7月中旬、所得票に係る調査を調査員による面接他計方式により、貯蓄票に係る調査（3年ごとの大規模年のみ）を世帯代表者の自計方式により行う。

(5) 推計方法

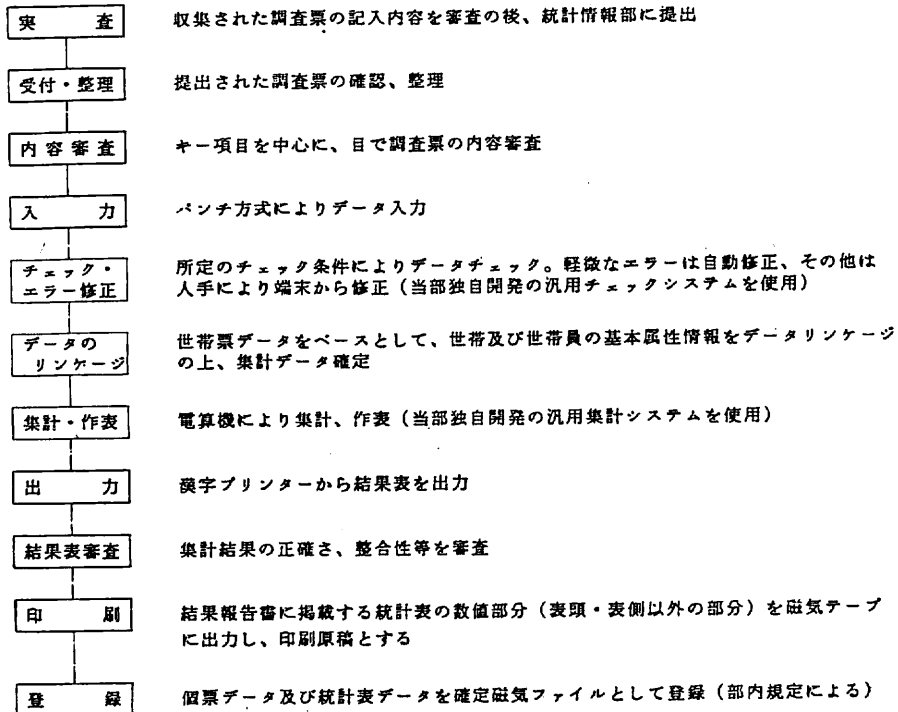
国民生活基礎調査の推計値は、世帯人員を補助変量とする比推定により求めている。すなわち、 $\frac{\text{全国日本人口}}{\text{調査地区内世帯人員}}$ の値を拡大乗数とし、この値を、推定しようとする世帯（員）数に乘じる方法である。

なお、3年に1回の大規模調査年における都道府県・指定都市別推計値を求める際は、全国日本人口に代えて当該県・市人口を用いる。

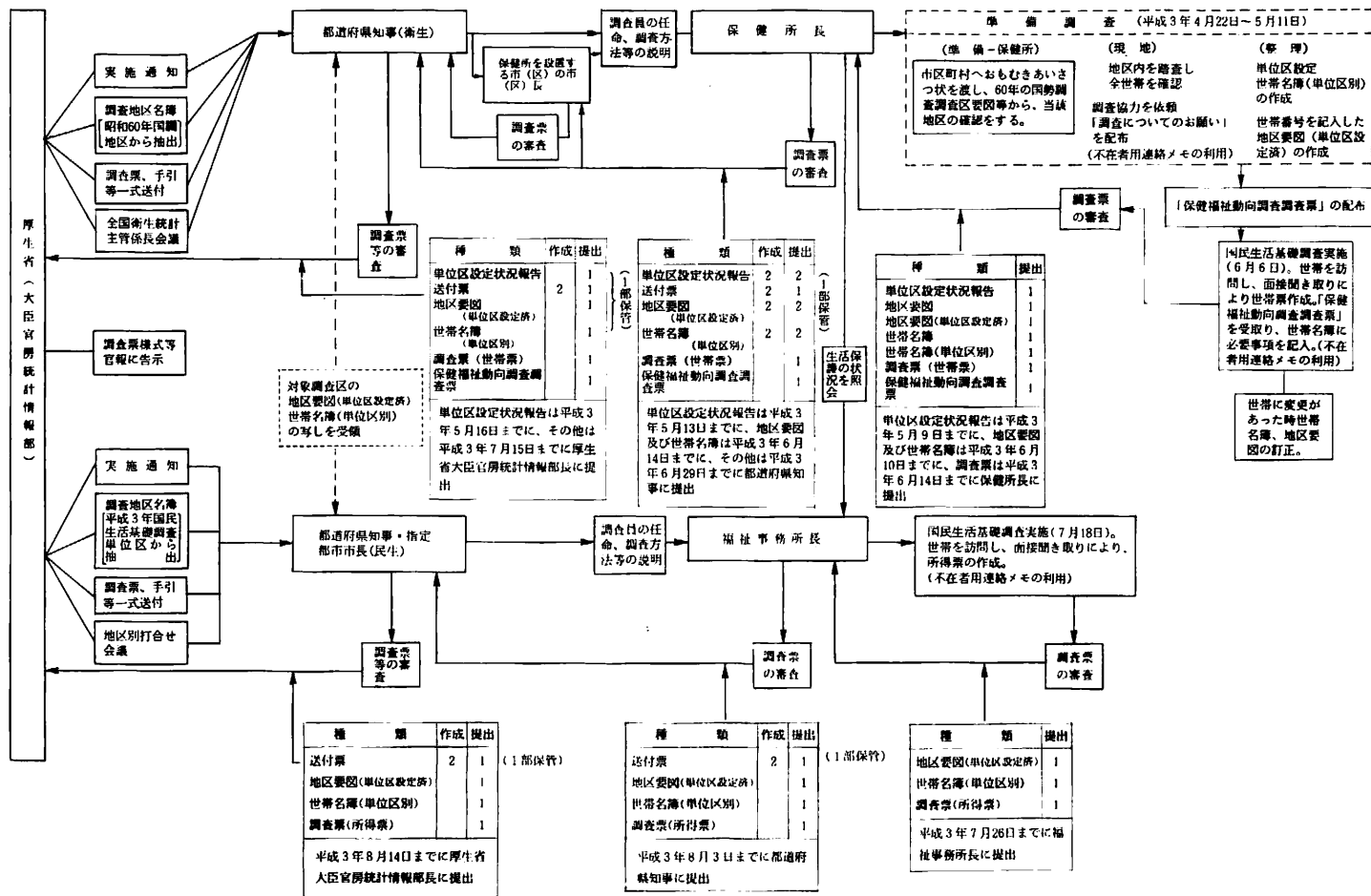
(6) 公表スケジュール

3年に1回の大規模調査については、調査実施後おおむね14か月、中間年調査については、同9か月を目途に公表するよう努めている。

なお、データ処理の工程は、次のようなものである。



資料Ⅲ－２ 平成３年国民生活基礎調査の流れ図（保健福祉動向調査も含む）



Ⅳ 人 口 動 態 統 計

<人口動態統計の沿革>

明治4年に「府藩県一般戸籍の法」が太政官布告第170号として制定され、翌明治5年に施行された。この法律によって作成される戸籍簿に基づき、出生、死亡の数を男女別に計上する表式調査方式により市町村が年報で太政官民部省（内務省の前身）に報告することになった。これが、人口動態統計の始まりとされている。

明治17年に結婚（現在は婚姻と呼んでいる）と離婚が新たに調査対象とされ、さらに明治19年には死産が追加された。なお、死産については、明治16年内務省達乙第28号で「妊娠4ヵ月以上にて死胎分娩のもの」と定義され、現在でも同じ定義で調査を行っている。ただし、妊娠月数については昭和54年のWHOの勧告により満週で数えることになった（妊娠4ヵ月以上は現行の満12週以上に相当）。

明治31年には「戸籍法」が制定され、翌32年に施行された。戸籍法の施行により表式調査方式から調査票方式に改められると共に地方分査（市町村で数をまとめて報告）方式から中央集査（提出された票を中央集計）方式に変更した。市町村では出生・死亡・婚姻・離婚・死産の一事件毎に一枚の統計小票を作成し、3ヵ月毎に都道府県庁経由で内閣統計局（現在の総務庁統計局）に提出された。調査方式は、32年でかなり現行に近いものになった。

大正12年には、人口動態調査令が勅令第478号として施行、人口動態調査令施行細則も制定され、法的にも整理された。これにより統計小票は人口動態調査票と改められ、出生票、死亡票、婚姻票、離婚票、死産票の5種類の様式が定められた。市町村での取りまとめも明治32年には3ヵ月毎で出発したのが大正12年以降は1ヵ月毎となり、全く現在と同じ調査方式になった。

戦争末期の昭和19年から戦後の21年までの間は、不完全な統計になっている。出生・死産については男女別のみ、死亡については男女ごとに年齢各歳別の数を表式調査の方法により市町村長は1ヵ月分を集計して都道府県に報告することになった。婚姻・離婚については中断された。この結果、19年から21年については、1年分の資料が得られないため人口動態統計の報告書には掲載していない。

昭和21年には、人口動態調査令及び人口動態調査令施行細則の全面改正が行われるとともに、死産の届出制度が確立され、死産の届出に関する規程が制定された。さらに死亡診断書及び死産証明書等の記載事項の一部改正が行われた。

昭和22年には「統計法」が制定され、人口動態調査はわが国の統計体系上欠くことので

きない重要統計であることから指定統計第5号に指定された。

また、この年に連合軍総司令部の指示及び指導で、人口動態調査が総理庁（現在の総務庁）統計局から厚生省に移管された。この移管にともない、都道府県の主管も統計主管課から衛生局部課となった。これは、人口動態統計に対する総司令部の意向が人口問題や人口政策上から利用するというわが国の従来の考え方に対し、これを公衆衛生問題や公衆衛生政策上から利用すべきであるというところに置かれ、厚生省に移管されたものである。このため23年には人口動態調査票は公衆衛生行政の第一線機関である保健所を経由（調査票を複写方式で2部作成し、1部は保健所で保管し利用することとした。）して都道府県に報告するように改められた。

昭和24年にパンチカードによる機械集計が本格化した。

昭和42年には電子計算機が導入され、OMR（Optical Mark Reader 光学式マーク読取装置）が装備された。このため調査票も記入方式のみのものからマーク方式を取り入れたものに変更し、調査票を直接OMRで読みとらせることとなった。マーク方式の調査票は紙質が厚く、複写が困難なため、原則1部作成することとしたが、保健所における公衆衛生行政のため出生票の1部を複写式で出生票付票を、死亡票は保健所において移記することにより死亡小票を作成することにした。

平成4年からは、OMRからOCR（Optical Character Reader 光学式文字読取装置）に変更し、調査票に記載された文字を読みとり、住所地及び原死因（1部のみ）をオート・コーディングすることとしている。

<人口動態統計の調査体系>

出生・死亡・婚姻・離婚については「戸籍法」により、死産については法律としての効力を有する「死産の届出に関する規定」に基づき、事件が発生した時、定められた期間内に定められた様式で医師の作成した出生証明書、死亡診断書または死産証書等を添付し市区町村長に届出を行う。全国に約3,300の市区町村の他、支所や出張所があり、約3,400～3,500箇所で行っている。

市区町村長は、これらの届書及び証明書等の関係書類に基づき「各人口動態調査票」を作成するが、調査票の作成もれ、重複作成を防止するため「事件簿」を作成し、事件簿と届出書、調査票に同一番号を付している。市区町村長は作成した調査票の内容を審査した後、調査票及び死産届を遅滞なく管轄している保健所長に送付する。なお、出生届、死亡届、婚姻届及び離婚届は1ヵ月毎に監督法務局、地方法務局又はその支局に送付される。

保健所長は内容を審査し、必要に応じて市区町村長又は医師（出生証明書、死亡診断書

及び死産証書に関するもの）に照会する。また、保健所活動の資料とするため出生票付票、死亡小票を作成するが、管轄区域以外の出生票付票、死亡小票及び死産届（写）については、管轄する保健所に移送する。保健所長はこれらの書類の保存責任者であり、保存期間は死産届は作成した翌年から満5年、出生票付票、死亡小票及び移送を受けた死産届（写）は、作成した翌年から3年間である。各調査票は事件発生月によりとりまとめて、事件発生月の翌月25日までに都道府県知事に送付する（例：1月1日～1月31日事件発生分は2月25日までに都道府県知事に送付）。

都道府県知事は各調査票の内容を審査し、必要に応じて保健所長を経由して照会し、事件発生月の翌々月の5日までに厚生省大臣官房統計情報部長に送付する。

統計情報部では、コンピュータで内容を審査（死亡票、死産票については死亡原因、死産原因を符号化）した後、集計し、公表する。

市区町村長、保健所長、都道府県知事及び当部からの照会に対する回答により調査票を修正するが、修正は翌年の5月末日までに回答があったものとしている。

また、人口動態調査は、戸籍事務と密接に関係しているため、各法務局及び地方法務局（法務局は全国に8、地方法務局は全国に42）の戸籍課長並びに支局長を厚生事務官に併任し現地指導官として市区町村の人口動態調査事務を実地に指導している。

<統計の公表日程>

（1）人口動態統計速報

調査月の翌々月の下旬に公表する。調査票の提出にあたっては、調査票の作成枚数を記入した送付票を添付することとしているので、これをまとめて人口動態統計速報として公表している。人口動態統計は通常、その年に発生した日本における日本人を集計客体としているが、人口動態統計速報には前年以前事件発生分や、日本における外国人、外国における日本人の調査票も含まれており、若干多めになっている。

（2）人口動態統計月報（概数）

調査月の6ヵ月後に公表する。集計客体は本年事件発生の日本における日本人である。

（3）人口動態統計月報（概数）年計

人口動態統計月報（概数）を12ヵ月分まとめたもので、調査年の翌年6月頃に毎年公表している。

（4）人口動態統計年報（確定数）

人口動態統計月報（概数）年計を照会に対する回答に基づき修正したもので、調査年の翌年9月に概況を公表している。

報告書は上・中・下巻の3分冊となっており、上巻は解析表を、中巻は出生・死亡（死因を除く）・死産（死産原因を除く）・婚姻・離婚の統計表を、下巻は死因及び死産原因の統計表を掲載している。各報告書の発行は、上巻は翌々年の5月、中・下巻は翌年12月頃である。

（5）人口動態統計年間推計

年末にその1年間の5事象の発生件数を推計し、公表している。

（6）人口動態職業・産業別統計

国勢調査が実施される年の4月1日から翌年の3月31日まで各届書に職業や産業（死亡のみ）を記入することとしており、これをまとめて人口動態職業・産業別統計として公表している。職業・産業分類は「国勢調査に用いる職業・産業分類」のうち大分類に準拠している。

（7）主要死因別年齢調整死亡率（訂正死亡率）

年齢構成が異なる人口集団の死亡の状況を年次や地域によって比較する場合、年齢構成の差異を除く必要があり、そのため基準人口で調整した年齢調整死亡率（訂正死亡率）を算出する。国勢調査が実施されると都道府県別年齢別に日本人人口が得られるので主要死因別に年齢調整死亡率を算出し、主要死因別年齢調整死亡率（訂正死亡率）として公表している。

<死因分類>

死因統計は各国間での比較を可能とするため、1900年（明治33年）の第1回国際会議で統一され、その後、ほぼ10年毎に修正されて今日に至っている。現在使用している第9回修正分類は1975年の国際会議で修正され、1979年（昭和54年）から使用するよう加盟各国に勧告されたものである。これは加盟各国が対応するよう作成されているため、わが国の国情に合わない部分もある。そこで日本独自の分類項を追加し、昭和54年から使用している。

分類項は約6,400あり、これを基本分類という。しかしこの分類ではあまりにも細かいため、年次推移等の観察にはこれを117分類にまとめた死因簡単分類を使用する。この他、乳児の場合は乳児特有の死因があるため、乳児死因簡単分類（54分類）を使用する。なお、平成5年から第10回修正分類を使用するよう勧告されているが、わが国がいつから適用するかは今のところ未定である。

<死亡原因の選定>

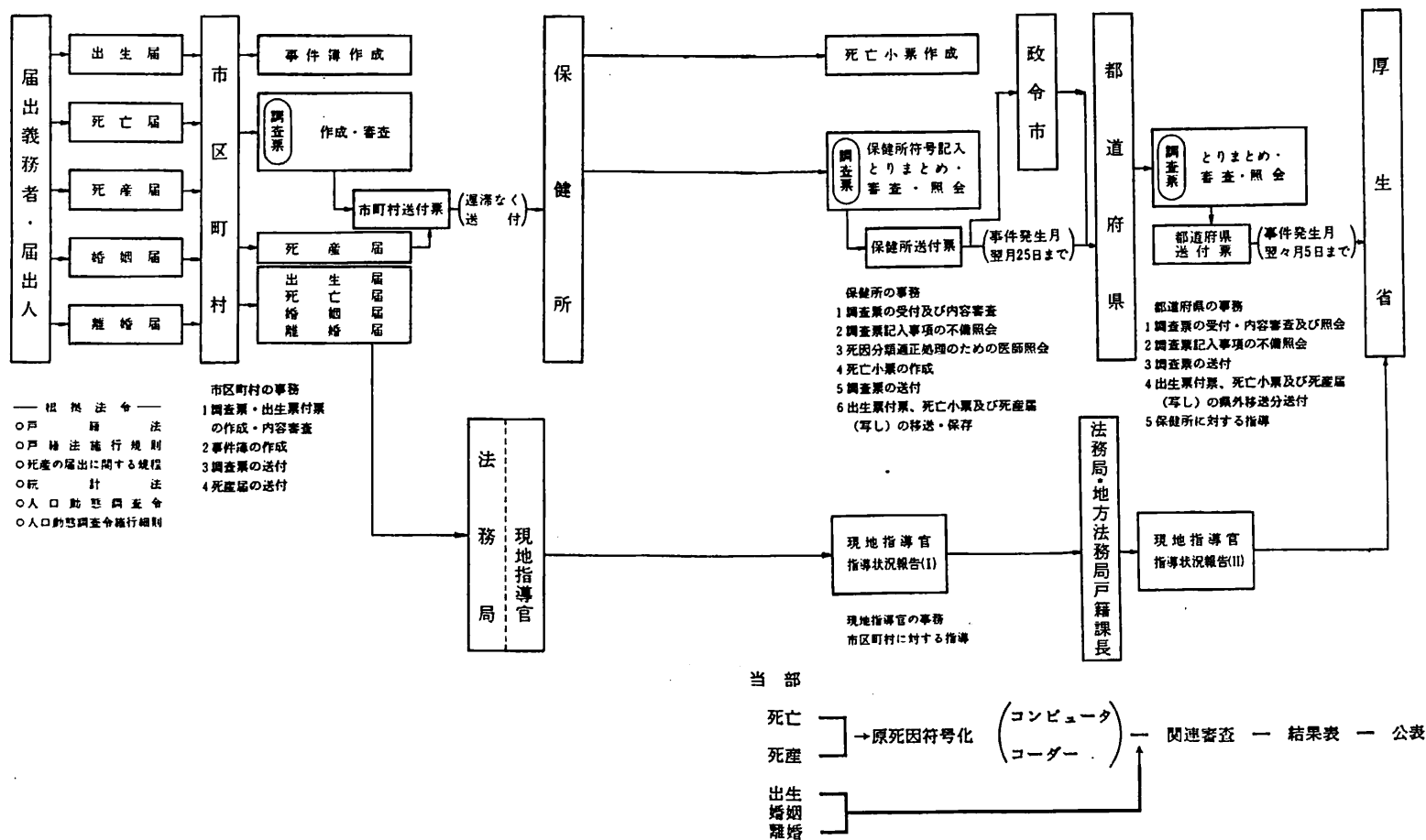
死因統計は死亡診断書に基づき単一死因で分類することとしている。死亡診断書に1つの死因しか記載されていない場合はそれで分類するため問題はないが、2つ以上の死因が記載されている場合は、公衆衛生の立場から原死因（直接死因を引き起こした一連の病的事象の起始点となった疾病又は損傷であり、死亡診断書の死因欄の最下欄に記載された疾病又は損傷をいう）を選択することになっている。例えば胃ガンが肝臓に転移し肝不全で死亡した場合、胃ガンがなければ死亡しなかったので胃ガンが原死因となる。2つ以上の死因が記載されている場合の原死因の選択にあつては、13項目の「原死因選択準則」が定められており、それに従って分類する。また、原死因を選択しやすいよう死亡診断書の死因記載欄の様式も国際的に統一されている。

資料Ⅳ－１ 人口動態統計の沿革

- 明治４年 「府藩県一般戸籍の法」制定（太政官布告第170号）
明治５年 「府藩県一般戸籍の法」施行 戸籍簿が作成される
表式調査方法により市町村長が年報で太政官民部省に報告地方分査
明治17年 結婚，離婚を調査対象とする。
明治19年 死産を調査対象とする。
明治31年 「戸籍法」制定
明治32年 「戸籍法」施行
表式調査方式から調査票式方式へ
中央集査
市町村において出生，死亡，婚姻，離婚，死産の１事件毎に１枚の統計小表
を作成し，３ヶ月毎に都道府県庁を經由して内閣統計局に提出
大正12年 人口動態調査令施行（勅令第478号）
人口動態調査令施行細則（閣令第８号）

統計小表は人口動態調査票と改称され，出生票，死亡票，婚姻票，離婚票，
および死産票の５種の様式が定められた。
市町村のとりまとめは３ヶ月毎から１ヶ月毎となる。
昭和19～21年 不完全な統計
出生，死産……………男女のみ
死亡……………男女×年齢各歳
表式調査方式により市町村長は１ヶ月分を集計して都道府県に報告
婚姻，離婚は中断
昭和21年 人口動態調査令の改正（勅令第447号）
人口動態調査令施行細則の改正（閣令第77号）
死亡診断書死体検案書並死産証書死胎検案書記載事項ノ件の一部改正（厚生
省令第40号）
死産の届出に関する規程の制定（厚生省令第42号）
昭和22年 「統計法」制定 指定統計第５号となる
総理庁から厚生省に移管 都道府県の主管を統計主管課から衛生局部課に移
管
昭和23年 保健所を經由することとする。
昭和24年 パンチカードによる機械集計本格化
昭和42年 電子計算機導入
昭和43年 OMR調査票に変更
調査票作成を２部から１部とし，出生票付票を複写式で，死亡小票を保健所
で作成することとする。
平成４年 OCR調査票に変更

資料Ⅳ－２ 人口動態統計の調査体系



資料Ⅳ－3 死因分類の沿革

死 因 分 類 修正国際会議		所 轄 機 関				我が国の適用期間
		国 際		日 本		
第 1 回	1900年	国際統計協会		内 閣	統 計 局	明治32～ 41年
2	1909	国際統計協会		内 内	統 計 局	明治42～大正11年
3	1920	国際統計協会		内 閣	統 計 局	大正12～ 7年
4	1929	国際統計協会		内 閣	統 計 局	昭和8～ 18年
5	1938	国 際 連 盟		厚生省予防局衛生統計部		昭和21～ 24年
6	1948	W	H	O	厚 生 省 統 計 調 査 部	昭和25～ 32年
7	1955	W	H	O	厚 生 省 統 計 調 査 部	昭和33～ 42年
8	1965	W	H	O	厚 生 省 統 計 調 査 部	昭和43～ 53年
9	1975	W	H	O	厚 生 省 統 計 情 報 部	昭和54～
10	1989	W	H	O	厚 生 省 統 計 情 報 部	未定

資料Ⅳ－4 人口動態統計様式

様式第7号

人口動態調査死亡小票

平成 年 月 日 市区町村受付

市区町村符号及び 保健所符号				事件簿 番 号		
(1)	氏 名	男 女				
(2)	性 別					
(3)	生 年 月 日	平・昭・大・明	年	月	日	午前・午後 時
(4)	死 亡 年 月 日	平・昭	年	月	日	午前・午後 時
(5)	死亡したところ	日 本 ・ 日 本 外				
(6)	死 亡 者 の 住 所					
(7)	国 籍	日本・韓国、朝鮮・中国・米国・その他				
(11)	世帯の主な仕事	1	2	3	4	5 6
(13)	死 亡 の 場 所	1 病	2 診	3 老	4 助	5 自
(14)	施設の名 称	()				
(15)	死 亡 の 種 類	1	2	3	4	5 6 7
(16)	死 亡 原 因	イ 期間				
		ロ				
		ハ				
		その他の身体状況				
(17)	外 因 死 の 追 加 事 項	傷害発生日 年 月 日	平・昭 年 月 日			
		手段及び 状 況				
		場 所				
(19)	医 師 の 住 所 氏 名					
	備 考					

市区町村符号及び 保健所符号	
事件簿番号	

平成 年 月 日 市区町村受付
平成 年 月 日 保健所受付

人口動態調査死亡票

指定統計第5号

(1)氏名	男・女		
(3)生年月日	平大 昭明	年 月 日	午前・午後 時
(4)死亡したとき	年 月 日 午前・午後 時		
(5)死亡したところ	日本 ・ 日本外		
(6)死亡した人の住所	丁目	番地	番 号
(7)死亡した人の国籍	日本・韓国・朝鮮・中国・米国・その他		
(8)配偶関係 (9)配偶者年齢	いる(歳)・未婚・死別・離別・不詳		
(10)死亡した人の出生地	月 日	都道府県	市区町村
(11)死亡したときの世帯の主な仕事			
(13)死亡の場所 (14)の種別	施設の名称 病・診・老・助・自・他		
(15)死亡の種類	1病死 2中毒 3災害 4自殺 5他殺 6外不 7		
(16)死の原因	I 直接死因	期間	
	ロ (イ)の原因		
	ハ (ロ)の原因		
	その他の身体状況		
(17)外因死の追加事項	手術の所見		
	手術の年月日	平・昭	年 月 日
(18)経歴・分べん等における身体状況	傷害発生場所	市区町村	1 従業中 2 従業中でないとき
	場所名の具体的記載		
(19)医師の住所氏名備考	住所	丁目	番地 番 号
	氏名		
備考			
確認()欄			

事件簿番号	0 100 200 300 400 500 600 700 800 900
支所符号	0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z
(2)男女別	1 男 2 女
(3)元号	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 9 不詳
生年	0 10 20 30 40 50 60 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
午前・後日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
(4)死亡したとき	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11
(6)都道府県	0 10 20 30 40 99 不詳
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(7)国籍	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(8)配偶関係	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(9)配偶者の満年齢	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(10)世帯の仕事	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(11)場所の種別	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(12)従業中・否	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(13)職業	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(14)産業	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(15)死因	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(16)E符号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(17)外因の場所	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(18)※	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

市区町村符号及び 保健所符号	
事件簿番号	

平成 年 月 日 市区町村受付
平成 年 月 日 保健所受付

人口動態調査死産票

指定統計第5号

(1) 母の国籍	国籍
(2) 父の氏名	____ 産
父母の氏名	母の氏名
年 齢	____ 産

(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別

(4) 死産があったとき

(5) 死産があったときの母の住所

丁目 番地 番 号

(6) 死産があったときの世帯の主な仕事

(8) この母の出産した子の数
出生子(出生後死亡した子を含む。)
妊娠満20週以後の死産児(この死産児を含む。)
妊娠満19週以前の死産児又は流産死胎(この死産児を含む。)

(9) 妊娠週数 満 週 週数

(10) 死産児の体重 グラム

(11) 胎児死亡の時期(妊娠満20週以後の自然死産のみ)

(12) 死産の場所の種別 病・診・助・自・他

(13) 双子以上の場合

(14) 死産の自然・人工別

(16) 胎児解剖の有無

(17) 死産に立ち会った者

(15) 自然死産の原因又は人工死産の理由	胎児の側	母の側
	イ 直接原因又は理由	
	ロ (イ)の原因	
	ハ (ロ)の原因	
	ニ (ハ)の原因	
	ホ (ニ)の原因	
	ヘ その他の	
	身体状況	
	優生保護法による場合	1 (疾患名) 2 (理由) 3 (理由)

備考
双子以上の場合は他の子の事件簿番号 出生票第 号
死産票第 号

確認()欄

事件簿番号	0, 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90
支所符号	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M
支所符号	N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z
国籍	1, 日本 2, 韓国 3, 中国 4, 米国 5, その他
年 父	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
年 母	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
男女別	1, 男 2, 女 3, 不詳
嫡出否	1, 嫡出子 2, 嫡出でない子
年 月 日	03, 02, 01, 64, 63, 62, 61, 60
時 分	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12
午前・午後	午前 午後
仕事	1, 専業 2, 兼業 3, 自営 4, 勤 5, 勤 6, 他
人 胎	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12
胎 胎	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12
週数	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
kg	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 2.5kg以下 99, 不詳
100g	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
時期	1, 分べん前 2, 分べん中 3, 不詳
場所	1, 病院 2, 診療所 3, 助産所 4, 自宅 5, その他
種別	1, 双子 2, 三つ子 3, 四つ子 4, 五つ子 5, 六つ子 6, 七つ子
順位	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
自然・人工	1, 自然 2, 法による 3, 不明 4, 不明
解剖	1, 有 2, 無
立会者	1, 医師 2, 助産師 3, その他
(17) 父	0, 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90
母	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
都道府県	0, 10, 20, 30, 40, 99, 不詳
市区町村	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
保健所	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
死産原因	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
死産原因	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
死産原因	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J
死産原因	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
死産原因	0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
死産原因	A, B, C, D, E, F

市区町村符号及び 保健所符号	
事件簿番号	

人口動態調査婚姻票

指定統計第5号

平成 年 月 日 市区町村受付

平成 年 月 日 保健所受付

市区町村受付月		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
(1) 氏名及び生年月	夫	氏名	元号 1 昭和 2 大正 3 明治												
			年 0 10 20 30 40												
			月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12												
	妻	氏名	元号 1 昭和 2 大正 3 明治												
			年 0 10 20 30 40 50												
			月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12												
夫の住所が日本か否か			日本・外 1 日本 2 日本外												
(2) 夫の住所			都道府県	0 10 20 30 40											
			市区町村	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9											
			保健所	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9											
(3) 国籍			夫	1 日本 2 韓国、朝鮮 3 中国 4 米国 5 その他											
			妻	1 日本 2 韓国、朝鮮 3 中国 4 米国 5 その他											
(4) 婚姻後の夫婦の氏氏			1 夫の氏 2 妻の氏												
(5) 同居を始めたとき			年	0 10 20 30 40 50 60											
			月	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12											
			平・昭 年 月												
(6) 初婚・再婚の別	夫	初婚・死別・離別	種別	1 初婚 2 死別 3 離別											
		直前の婚姻解消の年月	年	0 10 20 30 40 50 60											
	妻	初婚・死別・離別	種別	1 初婚 2 死別 3 離別											
		直前の婚姻解消の年月	年	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9											
			月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12											
			平・昭 年 月												
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事			夫	1 専業 2 兼業 3 自営 4 勤I 5 勤II 6 他											
			妻	1 専業 2 兼業 3 自営 4 勤I 5 勤II 6 他											
(8) 同居を始める前の夫妻の職業			夫	0 10 20 30 40 50 60 70 80 90											
			妻	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9											
			妻	0 10 20 30 40 50 60 70 80 90											
			妻	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9											
備考			※ A B C D E F												
確認()欄															

市区町村符号及び 保健所符号	
事件簿番号	

人口動態調査離婚票

指定統計第5号

平成 年 月 日 市区町村受付

平成 年 月 日 保健所受付

市区町村受付月		月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
(1) 氏名及び生年月	夫	氏名	元号 1 昭和 2 大正 3 明治
		年	0 10 20 30 40
		月	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	妻	氏名	元号 1 昭和 2 大正 3 明治
		年	0 10 20 30 40 50
		月	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(2) 国籍		国籍	1 日本 2 韓国 3 中国 4 米国 5 その他
(3) 離婚の種別		種別	1 協議 2 調停 3 審判 4 判決
(4) 調停・審判又は判決の年月		年	03 02 01 04 03 02 01 00
		月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
(5) 未成年の子の数		夫	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
		妻	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
同居の期間	(6) 同居を始めたとき	年	0 10 20 30 40 50 60
		月	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
		平・昭 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	(7) 別居したとき	年	0 10 20 30 40 50 60
		月	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
		平・昭 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
別居する前の住所が日本か否か		日本・外	1 日本 2 日本外
(8) 別居する前の住所		都道府県	0 10 20 30 40
		市区町村	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
		保健所	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
(9) 別居する前の世帯の主な仕事		仕事	1 専業 2 兼業 3 自営 4 勤I 5 勤II 6 他
(10) 別居する前の夫妻の職業		夫	0 10 20 30 40 50 60 70 80 90
		妻	0 10 20 30 40 50 60 70 80 90
備考		*	A B C D E F

確認()欄

数字記入例

0123456789

1 人口動態調査出生票

平成 年 月 日 市区町村受付

指定統計第5号

市区町村符号及び保健所符号

事件番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

(1) 子の氏名、氏名 出生子 性別 男 女 (2) 生まれたとき 昭 平 年 月 日 午前 午後 時

(3) 生まれたところ 日本 外国 都道府県 市、郡、東京都の区 町、村、指定都市の区 (指定都市の町) 字、丁目、番地、番 号 市区町村符号 保健所符号 アパート・マンション、棟号

(5) 父 母 父母の氏名 生年月日 大 昭 平 年 月 日 大 昭 平 年 月 日 (5) 父 母 日本 中国 タイ 米国 英国 フランス その他 不詳

(7) 同居を始めたとき 大 昭 平 年 月 日 (8) 子が生まれたときの世帯の主な仕事 (9) 子が生まれたときの父の職業 (10) 子の体重

(11) 双子以上の場合 双子 三つ子 四つ子 出産順位 第一子 第二子 第三子 第四子 第五子 第六子 第七子 第八子 第九子 第十子 出生の場所の性別 施設の種類 (13) 妊娠週数

(14) この母の出産した子の数 出生子 死産子 出生票第 号 死産票第 号 備考

(15) 出生に立ち会った人 確認 欄

数字記入例

0123456789

4 人口動態調査婚姻票

平成 年 月 日 市区町村受付

指定統計第5号

市区町村符号及び保健所符号

事件番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

市区町村 月 (1) 夫 妻 明 大 昭 年 月 妻 明 大 昭 年 月

(2) 夫の住所 日本 外国 都道府県 市、郡、東京都の区 町、村、指定都市の区、指定都市の町、字、丁目以下は記入しないでください

(3) 夫 妻 日本 中国 タイ 米国 英国 フランス その他 不詳 (4) 夫の氏名 妻の氏名 (5) 同居を始めたとき 大 昭 平 年 月

(6) 初婚・再婚の別 夫 初婚 再婚 氏別 婚姻 大 昭 平 年 月 妻 初婚 再婚 氏別 婚姻 大 昭 平 年 月

(7) 同居を始める前の夫のそれ 妻のそれ (8) 同居を始める前の夫の職業 妻の職業

確認 備考 欄

数字記入例 0123456789		5 人口動態調査離婚票		平成 年 月 日 市区町村受付		指定統計第5号	
市区町村符号及び保健所符号		住所 保健所		事件簿番号		平成 年 月 日 保健所受付	
市区町村 受付月		氏名及び 生年月		夫 年 月 日		妻 年 月 日	
(2) 夫		(1) 妻		(5) 未成年の子の数		(6)(7) 同居の期間	
日本 外国		国籍		夫婦の別		別居したとき	
日本 外国		国籍		夫婦の別		別居したとき	
(8) 別居する前の住所		日本 外国 都道府県 市、郡、東京都の区					
(9) 別居する前の世帯の主な仕事		(10) 別居する前の夫妻の職業					
確認		備考					

- 86 -

数字記入例

0123456789

3 人口動態調査死産票

平成 年 月 日 市区町村受付

指定統計第5号

市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

(1) 母の国籍 (2) 父の氏名 父 年 月 日 母 年 月 日

(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別 (4) 死産があったとき 昭和 年 月 日 午前午後 時

(5) 死産があったときの母の住居 日本 外国 不詳 都道府県 市、郡、東京都の区 町、村、指定都市の区 (指定都市の町)、字、丁目、番地、番号 市区町村符号 保健所符号 アパート・マンション、様方

(6) 死産があったときの世帯の主な仕事 (7) 死産があったときの父母の職業 (8) 出生子 妊婦満20週以後の死産児 妊婦満19週以前の死産児 この母の出産した子の数 人 胎 胎

(9) 妊娠週数 (10) 死産児の体重 (11) 胎児死亡の時期 (12) 死産の場所の種別

(13) 双子以上の場合 (14) 死産の自然・人工 (15) 死産に立ち会った者

		胎児の側	母の側
自然死産の原因又は人工死産の理由	イ 直接又は接は原因		
	ロ (イ) の原因		
	ハ (ロ) の原因		
	ニ (ハ) の原因		
	ホ (ニ) の原因		
II	その体他状の状況		
	衛生保健法による場合		

双子以上の場合には他の子の事件簿番号 出生票第 号 死産票第 号 備考 確認 () 欄

死亡 届

平成 年 月 日 届出

每

受理 平成 年 月 日				発 通 平成 年 月 日			
第 号				長 印			
送 付 平成 年 月 日							
第 号							
調査課長	記録課長	監査課長	調査員	関 係	付 託 課	通 知	

(1)	氏 名			□男 □女
(2)	生 年 月 日	年 月 日	(※多岐にわたる場合は 欄外に書くこと)	□午前 □午後 時 分
(3)	死亡したとき	平成 年 月 日	□午前 □午後 時 分	
(4)	死亡したところ	番地 番 号		
(5)	住 所 (住民登録をして いるところ)	番地 番 号		
(6)	本 籍	番地 番 号		
(7)	(外国人のときは 国籍だけを記入 してください)	筆頭者の氏名		
(8)	死亡した人の 夫 または 妻	□いる (満 歳) □ない (□未婚 □死別 □離別)		
(9)	死亡した人の 出 生 届	月 日	郡 道 府 県	役 所 役 場 に 届 出
(10)	死亡したときの 世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業だけをしている世帯 ☐ 2. 農業その他の仕事を持っている世帯 ☐ 3. 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯 ☐ 4. 管理・事務・教員・販売・外食・医療保健技術者・旧専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯(世帯または本人の職別の雇用先は6.) ☐ 5. 4.にあてはまらない勤労者世帯(世帯または本人の職別の雇用先は6.) ☐ 6. その他の世帯		
(11)	職 業・専 業	職業 産業		
(12)	そ の 他			
(13)	属 住 所	☐ 1. 関係の組織 □ 2. 関係していない組織 □ 3. 関係者 □ 4. 専任 □ 5. 地主 ☐ 6. 家屋管理人 □ 7. 土地管理人		
(14)	出 人	本 籍	番地 番 号	筆頭者の氏名
(15)	署 名	印 年 月 日 生		
(16)	事件簿番号			

死亡診斷書 (死体検案書)

氏 名			1 男 2 女	3 男 4 女		明治 大正 昭和 平成		
発 病 年 月 日	平成 昭和	年	月	日				
死 亡 年 月 日 時 分	平成	年	月	日	午前 午後	時	分	
死 亡 の 場 所 及 び そ の 特 別 (注意(1)参照)	番 地 号							
	1 病院 2 診療所 3 老人保健施設 4 助産所 (1~4 の名称) 5 自宅 6 その他							
死 亡 の 特 徴	1 病死及び自然死 2 外因死 (2 不慮の中毒 3 その他の災害死 4 自殺 5 他殺 6 その他及び不詳) 7 その他及び不詳							
死 亡 の 原 因	I	イ 直接死因			発病から 死亡まで の期間			
		ロ (イ)の原因						
		ハ (ロ)の原因						
	II	その他の身体 状況 (注意(2)参照)						
(注(注(1)及(4)との 重複数字的因 素関係の明ら かなものだけ 記入してくだ さい)	手 術 の 主 要 所 見				手 術 年 月 日	平成 昭和	年 月 日	
	解 剖 の 主 要 所 見							
外 因 死 の 追 加 事 項	傷 害 発 生 時 分		平成 昭和	年	月	日	午前 午後	時 分
	手 段 及 び 状 況							
	傷害発生場所 (注意(3)参照)		場所名の具体的 記 載		市区 町村	1 従業員 2 従業員でない時		
	生後168時間未満で死亡した場合の追加事項 (注意(4)参照)		妊娠・分娩時における母体の状況					
上記の通り診断(検案)する				平成	年	月	日	
(病院、診療所若しくは老人保健施設) の名称及び所在地又は医師の住所)				番 地 番 号				
(氏名)	医師			印				

◎夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

**死亡診断書
記入の注意**

- (1) 死亡の場所の場所、死を認めるに当たっては、死亡が自他共に発生した場合に於いて、住民に起因したものは住所が当市に在る人であるときは5を、その他のときは5を9を充てて下さい。

(2) 正確には、1. 罹病の発生と伝染の関係をいふ。病的状態に事象をきたしたと思われる身体状態をいふ。2. 罹病の発生に於いては「延滞病例」(延滞病例月報)の分母中、分母中の「延滞」に「延滞病例」(延滞病例月報)の分母中、赤

注42日目の発生に「延滞病例」(延滞病例月報)の分母中、赤

(3) 罹病者の所有品となつて「自宅」を意味する。「中」の(中)。「延滞」の延滞となつて「延滞」を意味する。

(4) 延滞：分母中に於ける罹病者の発生、この罹病者の発生に生じた場合又は発生した場合には、死亡者の発生、延滞、延滞所で発生した場合に於いてください。

平成 年 月 日 届出
長殿

記入の注意

且の「その他の身体状況」には、死産に直接の関係はないが、悪影響を与えたと思われる身体状況を書いてください。

1	死産児の男女別	1 男 2 女 3 不詳	母の氏名				
	死産の年月日時分	平成 年 月 日	妊娠週数	週			
			満				
2	死産児の体重	グラム					
3	胎児死亡の時刻	(妊娠満20週(妊娠第6月)以後自然死産のみ)		1 分娩前	2 分娩中	3 不詳	
4	死産の場所	番 地 番 号					
	及びその種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他 (1. 2. 3 の名称)					
5	双子以上の場合	1 双子 2 三つ子 3 四つ子以上 ()	出産順位	1 第一児 2 第二児 3 第三児 4 第四児以後 (第 児)			
	死産の自然人工別	1 自然死産 2 人工死産 (2 衛生保護法によるもの 3 衛生保護法によらないもの) 4 不 明					
6	自然死産の原因 又は人工死産の理由	胎 児 の 側		母 の 側		衛生保護法による場合	
		Ⅰ	直接原因 又は理由 ()		母体側の疾患 による。	1 疾患名	
			何の原因 ()			2 父近親者の疾患による。	疾患名
			何の原因 ()				
			何の原因 ()				
			何の原因 ()				
		Ⅱ	その他の 身体状況		その他		
7	胎児解剖の有無	1 有 2 無					
8	1 医師	上記の通り証明(検案)する。			平成 年 月 日		
	2 助産婦	(住所) (氏名)			番地 番 号 印		

婚姻届

平成 年 月 日 届

長 殿

婚姻届 平成 年 月 日 届出 長 殿		受理 平成 年 月 日 期 号		発送 平成 年 月 日 期 号		平成 年 月 日 長 印							
		届 号	届 号		届 号								
		警察調査		戸籍調査		調査票		調査票		調査票		調査票	
氏 名		夫 になる 人				妻 になる 人							
		氏 名				氏 名							
生 年 月 日		年 月 日				年 月 日							
		年 月 日				年 月 日							
住 所 (住民登録をしているところ)		番地 号				番地 号							
		世帯主の氏名				世帯主の氏名							
本 籍 (外国人のときは 出陣だけを書いてください)		番地 番				番地 番							
		籍類名の氏名				籍類名の氏名							
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 柄 (他の妻父母は その他の欄に 書いてください)		父		続 柄		父		続 柄					
		母		男		母		女					
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍		☐ 夫の氏		新本籍（左の□の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください）									
		☐ 妻の氏											
同居を始めた とき		年 月 （結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）											
		年 月											
初婚・再婚の別		☐ 初婚 ☐ 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別				☐ 初婚 ☐ 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別							
		年 月 日				年 月 日							
同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と		1. 農業だけをしている世帯 2. 農業とその他の仕事を持っている世帯 3. 官公署勤務を持っている自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯 4. 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健福祉技術者・旧専門学校卒卒年以上の技術者などの 勤務者世帯（以下に1年4週間の契約の雇用関係は6） 5. 4にあてはまらない勤務者世帯（以下に1年未満の契約の雇用関係は6） 6. その他の世帯											
		2. 農業とその他の仕事を持っている世帯											
夫 妻 の 職 業		夫の職業											
		妻の職業											
そ の 他		夫											
		妻											
出 入 名 簿 印		印											
		印											
事件簿番号		事件簿番号											
		事件簿番号											

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいて下さい。)。夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください。

この届書を本拠地でない役場に出すときは、戸籍抄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。(謄本でもけっこうです)。

証		人	
署 押	名 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに④のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書き
てください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

肉離れのものにはふくまれません。

- ◎ 署名は必ず本人が自署して下さい
- ◎ 印は各自別々の印を押して下さい
- ◎ 届出人の印を御持参下さい

連絡先

電話() 番

自宅・勤務先・呼出 方

任 毅

離婚届		受理 平成 年 月 日 期 号		発着 平成 年 月 日	
平成 年 月 日 届出		送付 平成 年 月 日 期 号		原 印	
姓 名		戸籍調査	人口調査	記載調査	調 査 票
(1) 氏 名	夫 氏 _____ 妻 氏 _____				
生 年 月 日	_____ 年 ____ 月 ____ 日	_____ 年 ____ 月 ____ 日			
住 所 (住民登録をして いるところ)	_____ 番地 _____ 番 号 世帯主の氏名 _____	_____ 番地 _____ 番 号 世帯主の氏名 _____			
(2) 本 籍 (外国人の場合は、 国籍を記入せよ。)	_____ 番地 _____ 番 号 世帯主の氏名 _____				
父母の氏名 父 _____ 母 _____ 兄弟姉妹のうち一人以上を その住所に同居している場合は、 その氏名も記入せよ。	夫の父 _____ 母 _____	続き情 男 _____ 女 _____	妻の父 _____ 母 _____	続き情 男 _____ 女 _____	
(3) 離婚の種別	☐ 協議離婚 ☐ 審判 年 ____ 月 ____ 日確定 ☐ 調停 年 ____ 月 ____ 日成立 ☐ 判決 年 ____ 月 ____ 日確定				
(4) 婚姻前の氏に とどる者の本籍	☐ 夫は _____ 番地 _____ 番 号 ☐ 妻は _____ 番地 _____ 番 号				
(5) 未成年の子の氏 名	しか離婚を行う子 _____ 者が離婚を行う子 _____ の氏名				
(6) 同居の期間	_____ 年 ____ 月 ____ から _____ 年 ____ 月 ____ まで				
(7) 別居する前の住所	(同居を始めたとき) _____ (別居したとき) _____				
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 農まけなどしている世帯 ☐ 農業とその他の仕事を携っている世帯 ☐ 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などと個人で経営している世帯 ☐ 官庁・学校・教員・販売・外交・医療保健技術者・専門学校卒卒業以上の技術者などの勤労者世帯(以下は1年以上の間の勤務先がある) ☐ 5. 4 にあてはまらない勤労者世帯(以下は1年以上の間の勤務先がある) ☐ その他世帯				
(9) 夫 妻 の 職 業	夫の職業 _____ 妻の職業 _____ [関係箇条の参照] 年…の4月1日から同年3月31日までに出張するときだけ書いてください				
そ の 他					
廣 告 押 印	夫	妻	印		
事件簿番号					

配入の注意

所望や消すやすいインキで書かないでください。

署名者の氏名欄には、戸籍のほかに記載されている人の氏名を書いてください。

本籍でない役場に出すときは、2通または3通してください。また、そのさい戸籍簿本も必要です。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき → 調停調書の原本
裁判離婚のとき → 裁判書の原本と確定証明書
付託離婚のとき → 付託書の原本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)			
署 押	名 印	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号

又母がいま婚姻しているときは、母の氏は問わないで、名だけを書いてください。

養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに□のようしるしをつけてください。

今後も厚労省の席に終っていた氏を称する場合には、左の欄には何れ記載しないください(この場合にはこの連絡届と同時に別の届書を提出する必要があります。).

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

- ◎ 署名は必ず本人が自署して下さい
- ◎ 印は各自別々の印を押して下さい
- ◎ 届出人の印を御持参下さい

先格連

電話()

自宅・勤務先・呼出

2

方

V 保健所の統計活動

<保健所の衛生行政組織における位置付け>

保健所は保健所法に基づき設置されており、原則として都道府県が設置主体になっているが、保健所法施行令に規定されているいくつかの市、特別区は独自に設置している。一般の衛生行政においては、国－都道府県（衛生主管部局）－保健所－市町村といった流れになっており、労働衛生行政のように国－都道府県労働基準局－労働基準監督署といったような国の直轄行政とは異なったものになっている。

<保健所の歴史>

保健所法は昭和12年に、特に国民の体位向上といった要請の中で出来てきたものである。戦前の衛生行政は社会防衛的立場から取り締まり的な性格が強いものであったが、終戦後、GHQの指導のもとで衛生行政が取り締まり的なものからサービス行政へと転換する中で、保健所法も全面的に改正され、地方における公衆衛生の中心機関として保健指導業務、疾病予防対策と管内地域の保健衛生に関する行政事務を合わせて実施する機関として位置付けられてきた。

<保健所の業務>

つぎに保健所の実際の業務を、保健所法第2条に明記されている順に挙げると、

- 1) 衛生思想の普及及び向上に関する事項
- 2) 人口動態統計に関する事項
- 3) 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項
- 4) 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 5) 保健婦に関する事項
- 6) 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 7) 母性及び乳幼児並びに老人の衛生に関する事項
- 8) 歯科衛生に関する事項
- 9) 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 10) 精神衛生に関する事項
- 11) 結核、性病、伝染病、その他の疾病の予防に関する事項
- 12) その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

これらのうち2番目に人口動態統計があるが、これが公衆衛生を行う上では最も基本と

なる統計である。このように保健所が行う業務は多岐にわたるが、12番目あるように、要するに公衆衛生関係の活動は何でもやれるように読める。

具体的にどういうことをやっているかという点、まず、保健所に直接やってきた人に保健婦や医師が指導したり、保健婦が家庭訪問を行って個別に指導するといった指導業務がある。また、委任業務として知事等から保健所長に委任された事務を行っている。委任されている業務には国の機関として都道府県知事等が処理する事務や、地方公共団体に属する事務がある。委任事務以外に保健所長が処理するものとしていろいろな法令に規定されている業務がある。届出を受理したり、許可したり、確認証明を交付したり、それぞれの法令に基づいて行われている。その他に経由事務がある。特に、通常活動以外のいろいろな統計に関する経由事務があるし、また申請についても保健所を経由して都道府県、そして国へと上げてくるものもある。また、市町村からのいろいろな委託業務もある。この他に、試験・検査・治療といったものがあるが、治療は原則的に予防的性格のものしか行わないことになっている。健康診断はいろいろと行っている。例えば、結核患者やその家族の健康診断や、乳児検診・3歳児検診といったものがある。乳児検診・3歳児検診は保健所に呼んで行くこともあるが、最近は市町村の保健センター、公民館等に出向いて実施することが多いようだ。

<保健所の職員>

保健所の場合、所長は医師であることが法的に義務付けられている。しかも3年以上公衆衛生の実務を経験したもの、国立公衆衛生院の課程を終了したもの、あるいはそれらと同等の経験があると認められるものでなければならないと規定されている。そのほかに、保健所には医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、保健婦など、保健所の業務を遂行するために必要な職員を置くことと条文に明記されている。これらの職種全てが置かれていない場合ももちろんあるが、医師、薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士、保健婦は、ほとんどの保健所に配置されているようである。

1つの保健所の職員数は、小規模なところで20名前後というところもあれば、大規模なところでは80～90名というところもある。

これら技術職員のほとんどについて、国は、その人件費を保健所運営費交付金という形で補助している。一部、地方交付税として一般財源化されている職種もある。保健所職員の人事に関しては、保健所を設置している地方公共団体が独自に行っている。ただ、技術職は、保健所、県立病院、衛生研究所といった出先と県庁衛生部といった衛生部内での異動が多いようである。一方、事務職は衛生部外との人事交流も多いようだ。公衆衛生活動

は非常に総合的な性格を持っていることから、特に多職種が参加して行っていくものであり、これらの職種の全体的な構成が大きく変わっていくことは、あまり考えにくい。

<保健所の設置状況>

保健所は、管内人口10万人に1ヵ所というのが一つの目安になっているが、実際には全国で約850の保健所が設置されている。管内人口は、管内に僻地を持っている保健所では非常に少なく、都市部ではかなり多く、約1万人から約80万人と相当開きがある。

<保健所内の組織>

保健所の組織として、所長以下総務課、衛生課、予防課、普及課といった組織があるが、これは1つの例であって、都道府県によって、あるいは同じ都道府県内であっても保健所によって若干組織は異なっている。これは、管轄区域の人口、面積などの問題等や、業務によってはいくつかの保健所に集中化していることなどがあって、必ずしも全保健所が同じ組織という訳ではない。

<保健所における衛生統計事務の取扱い>

都道府県や政令市ごとに保健所の組織が異なっているために、保健所内の各課の事務分掌も異なっており、保健所のどの課が衛生統計を担当しているかもそれぞれの保健所で異なっている。

衛生統計担当課といっても、そこが保健所の衛生統計に関するすべての業務を行っているとは限らない。例えば、医療施設関係のいろいろな調査を行う場合、医療法担当課、医務担当課が実際の業務を担当するし、薬剤師関係の調査では、業務を所管している課が担当する。後から述べるが、保健所の活動の中身自体についての統計である保健所運営報告などでは、保健所内のそれぞれの事業を担当しているそれぞれの課が集計したものを、衛生統計担当課に持ってきて、それを取りまとめるというのが一般的なようだ。厚生省報告例などでは、都道府県単位で集計されたものが国に上がってくるが、保健所では、それぞれの課の通常の活動を月報、四半期報や年報といった形でまとめて、県のその業務の主管課に所長から報告し、主管課で集計したものを県の衛生統計主管課に渡して、それから国に報告されるようである。

保健所の衛生統計に関する業務は、大きく2つに分けて考えることができる。1つは保健所の通常的な業務の中で把握されたものを取りまとめた、例えば厚生省報告例、保健所運営報告といったものと、もう1つは、何々調査という名称で実施される、例えば医療施

設調査、患者調査、国民生活基礎調査といった統計調査とがある。つまり保健所の中でデータがまかなえるものと、外にデータを依存するものの2種類に分けられる。通常業務の中で数が把握されているものには、伝染病の患者数、食中毒の件数、結核の患者数などがある。医療施設調査、患者調査などは調査票を保健所の職員が調査対象の施設に配付し、記入された調査票を回収し、取りまとめを行っている。

<保健所運営報告の内容>

保健所が関与している統計のうち、人口動態統計、医療施設調査、患者調査、国民生活基礎調査については、それぞれの調査について説明があると思うので、ここでは、特に保健所における業務内容を国に報告する保健所運営報告について、様式に示されている順に、保健所業務についての説明を加えながらみていくことにする。

健康診断の実施状況は、健康診断の種類ごとにそれぞれ何回、何人実施したかをとりまとめたものである。保健所の業務の所でも説明したが、一般的な健康診断の他に結核予防法に基づく管理検診や精神保健に関する診察など、保健所の内外で実施した健康診断を集計したものである。

母子保健、母子衛生については、まず妊娠届があるが、これは市町村に届け出られた妊娠届に関して市町村で集計した結果を保健所に報告してもらっている。妊娠が市町村に届け出られると、市町村では妊婦に母子手帳を交付する。この母子手帳によっていろいろな健康管理を行っている。妊娠中の健診、あるいは出生後の健診の受診票が母子手帳に添付されているが、これらを利用している。妊産婦に対する指導を何人行ったか、その結果はどうであったかも集計している。また乳幼児に対する保健指導も保健所活動として行ったもの、市町村活動として行ったものがあるが、何人実施したかまとめてある。保健指導は相談の場を設けた時に指導した件数で、家庭訪問して指導したものの件数は第2表の(5)にある。

療育相談は身体障害児のためのもので、療育についてどのような指導を行ったかその内容を細かく集計する。

様式3に歯科保健がある。これは、検診、保健指導、予防措置、治療をどれだけ実施したかをまとめたものである。さらに、栄養、精神保健、医療社会事業がある。医療社会事業とはメディカル・ソーシャル・ワークを日本語に訳したものだが、むしろそのままソーシャル・ワークと呼んだほうが分かりやすいように思われる。また、衛生教育は保健所の内外での活動をそれぞれの分野ごとに何回実施したかをまとめたものである。

保健婦の活動という形でまとめたものが様式8である。これは、家庭訪問における指導、

家庭訪問以外の指導をそれぞれ実人員何人、延べ何人に行ったかをまとめたものである。

予防接種は、基本的に市町村長の所管事項であるが、これを管内の市町村から報告を受けて、それを保健所で集計したものを記入する。

さらに、結核の予防活動についても、結核検診は市町村長、事業主、学校から実施状況等の報告を求めている、それを集計して報告する。結核予防法によって、結核の治療費の公費負担制度が定められており、この公費負担の申請の件数と、審査に合格した件数、承認した件数を集計している。結核予防法の給付の範囲と他の法令等による給付の範囲の違いなどのために、他の公費負担制度等を適用させたほうがより多く給付が受けられる場合があり、そのようなときには合格させても承認しない場合も生じる。結核予防法では命令入所や従業禁止といった権限を保健所長に与えている。他人に結核をうつす可能性が高い菌を、咳と一緒に多量に出すような症状を持っている人について、結核予防法に基づいて命令による入院という形をとることがある。あるいは不特定多数の人と接触することの多い特定の業務に従事している人に対して、他人に病気をうつす可能性が高い場合に従業を禁止できる。これらを何人に対し行ったかをまとめたものである。

防疫活動には、伝染病予防法に基づいて実施するものや、食品衛生関係事業所、給食施設の従事者の検便等があるが、これを取りまとめたものである。

食品衛生関係では、調査、監視件数をまとめている。営業許可の件数は厚生省報告例にその数が出てくる。営業許可は食品衛生法に基づいて出すが、いろいろな設備の状況に応じて、許可年数を変えているところもある。

乳の収去試験やそれ以外の食品の収去試験では市販品の抜き取り検査を行っており、問題がないかチェックしている。

環境衛生というのは、いわゆる環境問題に関するものではなく、環境衛生施設と呼ばれる旅館・ホテル、興行場、公衆浴場、理・美容、クリーニング、産業廃棄物・清掃関係の施設などに関するもので、こういったことも保健所で扱っている。

食品衛生施設や環境衛生施設の中には他の法律の規制が別途かかってくるものもある。例えばバー・スナックやいわゆるラブホテルといった施設が風俗営業の観点から規制の対象になることもあるだろうが、保健所では当然のことながら、食品衛生法や旅館業法による規制を行うことになる。

飲料水の水質検査には行政のための検査として行う場合と、持込みによる依頼検査として行うものがある。この他、いろいろな試験検査があり、検査の種類ごとに集計している。

以上が保健所運営報告の概要である。この他、食中毒の発生時には、患者の調査はもち

ろん、同じ食品を食べた人全員に対する聞き取り調査や食品自体の検査を行っている。例えば結婚式場などで食中毒が発生した場合、当日に同じ食事をとった招待客は数百人になることもあるが、どんなに遠くにいる人にも聞き取りを行う。このようにして把握された食中毒事件については別途報告が行われる。

このように見てくるとわかるように、保健所運営報告や厚生省報告例は、そのほとんどが保健所等においてインプットされた事業量を把握しているものといえよう。しかし、そのアウトプットをどのように把握するかは非常に難しい問題である。例えば、成人病の予防活動の効果をどのような指標を使えばよいかはそう難しくないが、実際に把握できるのかが大きな問題である。また精神障害者に対する保健婦の家庭訪問等による指導の効果はどのような指標を用いれば適切に把握できるのか明確になっていない。このような状況においては、衛生行政あるいは公衆衛生活動は投入した事業量だけしか把握できず、費用効果分析等を行うことは実際には困難である。もちろん、投入されている事業量について内容ごとに経年的変化をみたり、構成割合の変化を見たりすることでいろいろと分かっていくことは多いと考えられるが、やはり、インプットとアウトプットとの両者をきちんと把握することが大きな課題であろう。

資料V 保健所運営報告様式

保 健 所 運 営 報 告

1 保健所運営施設状況

平成 2 年 中

0 1 0

		結 核		増 殖 場 育	人 間 病										妊 娠 子				一 般	其 他	計
		定 期 検 査 外	(1)		(2)	(3)	(4)	児 科 生 病				婦 科 検 査		妊 娠 婦	乳 児 検 査 (産科を 除く)	幼 児 検 査 (小児科を 除く)					
								胃 腸 病		子 宮 病		一 般 婦 科	婦 科 検 査								
								39歳以下 (5)	40歳以上 (6)	39歳以下 (7)	40歳以上 (8)						その 他 (9)				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
保健所内	開設回数 (1)																				
	受診人員 (2)																				
保健所外	開設回数 (3)																				
	受診人員 (4)																				

平成2年分

〔注〕

- 保健所が管轄及び管轄外に対して実施した「健康診断・検診を除く。」の業務状況を把握するものであること。
- 保健所が自ら企画して実施したものを含む。保健所が企画に参画し施設と共同又は依頼を受けて開設した健康診断に保健所の医師（臨時雇い上げ等を含む。）が参加して行った場合も計上すること。
- 開設時以外の場合に健康診断を実施した場合も計上すること。
- 表頭の「開設回数(15)」には、正常した人口数にかかわらず、開設した期間中に開設期間内に開設し、1時間を超える場合は、1時間以上と概して計上することにより中絶を加えて算出した開設回数とする。ただし、準備、中絶及び後援の時間は含めないこと。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号

型別・人口別号

2 (1) 母 子 衛 生 (妊娠の届出)

平成 2 年 中

0 2 1

妊 娠 の 届 出 をした者の数 (1)	妊 娠 週 数 (月) 数				
	満 11 週 以 内 (第 3 月 以 内) (2)	満 12 週 ～ 19 週 (第 4 月～第 5 月) (3)	満 20 週 ～ 27 週 (第 6 月～第 7 月) (4)	満 28 週 以 上 (第 8 月 以 上) (5)	不 詳 (6)

〔注〕

- 母子保健法第15条の規定による妊娠の届出の状況を把握するものであること。
- 本年中に届出られた妊娠届出書、又は市町村長（政令市の市長を除く。）から報告された妊娠の届出に関する報告に基づいて計上すること。

2 (3) 母 子 衛 生 (妊産婦保健指導)

0 2 3

	妊 娠 婦				産 婦		
	本 年 初 回 被指導実人員 (1)	被指導延人員 (2)	1)のうち異常のある者の実人員		本 年 初 回 被指導実人員 (5)	被指導延人員 (6)	15)のうち異常のある者の実人員 (7)
			高血圧・たん白尿・浮腫 (3)	そ の 他 (妊婦又は分娩に 関係する異常) (4)			
保 健 所 活 動 (1)							
市 町 村 の 実 施 (保健所を設置する 市を除く。)(2)							
計 (3)							

〔注〕

平成2年分

- 妊産婦保健指導に関する保健所活動及び市町村の実施状況を把握するものであること。
- 医師、保健婦又は助産婦（いずれも臨時雇い上げ等を含む。）が行った場合に計上すること。
- 表頭の「本年初回被指導実人員(1)(5)」には、本年中に初めて指導を受けた者の実人員を計上すること。
- 表頭の「異常のある者の実人員(3)(4)(7)」には、それぞれの疾病（異常）について、本年中に初めて指導を受けた者の実人員を計上すること。
- 医療機関に委託して行う妊婦健康診査（昭和44年6月9日厚生省発第109号厚生事務次官通知）については計上しないこと。

保 健 所 運 營 報 告

设计符号	类别·人口数 符 号
------	---------------

2 (4) 母 子 衛 生 (乳幼兒保健指導)

4. 2. 9. 17

0 2 4

[illegible]

442

1. 乳幼児保健指導に関する保健所活動及び市町村の保健機能を把握するものであること。
2. 医師、保健師又は助産師（いずれも臨時嘱用）等の場合を含む。が行った場合に計上すること。
3. 医師の1人1年間の指導人数は1447人以内、であることとして上する。
4. 医師「助産」の1人1年度には1歳児から月齢児保健指導を含む、1歳児健康診査を含むもののみを計上し、その際）には、1歳児の健康診査を含む以外の保健指導を行ったものを計上すること。
5. 助産師による計上は行う乳児健康診査（昭和46年6月1日厚生省令第109号「厚生省告示通知」）に基づいて計上すること。

2 (5) 母子断生 (訪問指導)

0 2 5

	妊 産 婦 訪 問 指 導		妊 産 婦 産 後 訪 問 指 導		新生児訪問指導（未乳児を除く。）		小 児 訪 問 指 導	
	本年1月1日 妊婦訪問人員 (1)	被訪問妊婦人員 (2)	本年1月1日 被訪問産婦人員 (3)	本年1月1日 被訪問産婦人員 (4)	被訪問産婦人員 (5)	本年1月1日 被訪問小児人員 (6)	被訪問小児人員 (7)	
保護予活動 (1)								
市町村の実施 (保護所を派遣する 所を除く。)(2)								
計 (3)								

16

平均24分

- 1 県民関係に関する保健所活動及び市町村の実施状況を把握するものであること。
- 2 母子健康支援第1期計画の規定による妊産婦訪問指導及び妊婦健康に対する訪問指導、第2期計画の規定による新生児訪問指導並びに児童相談所長による乳児の訪問指導の状況、保健所活動及び市町村の実施と区分けして行うこと。
- 3 保健所及び市町村の医師、保健師及び助産師（いずれも臨時職員に任用を含む。）が行った訪問指導について行うこと。
- 4 保健所活動については本年中に実施したもの、市町村の実施については本年中に報告のあったものについて行うこと。

保 健 所 運 營 報 告

儀器所符碼	類別・人口別 符號
-------	--------------

2 (6) 母子衛生（保健所における療育指導）

平成 2 年中

0 2 6

[illegible]

jE1

平成2年分

- 1 児童福祉法第19条の規定により、保護所において行った指導育書の状況を把握するものであること。
- 2 各課の「本年計画指導専任人員表」に、各課別編成に指導員1課を割り当て指導育書を受けた者のうち、本年において初めて指導専務の判定がなされた者について計上すること。
- 3 各課の「保護申請」には、原則として指導専務の判定により書類の区分ごとに指導を受けたい人員を計上すること。
- 4 各課の「補修記録」には、補修に関する指導要領別とそれ以外の指導区分に計上すること。なお、指導の結果2課以上判定が変更になった場合には、それぞれの区分に計上すること。
- 5 各課の「種別別の指導を受ける者について」は、指導員によりそれぞれの区分に計上すること。

保健所運営報告

保健所符号		型別・人口別号	
-------	--	---------	--

3 歯科衛生

平成 2 年中

0 3 0

		検 診 ・ 保 健 指 導					
		妊 産 婦 (1)	乳 幼 児		そ の 他		計 (6)
			3 歳児健康診査 (2)	そ の 他 (3)	40 歳 以 上 (4)	そ の 他 (5)	
個 別 (延人口) (1)							
集 団	開設回数 (2)						
	延 人 員 (3)						

予 防 処 置				
妊 産 婦 (7)	乳 幼 児 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)	
個別・集団(延人口) (4)				

治 療				
治 療 の 方 法				治 療 を 受 け た 者 の 延 人 員 (15)
充 て ん 歯 数 (11)	抜 歯 数 (12)	歯周疾患の処置を受けた者 (13)	その他の処置を受けた者 (14)	
個別・集団(延人口) (5)				

(注)

平成 2 年分

- 1 歯科衛生について、本年中に行った保健所活動の状況を把握するものであること。
- 2 保健所が実施主体となって行ったもののほか、市町村その他のものから依頼を受けて行ったものも含めて計上すること。
- 3 表頭「検診・保健指導」の「乳幼児」の「3歳児健康診査(2)」には、歯科についての3歳児健康診査を行ったものを計上し、「その他(3)」には3歳児健康診査以外の検診・保健指導を行ったものを計上すること。
- 4 表頭「治療」の「充てん歯数(11)」「抜歯数(12)」には、便宜上、「個別・集団(延人口) (5)」欄を用いて、治療した歯数を計上すること。
- 5 表頭「治療」の「その他の処置を受けた者(14)」には、治療の種類ごとに計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所番号		型別・人口別 号	
-------	--	-------------	--

4 栄養改善指導

平成 2 年 中

0 4 0

		栄 養 指 導					
		母 子 (1)	成 人 (2)	その他の疾病 (3)	一 般 指 導 (4)	計 (5)	栄 養 指 導 率 (再 掲) (6)
個 別 指 導 (延 人 員)	(1)						
集 団 指 導	回 数 (2)						
	延 人 員 (3)						

		施 設 指 導					
		集 団 給 食 施 設				その他の給食施設 (1回50食以上又は 1日100食以上)	
		1回100食以上又は1日250食以上		1回300食以上又は1日750食以上			
		栄養士のいるもの (7)	栄養士のいない もの (8)	栄養士のいるもの (9)	栄養士のいない もの (10)	栄養士のいるもの (11)	栄養士のいない もの (12)
個 別 指 導 (延 施 設 数)	(4)						
集 団 指 導	回 数 (5)						
	延施設数 (6)						

平成2年分

(注)

- 1 保健所の栄養指導又は栄養士が本年中に行った栄養改善指導の実施状況を把握するものであること。
- 2 当該保健所以外の栄養指導又は栄養士の応援を受けて栄養改善指導を行った場合についても含めて計上すること。
- 3 表頭「施設指導」には、(特定多数人に対して通例として継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)について個別栄養指導を行った場合に「1回100食以上299食以下又は1日250食以上749食以下」の集団給食施設と「1回300食以上又は1日750食以上」の集団給食施設に分け計上し、「その他の給食施設(1回50食以上又は1日100食以上)」には「集団給食施設」以外のものについて計上すること。
- 4 表頭「集団指導」の「回数(25)」は、従事した人員数にかかわらず、開催した場所ごとに開催時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は、4時間までを増すごとに1単位を加えて算出した開催回数を計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所番号		型別・人口別 号	
-------	--	-------------	--

0 5 0

5 精神保健

平成 2 年 中

		精 神 保 健 相 談			精 神 保 健 訪 問 指 導			計
		社会福祉 (再掲) (12)	老人精神 保健(再掲) (13)	アルコール (再掲) (14)	社会福祉 (再掲) (16)	老人精神 保健(再掲) (17)	アルコール (再掲) (18)	(11)～(15) (19)
実 人 員 (1)	(11)							
延 人 員 (2)	(12)							

平成2年分

(注)

- 1 保健所における精神保健活動の状況を把握するものであること。
- 2 精神保健法第42条に規定する職員及びその他の職員で精神保健に関する業務に従事している者が記録を作成したものについて計上すること。
- 3 表頭の「実人員(1)」は次により計上すること。
 - (1) 精神障害者等が、本年初めて(前年から引き続き相談、指導を受けた者も含む)、精神保健相談及び精神保健訪問指導を受けた場合の実人員を計上すること。
 - (2) 同一人が複数の市町村に該当する場合は、最も右の区分にのみ「1」と計上すること。
 - (3) 精神障害者等が、付添人と一緒に来所して相談を受けた場合は、精神障害者本人のみに計上すること。
 - (4) 保護義務者等が、精神障害者等を伴わずに来所し、2人以上の精神障害者等について相談を受けた場合は、相談を受けた精神障害者等ごとに、実人員を計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		性別・人口別号	
-------	--	---------	--

6 医療社会事業

平成 2 年 中

0 6 0

	妊 娠	精神障害	成人病	妊 産 婦	乳 幼 児	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
取 扱 実 数 (1)							

平成2年分

面 接 延 回 数 (2)	
訪 問 延 回 数 (3)	

(注)

- 1 保健所における医療社会事業の取扱状況を簡略ごとに把握するものであること。
- 2 保健所の医療社会事業担当者又は業務係で医療社会事業を担当し、その活動に関する記録を作成したものについて計上すること。
- 3 同一人について2種以上の区分に該当する問題があった場合は、それぞれの該当する区分に計上すること。
- 4 表頭の「乳幼児5」には、乳幼児の医療上の問題及びその家族の医療上の問題に伴う乳幼児の問題について計上すること。ただし、家族の医療上の問題のうち「妊婦(1)」から「成人病(3)」までに該当する問題については、ここに計上せずそれぞれの該当する区分に計上すること。
- 5 表頭の「取扱実数1」には、本年中に面接訪問又は文書連絡等により問題解決のために取扱った案件数を計上すること。
- 6 表頭の「訪問延回数3」には、医療社会事業担当者等が本年中に訪問した延回数を世帯ごとに計上すること。なお医療施設等へ直接おもむいて連絡した場合は、その連絡延回数を計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		性別・人口別号	
-------	--	---------	--

0 7 0

7 新 生 教 育 (内容別開催回数)

平成 2 年 中

	感 染 症	妊 娠	精神障害	アルコール	母 子	成人・老人	栄養・健康増進	婦 科	医療・薬事	食 品	環 境	地区組織	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
保 健 所 内 (1)														
保 健 所 外 (2)														

平成2年分

(注)

- 1 講習会、研究会、座談会、講演会、研究会及び講演会等形式のいかんを問わず、衛生思想の普及向上を目的として、一般住民又は特定集団に対して行われた衛生教育についての保健所活動を把握するものであること。
- 2 保健所が自ら企画して行ったもののほか、他から依頼されて参加したものについても含めて計上すること。
- 3 次のものは含めないこと。
 - (1) 一健放送、新聞又は広報車による活動を行った場合
 - (2) 災害時に広報車又は保健所の自動車により災害地を巡回し、臨時、災害地で駐車(下車)し、り災者を集め伝染病予防、避難保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考え計上しないこと。
 - (3) パンフレット又はリーフレット等のみを配布した場合
 - (4) 保健所業務の普及のため兼用している医師、保健師、管理栄養士等の研修生に対して行った場合
 - (5) 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打ち合せ会、連絡会等の集会を行った場合
 - (6) 外部の諸施設や室のための各種の委員会、研究会等なる連絡及び業務打ち合せ等を目的とした参加関係等、直接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合
 - (7) 保健所職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合
- 4 「計14」には表頭の「精神(3)・4」の両欄分は含まないこと。

保 健 所 運 営 報 告

保健所番号	081
管区・人口別号	

8 (1) 保 健 所 (家庭訪問指導状況)

平成 2 年 中

	家 庭 訪 問 指 導 人 員																
	延世等数	実施回数	緊急症 (24時間)	妊 婦	精 神 障 害	心 身 障 害				成人病	その他 の疾病	妊産婦	乳 児	学 徒	家族計画	その他	計
						社会福祉 老人精神 (市町)	保健(市町)	ヘルパー (市 町)	その他								
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
保健所(1)																	
市町村(2)																	

平成2年分

(注)

- 保健所及び市町村に勤務している保健師が行った家庭訪問指導の状況を把握するものであること。
- 表欄の「訪問実施回数(1)」には、訪問の実施、不実施又は不明であったものも含めるが、「訪問実施回数」には訪問しなかった場合は計上しないこと。
- 表欄の「訪問実施回数(2)」には、家庭訪問に要した時間について、4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は、4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。ただし、準備、中断、後処理の時間は含めないこと。
- 妊産婦、乳児及び幼児については「緊急症(3)」から「その他の疾病(8)」までの各区分に該当する者を対象として訪問指導を行った場合は、それぞれ該当する疾病の区分に計上し、「妊産婦(9)」から「幼児(11)」までの各区分には計上しないこと。
- 表欄の「保健所(1)」には、保健所の保健師であって保健所業務の運営上管内市町村に駐在している者についても、ここに含めて計上すること。
- 表欄の「市町村(2)」には、市町村業務の運営上派遣された者についても、ここに含めて計上すること。
- 「計(14)」には、表欄「精神障害(6)・(7)・(8)」の角欄分は含まないこと。

保 健 所 運 営 報 告

保健所番号	082
管区・人口別号	

8 (2) 保 健 所 (家庭訪問以外の活動)

平成 2 年 中

082

		野 康 相 談	集 団 検 診	予 防 接 触	高 生 教 育	機 能 訓 練	そ の 他	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
保 衛 所	実 施 回 数 (1)							
	延 人 員 (2)							
市 町 村	延 人 員 (3)							

家 庭 訪 問 指 導 人 員					
健康相談 員	集団指導 員	予防指導 員	その他 員	計	
保健所保健師 (4)					
市町村保健師 (5)					

平成2年分

(注)

- 保健所及び市町村に勤務する保健師について健康相談、集団検診、予防接種、衛生教育及び機能訓練等家庭訪問以外の活動状況を把握するものであること。
- 表欄の「保健所」には、保健所が実施主体となって実施した活動を、「市町村」には、市町村が実施主体となって実施した活動を計上すること。
- 表欄の「実施回数(1)」には、従事した人員数にかかわらず、実施した場所ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は、4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。ただし、準備、中断、後処理の時間は含めないこと。
- 表欄「保健所保健師(4)」は、実施主体に関係なく、保健所保健師が行った保健指導を受けた者の延人員を計上すること。
- 表欄「市町村保健師(5)」は、実施主体に関係なく、市町村保健師が行った保健指導を受けた者の延人員を計上すること。

保健所運営報告

保健所符号	型別・人口別号
-------	---------

9 (2) 予防接種 (定期)

平成 2 年中

0 9 2

	ジフテリア					(1)から(5)までの計
	第 一 期			第 二 期	第 三 期	
	第 一 回 (1)	第 二 回 (2)	第 三 回 (3)			
ジフテリアトキソイド 使 (1)				(4)	(5)	(6)
ジフテリア破傷風 混合トキソイド使用 (2)						
沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド使用 (3)						

百日せき・ジフテリア・破傷風				急性灰白髄炎		麻 し ん (3)	風 し ん (4)	(7)から(9)までの計 (5)
第 一 回 (7)	第 二 回 (8)	第 三 回 (9)	第 四 回 (10)	第 一 回 (11)	第 二 回 (12)			

(注)

- 1 予防接種法による定期のジフテリア、急性灰白髄炎、麻しん及び風しんの予防接種の実施状況を把握するものであること。
- 2 人頭「百日せき・ジフテリア・破傷風」欄には、予防接種実施規則第15条第3項及び第16条第3項に規定する沈降精製百日せき・ジフテリア破傷風混合ワクチンを使用して行った予防接種を受けたものを計上すること。
- 3 市町村長又は特別区の区長から報告された実施報告により本年中に保健所が報告を受理したものについて計上すること。
ただし、政令市の保健所においては、本年中に保健所が実施したものについて計上し、他に依頼した場合は本年中に報告を受理したものについて計上すること。

9 (3) 予防接種 (臨時及び保健所活動)

0 9 3

	ジフテリア	ジフテリア・破傷風	百日せき・ジフテリア・破傷風	急性灰白髄炎	麻 し ん	風 し ん	コ レ ラ
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
臨時 (法によるものの) 接種者数	(1)						
保健所活動 (法による定期・臨時 及び法によらないもの) の接種者数	(2)						

	インフルエンザ		日 本 脳 炎			ウイルス病		(1)から(5)までの計
	第 一 回	第 二 回	初 回		追 加			
			第 一 回	第 二 回				
	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
臨 時 (法によるものの 被 接 種 者 数) (3)								
保 健 所 活 動 (法による定期・臨時 及び法によらないもの の接種者数) (4)								

(注)

平成2年分

- 1 予防接種法第2条第2項に規定する疾病について行われた同法第6条又は第9条の規定による臨時の予防接種の実施状況及び保健所が行った予防接種の実施状況を把握するものであること。
- 2 この表には、本年中に保健所が実施したもの及び他から報告又は連絡を受けたものを計上すること。
- 3 表頭に掲げていない疾病についての予防接種を行った場合には、空欄「00」に該当疾病名を記入して接種者数を計上すること。
- 4 表頭の「臨時」(1)(3)には、都道府県知事が保健所を実施機関として実施した場合、保健所以外の施設によって実施した場合及び市町村に行われた場合等予防接種法第6条又は第9条に規定する臨時の予防接種（厚生省保健医療局長と協議済みのもの）のすべてについて計上すること。
- 5 表頭の「保健所活動(2)(4)」には、予防接種法の規定による定期及び臨時又は予防接種法によらないで保健所が行った予防接種のすべてについて計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		型別・人口別 号	
-------	--	-------------	--

1 0 1

10 (1) 結 核 予 防 (定期及び定期外の健康診断・予防接種)

平成 2 年 申

		定 期														定 期 外		計	乳幼児03の うち再ツベ ルクリン反 応検査者 (再掲)	
		事業 者	学 校 長											施設の長	市町村長又は 特別区の区長		患者家族			そ の 他
															乳 幼 児	そ の 他				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		(12)	(13)				
ツベルクリン 反応検査	被注射者数 (1)																			
	被判定者数 (2)																			
	陰 性 者 数 (3)																			
	疑陽性者数 (4)																			
	陽 性 者 数 (5)																			
	BCG接種者数 (6)																			
	間 接 撮 影 者 数 (7)																			
	直 接 撮 影 者 数 (8)																			
	かくたん検査者数 (9)																			
検査完了者数	結 核 患 者 (10)																			
	結核発病のおそれがあると診断された者 (11)																			

平成2年分

(注)

- 1 結核予防法による定期及び定期外の健康診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。
- 2 法第11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通報又は報告（結核予防法施行規則による様式第二結核健康診断予防接種月報）をもとにして本年分をとりまとめ、計上すること。
なお、政令市市長の実施機関としての保健所長が法第4条第3項による定期の健康診断及び予防接種を実施した場合及び知事又は政令市市長が実施することとなっている定期外の健康診断及び予防接種について保健所長が実施した場合は、本年中に実施したものについて計上すること。
- 3 表頭「乳幼児03」には、表頭「乳幼児03のうち再ツベルクリン反応検査者（再掲）08」の結果も、再度含めてそれぞれの該当欄に計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		型別・人口別号	
-------	--	---------	--

10 (2) 結 核 予 防 (被保険者等別医療の公費負担) 平 成 2 年 中

1 0 2

	被 用 者 保 険		国 民 健 康 保 険			老人保健法	生活保護法	そ の 他	計
	本 人 (1)	家 族 (2)	一 般 (3)	退 職 本 人 (4)	退 職 家 族 (5)	(6)	(7)	(8)	(9)
申 請 (1)									
合 格 (2)									
承 認 (3)									

(注)

- 1 結核予防法第34条の規定による医療費の公費負担の状況を把握するものであること。
- 2 表頭の区分の2以上に該当する者については、最も左の区分にのみ計上すること。ただし、老人保健法による医療受給者は「老人保健法」欄にのみ計上すること。
- 3 表制の「申請(1)」には、結核診療協議会の診療を受けた者のうち、本年中に「合格」の決定がなされた者の数を計上すること。

10 (3) 結 核 予 防 (被保険者等別従業禁止・命令入所の公費負担)

1 0 3

	被 用 者 保 険		国 民 健 康 保 険			老人保健法	生活保護法	そ の 他	計
	本 人 (1)	家 族 (2)	一 般 (3)	退 職 本 人 (4)	退 職 家 族 (5)	(6)	(7)	(8)	(9)
前 年 末 現 在 (1)									
本 年 中 承 認 数 (2)									
本 年 中 解 除 数 (3)									
本 年 末 現 在 (4)									

平成2年分

(注)

- 1 結核予防法第35条第1項に規定する公費負担について、その実施状況を把握するものであること。
- 2 公費負担の申請あり、その承認を行った日の属する年中又は解除を決定した日の属する年中にそれぞれの件数を計上すること。
- 3 「本年中承認数(2)」には、既に結核予防法第35条第1項による公費負担を行っている者についての継続承認は含めないこと。
したがって、「本年中解除数(3)」についても継続申請あり、継続が認められた者は解除の扱いとしないこと。

保 健 所 運 営 報 告

保健所番号		世帯・人口数	
-------	--	--------	--

11 防 疫 (検査状況)

平成 2 年 第 四 学 期 中

1 1 0

	患 者 数 (疑念を含む。)	患者 (疑念を含む) との接触者	在宅 隔離 者	日 通 者	多発地区住民・無 届発生に伴うもの	食品関係従事者 の集団	給食施設従事者 の集団	水道給水従事者 の集団	そ の 他	計
細菌性赤痢	検査した検体数 (「他から依頼された又は他に依頼した検体を含む。」)	検体で実施したもの								
腸 性 検 体 数										
腸チフス・パラチフス	検査した検体数 (「他から依頼された又は他に依頼した検体を含む。」)	検体で実施したもの								
腸 性 検 体 数										

平成2年分

- (注)
- 1 保健所において取り扱った細菌性赤痢及び腸チフス・パラチフスの検査状況を把握するものであること。
 - 2 伝染病院及び隔離病舎等へ隔離中の者(ただし、防疫対策上必要な検査及び隔離前に採便した場合を除く。)の検体は含めないこと。
 - 3 保健所が自ら検査したものについては、結果の判明した日の属する期中に、他に検査を依頼したものについては、結果の報告を受理した日の属する期中に計上すること。
 - 4 区別の区分は、検査の対象によってそれぞれに分類して計上すること。したがって、ある区分に属するものを対象として検査を行った場合に、その対象の中に同時に他の区分に該当するものがある場合であっても、その本来の対象区分にのみ計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所番号		世帯・人口数	
-------	--	--------	--

1 2 0

12 寄生虫病予防

平成 2 年 中

	検査合否数	有 害 者 数	虫 類 の 種 類 (被 検 検 便 者 を 除 く。)						被 検 検 便 者 数
	(「他から依頼された又は他に依頼した検体を寄附された検体」を除く。)	(被検検便者を除く。)	回 虫	十 二 指 腸 虫	蟻 虫	蟻 虫	横 川 ・ 胃 形 蟻 虫	そ の 他 の 虫 類	
保 健 所 活 動									
市 町 村 の 実 施 (保健所を設置する市を除く。)									
計									

平成2年分

- (注)
- 1 衛生虫検査に関する保健所活動及び市町村の実施状況を把握するものであること。
 - 2 保健所が自ら検査したものについては結果の判明した日の属する期中に、他に検査を依頼したものについては結果の報告を受理した日の属する期中に計上すること。
 - 3 表内の「市町村の実施(保健所を設置する市を除く。)」には、学校保健が市町教委及び市町教委の指定に基づいて行われたものについては、含めないこと。

保 健 所 運 営 報 告

平成 2 年 第 四 半 期 中

保健所符号		型別・人口別等	
-------	--	---------	--

14 (1) 食品衛生（許可を要する施設に対 する調査・監視指導）

141

	調 査・監視指導 延 施 設 数
飲食店・レストラン等 (1)	
仕出し屋・弁当屋 (2)	
料 理 館 (3)	
そ の 他 (4)	
菓子（パンを含む。）製造業 (5)	
乳 処 理 業 (6)	
特別牛乳さく取処理業 (7)	
乳 製 品 製 造 業 (8)	
製 乳 業 (9)	
魚 介 類 販 売 業 (10)	
魚 介 類 せ り 売 り 営 業 (11)	
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業 (12)	
食品の冷凍又は冷蔵業 (13)	
かん詰又はびん詰食品製造業 （上記及び下記以外） (14)	
製 菓 店 営 業 (15)	
あ ん 類 製 造 業 (16)	
アイスクリーム製造業 (17)	
乳 類 販 売 業 (18)	
食 肉 処 理 業 (19)	
食 肉 販 売 業 (20)	
食 肉 製 品 製 造 業 (21)	
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業 (22)	
食 用 油 脂 製 造 業 (23)	
マーガリン又は ショートニング製造業 (24)	
み そ 製 造 業 (25)	
醬 油 製 造 業 (26)	
ソ ー ス 類 製 造 業 (27)	
酒 類 製 造 業 (28)	
豆 腐 製 造 業 (29)	
納 豆 製 造 業 (30)	
め ん 類 製 造 業 (31)	
そ う ざ い 製 造 業 (32)	
添加物（法第7条第1項の規定により 規格が定められたものを除く。）製造業 (33)	
食品の放射線照射業 (34)	
清 涼 飲 料 水 製 造 業 (35)	
水 雪 製 造 業 (36)	
水 雪 販 売 業 (37)	
計	38

〔注〕

- 食品衛生法第21条に規定する許可を要する管内の営業施設に対して行った食品衛生監視員による現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。したがって、食品衛生監視員以外のものが出動したときは計上しないこと。
- 情報に基づく無許可営業施設の調査に出動した場合、又は監視の発見した無許可営業施設については計上しないこと。
- 計上の単位は、同一施設を1回調査又は監視指導することに「1」と計上すること。
なお、同一施設を2人以上で同時に調査又は監視指導した場合も「1」と計上すること。

14 (2) 食品衛生（許可を要しない施設 に対する監視指導）

142

	監 視 指 導 延 施 設 数
給 食 学 校 (1)	
病 院・診 療 所 (2)	
機 関 事 務 所 (3)	
そ の 他 (4)	
乳 さ く 取 業 (5)	
食 品 製 造 業 (6)	
野 菜・果 物 販 売 業 (7)	
そ う ざ い 販 売 業 (8)	
菓子（パンを含む。）販売業 (9)	
食 品 販 売 業（上記以外） (10)	
添加物（法第7条第1項の規定により 規格が定められたものを除く。）製造業 (11)	
添 加 物 の 販 売 業 (12)	
水 雪 採 取 業 (13)	
原料・容器包装・おもちゃの 製造業又は販売業 (14)	
計	15

〔注〕

- 食品衛生法による許可を要しないか、監視又は指導の対象になっている施設に対して行った食品衛生監視員による監視指導の状況を把握するものであること。
- 計上の単位は、同一施設を1回監視指導することに「1」と計上すること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」と計上すること。
- 同一施設において2種以上の許可を要しない営業施設にそれぞれ監視指導した場合はそれぞれの該当区分に計上すること。
また、一つの対象として監視指導した場合は、その主たる営業によって該当する区分に計上すること。

14 (3) 食品衛生（食品衛生監視員の監視指導）

食品衛生関係営業施設監視指導 出勤延人員（人×業務単位）	
---------------------------------	--

平成2年分

〔注〕

- 食品衛生監視員が、その監視対象となる施設について行った現場調査及び監視指導の出勤状況を把握するものであること。
なお、この表には、許可を要する施設に対して行った許可前の調査指導及び許可を要しない施設に対して行った監視指導についても計上すること。
- 従事人員1人の活動について4時間以内を1業務単位とし、4時間を超える場合は、4時間までを増すことに1業務単位を加えて算出された各従事人員についての総和を計上すること。
なお、保健所を出発し、帰所するまでの所要の交通時間を含めること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		型別・人口別号	
-------	--	---------	--

14(4) 食品衛生(保健所が行った乳の収去試験)

平成 2 年 第 四 半 期 中

1 4 4

		乳 及 び 乳 製 品 の 成 分 規 格 の 定 め の あ る 事 項 に 関 す る 検 査									乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査	
		試 験 し た 収 去 検 体 数 (実 数) (1)	不 通 検 体 数 (実 数) (2)	不 満 理 由 (延 数)							試 験 し た 収 去 検 体 数 (実 数) (10)	試 験 件 数 (延 数) (11)
				無 固 脂 形 (3)	乳 脂 肪 (4)	比 重 (5)	酸 度 (6)	細 菌 数 (7)	大 腸 菌 群 (8)	抗 菌 性 物 質 (9)		
生 乳 (1)												
牛 乳 (2)												
部 分 脱 脂 乳 (3)												
加 工 乳	乳 脂 肪 分 3 % 以 上 (4)											
	乳 脂 肪 分 3 % 未 滿 (5)											
そ の 他 (6)												
計 (7)												

平成2年分

(注)

- 食品衛生監視員が試験の用に供するため収去した乳について、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令で成分規格の定めのある事項に関する検査及び成分規格の定めのない事項に関する検査を行った状況を把握するものであること。
- 当該保健所において試験を行い、その結果が判明したものについて、結果が判明した日の属する期中に計上すること。なお、ここには、他の保健所等で収去したものについて、検査の依頼を受けた場合も含むこと。
- 表頭「不適理由(延数)」には、検査結果が不適であった検体の延数を、その理由別に「無固脂形(3)」から「抗菌性物質(9)」までに計上すること。例えば、同一検体について2つ以上の不適理由がある場合は、該当欄にそれぞれ「1」と計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号	型別・人口別 符 号
-------	---------------

14 (5) 食品衛生 (保健所が行った乳以外
の食品等の収去試験)

平成 2 年 第 四 半 期 中

1 4 5

	試験した 収去検体数 (実 数) (1)	不良検体数 (実 数) (2)	不 良 理 由 (延 数)							暫定的規制値の 定められている ものの試験した 収去検体数 (実 数) (10)
			大腸菌群 (3)	異 物 (4)	添加物 使用基準 (5)	法定 添加物 (6)	残留農薬 基準 (7)	抗菌 物質 (8)	そ の 他 (9)	
魚 介 類 (1)										
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食品 (2)									
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品 (3)									
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品 (4)									
	生食用冷凍鮮魚介類 (5)									
	魚 介 類 加 工 品 (6)									
	(かん詰・びん詰を除く。)									
	肉 類 及 び そ の 加 工 品 (7)									
	(かん詰・びん詰を除く。)									
	乳 製 品 (8)									
	乳 類 加 工 品 (9)									
	(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)									
	アイスクリーム類・氷 菓 (10)									
	穀 類 及 び そ の 加 工 品 (11)									
	(かん詰・びん詰を除く。)									
	野菜類・果物及びその加工品 (12)									
	(かん詰・びん詰を除く。)									
	菓 子 類 (13)									
	清 涼 飲 料 水 (14)									
	酒 精 飲 料 (15)									
	氷 雪 (16)									
	水 (17)									
	かん 詰 ・ び ん 詰 食 品 (18)									
	そ の 他 の 食 品 (19)									
添 加 物	化学的合成品及びその製剤 (20)									
	そ の 他 の 添 加 物 (21)									
	器 具 及 び 容 器 包 装 (22)									
	お も ち 等 (23)									
	計 (24)									

平成2年分

〔注〕

- 食品衛生監視員が試験の用に供するため収去した食品（乳を除く。）等について行った試験の状況を把握するものであること。
- 当該保健所において試験を行い、その結果が判明したものについて、結果が判明した日の属する期中に計上すること。なお、ここには、他の保健所等で収去したものについて検査の依頼を受けた場合も含むこと。
- 表頭「不良理由（延数）」には、検査結果が不良であった検体の延数を、その理由別に「大腸菌群(3)」から「その他(9)」までに計上すること。例えば、同一検体について2つ以上の不良理由がある場合は、該当欄にそれぞれ「1」と計上すること。ただし、「その他(9)」について異なる不良理由が2つある場合は「2」と計上すること。

保 健 所 運 営 報 告

保健所符号		型別・人口別 符 号	
-------	--	---------------	--

1 5 1

15 (1) 環 境 衛 生 (環境衛生監視員等の調査・監視指導)

平成 2 年 中

	宮 業 関 係 施 設						廃 棄 物 処 理 ・ 清 掃 関 係 施 設			
	旅 館 等	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	し 尿 処 理 施 設	浄 化 槽	ご み 処 理 施 設	産 棄 廃 物 施 設
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
調 査 ・ 監 視 指 導 延 施 設 数										

	飲 料 水 施 設							そ の 他 の 施 設						そ の 他	計
	水 道 事 業 (簡易水道事 業を除く。)	簡易水道事業	水 道 用 水 供 給 事 業	専 用 水 道	簡 易 専 用 水	そ の 他 の 水	井 戸 等	化 製 場 (準ずる施設 を含む。)	畜 舎 ・ 家 畜 舎	火 葬 場	墓 地 ・ 墓 所	特 定 建 築 物	一 般 プ ール		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
調 査 ・ 監 視 指 導 延 施 設 数															

〔注〕

- 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。
- 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員が行ったもののみについて計上すること。
- 情報に基づき無許可無届営業施設の調査に出動した場合、又は監視の際発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。
- 計上の単位は、同一施設を1回監視指導するごとに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

15 (2) 環 境 衛 生 (飲料水水質検査)

1 5 2

		水 道 事 業 (簡易水道事業を除く。)	簡 易 水 道 事 業	水道用水供給事業	専 用 水 道	簡 易 専 用 水 道	そ の 他 の 水 道	井 戸 等	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
検査した検体数 (他から依頼され た又は他に依頼 した検体を含む。)	給水栓水・ 蛇口の水等 (1)								
	水道原水 (2)								

平成2年分

〔注〕

- 保健所において取り扱った飲料水施設の水质検査の状況を把握するものであること。
- 飲料水施設における給水栓・蛇口・井戸等及び水道原水から直接採取した水の水质検査について計上するものであること。

保健所運営報告

保健所番号

性別・人口別
件 号

16 試験検査

		件数
病 原 生 物 学 的 検 査	赤痢	11
	培養	12
	同定	13
	耐性	14
	培養	15
	同定	16
	耐性	17
	培養	18
	同定	19
	耐性	20
	培養	21
	同定	22
	耐性	23
	培養	24
	同定	25
	耐性	26
	培養	27
	同定	28
	耐性	29
	培養	30
	同定	31
	耐性	32
11 から 20 までの計		29

平成 2 年中

		件数
臨 床 学 的 検 査	赤血球数	33
	白血球数	34
	全血比重	35
	血色素量	36
	ヘマトクリット値	37
	赤血球沈降速度	38
	ABO式	39
	血液型	40
	Rh(D)式	41
	梅毒血清反応	42
	その他	43
	生化学的検査	44
	蛋白	45
	糖	46
	ウロビリノーゲン	47
	沈査	48
	その他	49
	潜血反応	50
	寄生虫卵	51
	血圧	52
	心電図	53
	眼底	54
	問接撮影	55
	直接撮影	56
	断層撮影	57
	胸部X線検査	58
	その他	59
33 から 50 までの計		51

1 6 0

		件数
食 品 衛 生 学 的 検 査	細菌学的検査	60
	理化学的検査	61
	その他の検査	62
	水道原水	63
	水道水	64
	井戸水	65
	その他	66
	利用水等	67
	下水	68
	下	69
	尿検査	70
	大気汚染検査	71
	臭気検査	72
	騒音振動検査	73
	廃棄物検査	74
	その他の検査	75
	その他	76
	その他	77
	その他	78
	その他	79
	その他	80
50 から 59 までの計		79

(注)

- 1 保健所において本年中に行った試験検査にかかる検体数を把握するものであること。
- 2 保健所において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
- 3 表側の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について表側に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

平成2年分